

つながる まち・ひと・みらい ひがし北海道の拠点都市・釧路

釧路市まちづくり基本構想

2018年度～2027年度

釧 路 市

「つながる まち・ひと・みらい ひがし北海道の拠点都市・釧路」を目指して



釧路市は、阿寒湖や釧路湿原をはじめ豊かな自然環境、多様な文化を有するとともに、ひがし北海道の拠点として発展し、その先進性、可能性に国内外からの注目を集めています。そして市民は郷土釧路に愛着を感じ、誇りを持っています。

本市はこれまで、数次にわたる総合計画のもとで、市民生活の向上や都市基盤の整備・充実を図り、都市の魅力を高めてきました。その一方で、水産業や石炭産業など地域産業の低迷から昭和50年代に減少に転じた人口は、若い世代の転出による社会減が依然として続いており、様々な業種における人手不足や、生産力の低下、地域コミュニティの弱体化など課題への対応が急務となっています。

釧路市まちづくり基本構想では、これまで進めてきた財政健全化や市役所改革、域内循環や外から稼ぐ力の強化といった都市経営戦略プランの考え方を基本とし、より幅広く“まち”と“ひと”がつながりを強めて力を結集していく「域内連関」に取り組むこととしており、このまちにある様々な資源の魅力や価値をさらに高め、地域経済のプラス成長を図っていくことで、安心して暮らし続けられる地域社会を築き、夢と希望にあふれる“みらい”を次の世代へと引き継ぐことができるまちづくりが可能になるものと確信しております。

まちづくり基本構想の策定に当たり、ご尽力を賜りました基本構想策定市民委員会委員の皆様をはじめ、各種アンケートや審議会、シンポジウムなどにご協力いただいた多くの方々に心から感謝を申し上げますとともに、まちづくり基本構想の推進に際しましても、市民の皆様や関係各位の一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2018(平成30)年3月

釧路市長 蝦名大也

目 次

【構想編】

1はじめに	1
(1)策定の目的	1
(2)釧路市まちづくり基本構想の位置付け	1
(3)期間・推進方法	2
2釧路市の概況	3
(1)地勢	3
(2)沿革	3
(3)都市経営の視点によるまちづくり	4
3釧路市の課題	5
(1)人口	5
(2)経済産業	8
(3)住民生活	13
(4)財政運営	19
4目指すべきまちづくり	22
(1)目指すべきまちづくり	22
(2)目指すべきまちづくりを実現するための考え方	22
(3)都市空間利用の基本方向	24
(4)人口指標	25
5まちづくり基本方針	26
(1)まちづくり基本方針1 未来を担う子どもを育てるまちづくり	26
(2)まちづくり基本方針2 すべてのひとが活躍できるまちづくり	26
(3)まちづくり基本方針3 地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり	27
(4)まちづくり基本方針4 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり	27
(5)まちづくり基本方針5 自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり	28

【計画編】

6重点戦略	29
(1)まちの活力を高める経済活性化戦略	31
(2)地域経済を担う人材育成戦略	32
(3)経済活動を支える都市機能向上戦略	33
7分野別施策	35
第1章 福祉・安全安心	35
第1節 子育て	35
第2節 保健・医療	37
第3節 地域福祉	39
第4節 高齢者福祉	40

第5節 障がい者・児福祉	42
第6節 社会保障	44
第7節 防災・消防	47
第8節 交通安全・防犯	49
第9節 消費生活	50
第2章 環境・教育・文化	51
第1節 環境保全・野生生物	51
第2節 共生	53
第3節 交流・平和	55
第4節 生涯学習	57
第5節 学校教育	59
第6節 文化・芸術	61
第7節 スポーツ	63
第3章 経済・産業	65
第1節 農業	65
第2節 林業・木材産業	67
第3節 水産業	68
第4節 鉱工業	70
第5節 観光	71
第6節 商業・中小企業	73
第7節 産業支援・企業誘致	75
第8節 雇用・労働	77
第4章 都市構造・都市基盤	79
第1節 持続可能なまちづくり	79
第2節 道路・河川	82
第3節 港湾・空港	84
第4節 住宅	86
第5節 水道・下水道	87
第6節 公園	89
第7節 ごみ処理	90
第5章 市民協働・行財政運営	91
第1節 市民協働	91
第2節 行財政運営	93
【資料編】	
8 策定の経過	95
9 市民参加の取り組み	97
10 関連要綱	101

1 はじめに

(1) 策定の目的

これまで、釧路市では、限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」の3つからなる「釧路市都市経営戦略プラン」を策定し様々な取り組みを行ってまいりました。これらの取り組みによって財政健全化が進みまちづくりの基盤が築かれつつあります。

さらに、将来に希望の持てるまちの姿を見据え、特に「わかもの」「女性」が未来に希望を持ち、安心して住み続けられるまちづくりを行うために「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定したところです。

今、生産都市として築かれてきた高い技術力や人材、先人から受け継いだ文化、豊かな自然環境など釧路らしい強みを生かしていくことを決意し、さらなる発展のために、地域が一体となって目指すべきまちの姿を共有しながら主体的にまちづくりを進めていくことを理念として制定された釧路市まちづくり基本条例のもとで、「都市経営」の視点による新たなまちづくりの指針として「釧路市まちづくり基本構想」を策定します。

(2) 釧路市まちづくり基本構想の位置付け

これまで市町村においては、地方自治法の規定により「基本構想」の策定が義務付けられていましたが、2011(平成23)年の同法の改正に伴い、この義務付けが廃止され、「基本構想」の策定については、各市町村の判断に委ねられることとなりました。本市は、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるために、中長期の視点を持った計画の策定は不可欠であると考え、釧路市まちづくり基本条例第23条の規定に基づき、釧路市まちづくり基本構想を策定します。

① 地域と共有するまちづくりの指針

地域がさらなる発展を目指すためには、市民、団体、企業、行政などの様々な主体が、まちづくりの方向性を共有することが重要です。

市民委員会の開催やアンケート調査の実施により市民と協働して策定した釧路市まちづくり基本構想を、地域が持つ知恵や力を結集させ、地域の発展へつなげるための指針として位置付けます。

② 市が進めるまちづくりの指針

目指すべきまちづくりを着実に進めていくために、経済、福祉、都市整備、環境、教育などの分野別における個別計画や施策の最上位となる指針として位置付けます。

(3) 期間・推進方法

釧路市まちづくり基本構想では、計画期間を2018(平成30)年度から2027(平成39)年度までの10年間とします。また、目指すべきまちづくりの実現に向けて、中期実施計画（期間は毎年度ローリング方式による3年間）を策定し、具体に推進・管理をしていきます。

2 釧路市の概況

(1) 地勢

本市は、北海道の東部に位置し、総面積1,362.90km²と全国でも有数の広大な行政面積を有しています。また、飛び地を含むという地理的特性を持っています。

北部には雄阿寒岳・雌阿寒岳を中心とする山岳地帯、ここから南西方向に丘陵地帯が伸びており、こうした山地・丘陵に囲まれる形で、釧路湿原を含む広大な低地が、南側の太平洋に向かって展開する地形となっています。

また、本市域を流れる釧路川、新釧路川、阿寒川、仁々志別川、音別川等の各河川の流域には、市街地が形成されています。さらに、森と湖、火山、河川、湿原、海などの多彩で雄大な世界に誇れる大自然に恵まれています。

気候は、7月から9月までの日最高気温の平均が*21.1℃であり、夏季の冷涼な気候が特色です。日照時間は、夏季には霧が発生し短いものの冬季を中心に長く、降水量は一年を通じて少なくなっています。なお、面積が広く変化に富んだ地形などのため、市内でも地域によっては気温や積雪量に大きな差異があります。

(2) 沿革

戦後の復興期から、旧釧路市は、水産、石炭、紙・パルプの3大基幹産業の発展とともに成長を続けました。これらの基幹産業のそれぞれが、時代の流れとともに、地域の経済をけん引する役割を果たし、地方都市としては稀有な複合的産業構造が大きなメリットとなって、まちの発展に結び付いてきました。

旧阿寒町は、石炭、硫黄などの鉱業や農林業、観光産業が基幹をなすとともに、鉱業を背景とした関連する商工業が経済基盤の中核をなしていました。

旧音別町は、石炭鉱業のほか、冷害凶作に悩む畑作中心の農業から酪農業への切り替えが進められていました。

*人口の推移は、旧阿寒町、旧音別町では、徐々に都市部への移動による減少が現れはじめ、1959(昭和34)年をピークに減少傾向に転じ、農山村地域の過疎化が見られるようになります。一方、旧釧路市では、1971(昭和46)年には20万人を超え、港湾・空港・道路などの整備による人流・物流機能の強化と、人口集積による第3次産業の発展もあり、ひがし北海道における中核都市としての地位を固めてきました。

昭和40年代から、地域の基幹産業を取り巻く状況が大きく変化します。1970(昭和45)年の雄別炭鉱、尺別炭鉱の閉山により、旧阿寒町、旧音別町では、人口の半減という事態に見舞われました。旧釧路市においても、1977(昭和52)年の200カイリ漁業専管水域施行の影響、2次にわたる石油危機による全国的な景気停滞などにより人口増加のスピードが鈍化し、1981(昭和56)

*過去10年間（平成19年～平成28年）の平均値。

*本項における人口は、各年10月1日現在の住民基本台帳人口によるもの。

年には減少傾向に転じました。

旧阿寒町では、観光産業、農林業を中心とする産業構造へと変化しました。1973(昭和48)年には観光客入込数が100万人を突破。全国的にも「観光のまち」として知名度を上げ発展してきました。

また、旧音別町では企業誘致が積極的に進められ、製造業や学校施設などの進出が図られたほか、酪農業では生産性向上のための基盤整備、林業では近代化促進のための大型機械の導入などが進められました。

平成に入り、旧釧路市では、水産業における資源量の減少や2002(平成14)年の太平洋炭礦の閉山などから地域経済の低迷は続きました。これらの基幹産業を補完する産業の創出を目指し、食・環境・観光などの分野において、産学官連携と地域一体となった取り組みなどが進められてきました。

2005(平成17)年10月11日に旧釧路市、旧阿寒町及び旧音別町の3市町が新設合併し、新「釧路市」は誕生しました。

合併により地域が一体化することにより、第1次産業の基盤が強まり、他産業との新たな連携が確立しています。観光分野では、「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園を有するなど、地域のポテンシャルが高まっており、2015(平成27)年の「水のカムイ観光圏整備実施計画」「広域観光周遊ルート形成計画」の認定、翌年の「観光立国ショーケース」、そして「国立公園満喫プロジェクト」への選定など、国内外から本市への注目が集まっています。

(3) 都市経営の視点によるまちづくり

合併前の旧釧路市においては、かつては25万都市を目指して、住宅、道路、学校、公園、工業団地などの社会基盤の整備を進めてきましたが、その過程で、*第3セクター等を通じた土地取得が結果的に過大な投資となり、土地開発公社や振興公社が抱える約150億円の債務の解消が必要となっていました。

この危機的状況を行政運営を変える好機と捉え、都市を経営する視点から本市の持続可能な発展を目指すため、「財政健全化推進プラン」「市役所改革プラン」「政策プラン」の3つからなる「釧路市都市経営戦略プラン」を2012(平成24)年に策定しました。

「財政健全化推進プラン」の確実な実行によって財政健全化に取り組む一方、本市が成長するための政策展開を示した「政策プラン」では、「*域内循環」や「外から稼ぐ」の理念に基づき様々な取り組みが進められています。

さらに、2015(平成27)年10月には、「『市民が主体のまちづくり』を実現するための基本的なルール」として「釧路市まちづくり基本条例」が施行され、「情報共有」「市民参加」「役割分担・協働」を基本原則としたまちづくりを進めています。

*第3セクター…国や地方公共団体（第1セクター）と民間企業（第2セクター）の共同出資によって設立される事業体。

*域内循環…市民や企業が必要なモノを、なるべく地元企業から購入・調達することで、地元企業の収益を支え、お金の循環を促し、地域経済全体の財の流出を防止し、地域経済の体力を蓄えていくこと。さらに、お金の循環に加えて、消費者のニーズに対応することで、生産者の成長にもつながる取り組み。

3 釧路市の課題

(1) 人口

① 課題

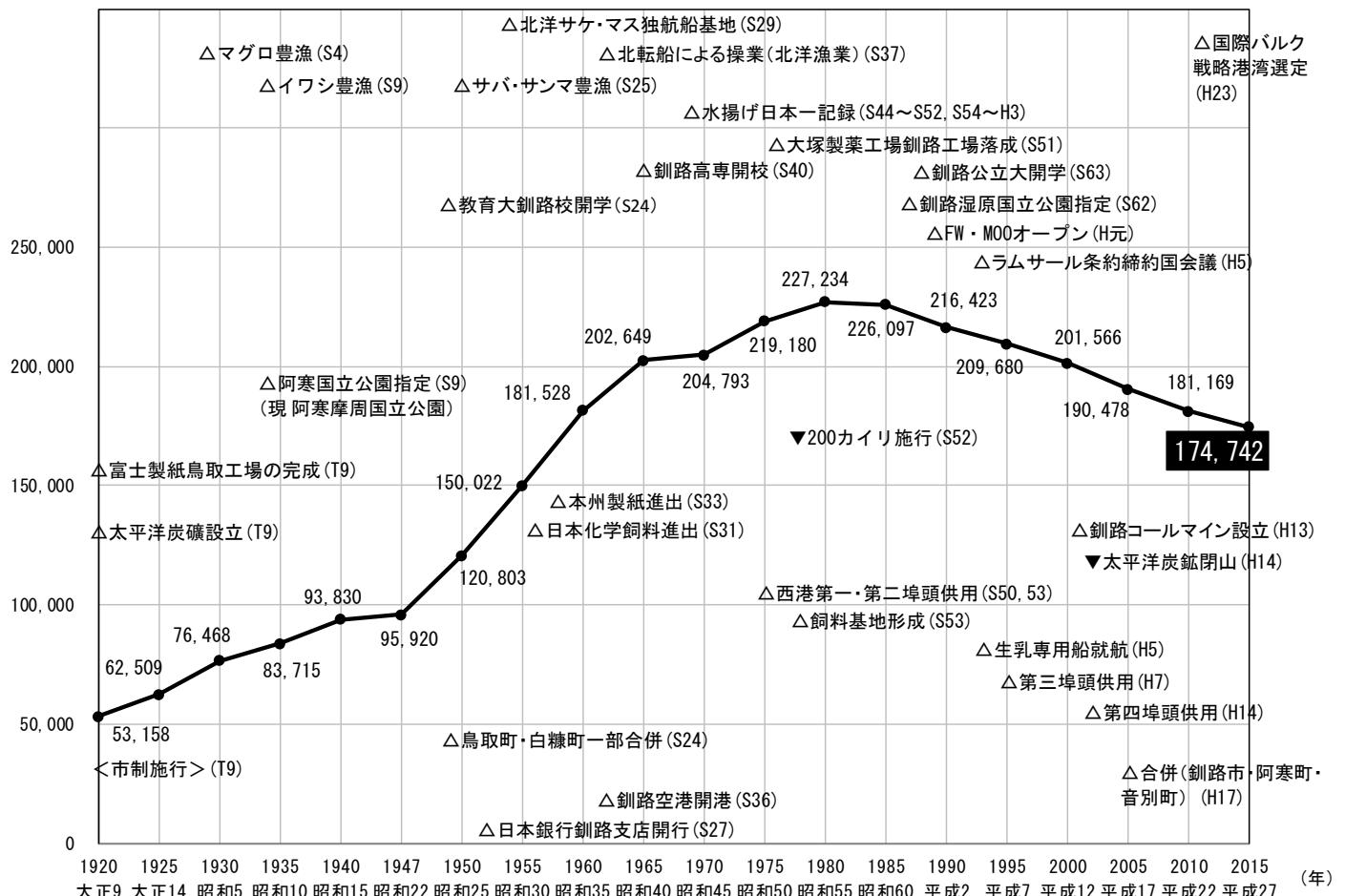
- ア 本市の人口は、少子化による自然減に加え、水産業や石炭産業をはじめとする地域経済の低迷などにより他地域へ人口が流出、減少に転じ、現在まで減少傾向が続いています。人口減少に伴う消費行動の低下や、生産年齢人口の転出による地域経済の規模縮小が進むとともに、超高齢社会の到来による社会保障の負担増など、住民生活への影響が大きくなることが懸念されています。⇒②背景ア、イ、ウ
- イ 特に若い世代の就職や進学を理由とした社会減が顕著であり、次世代を担う若者の「働きたい」「住みたい」「帰ってきたい」希望がかなうまちづくりが求められています。⇒②背景エ

② 背景

- ア 本市の人口は1980(昭和55)年の227,234人をピークに人口が減少し、2015(平成27)年の174,742人まで、30年間で約23%減少しています。

(人)

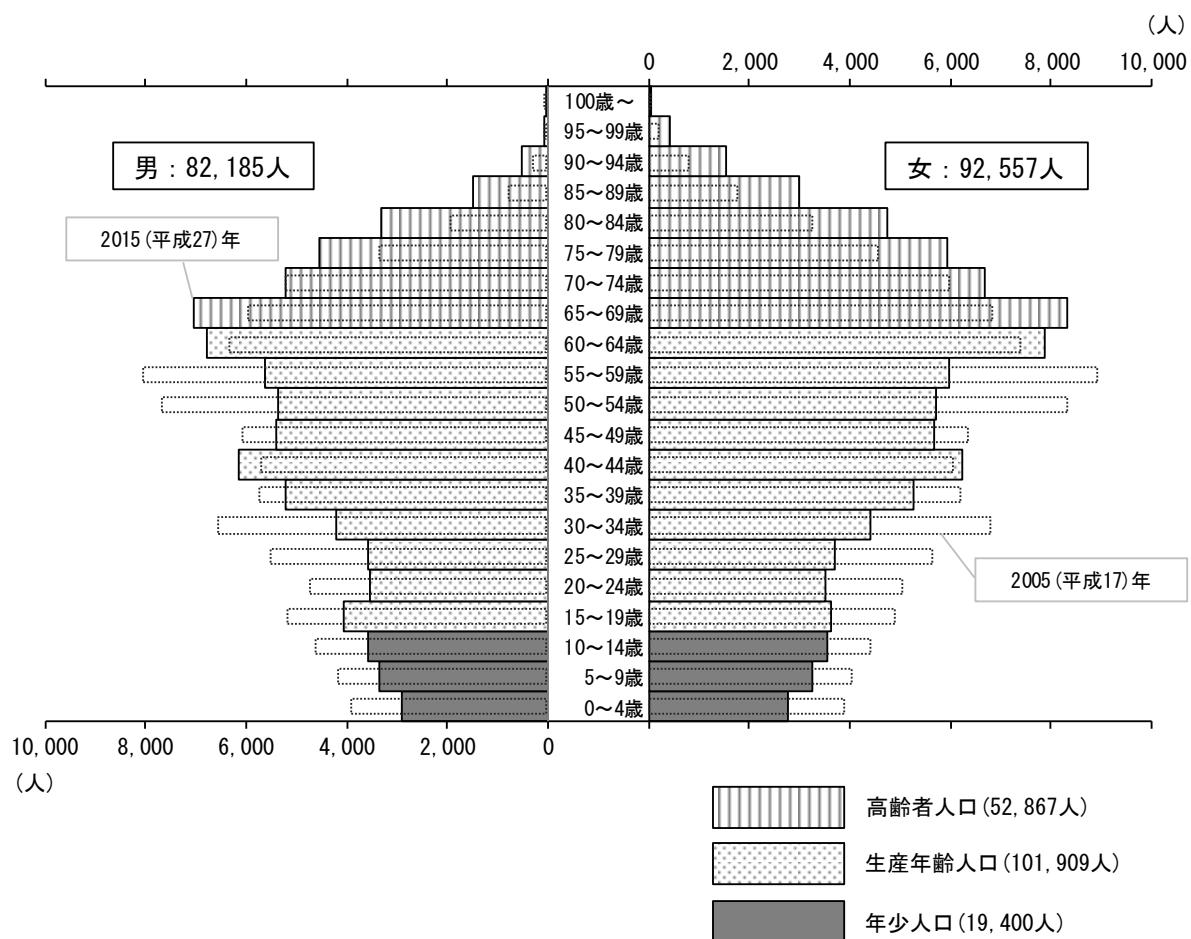
【図1】総人口の推移と主な出来事



(資料) 総人口の推移：国勢調査（総務省）
主な出来事：市都市経営課

イ 本市の人口ピラミッドはつぼ型となっており、60～64歳、65～69歳の人口が多くなっています。また、2005(平成17)年と比較すると、年少人口、生産年齢人口が減少し、高齢者人口が増加しています。

【図2】釧路市の人口ピラミッド

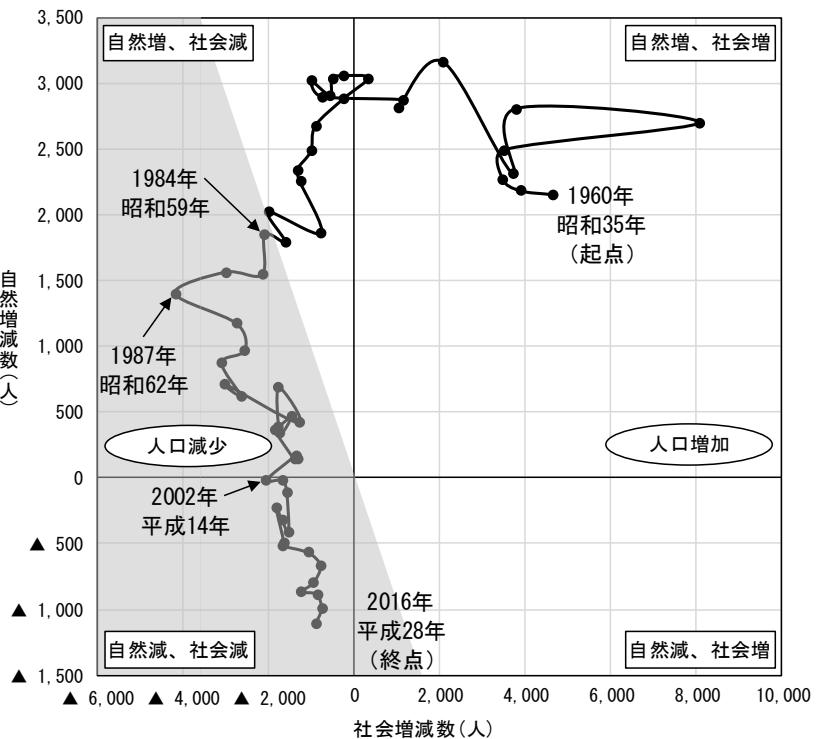


(資料) 国勢調査（総務省）

(注) 男女別人口数には、年齢不詳を含む。

ウ 人口動向を社会増減と自然増減から分析してみると、1960年代は「自然増」「社会増」の「人口増加」の状態でしたが、1970年代には、「社会減」の状態となり、1980年代には、「自然増」より「社会減」が大きい「人口減少」へと転じ、2000年代に入ると「自然減」「社会減」の状態が続いています。

【図3】総人口に与えてきた自然増減と社会増減の影響

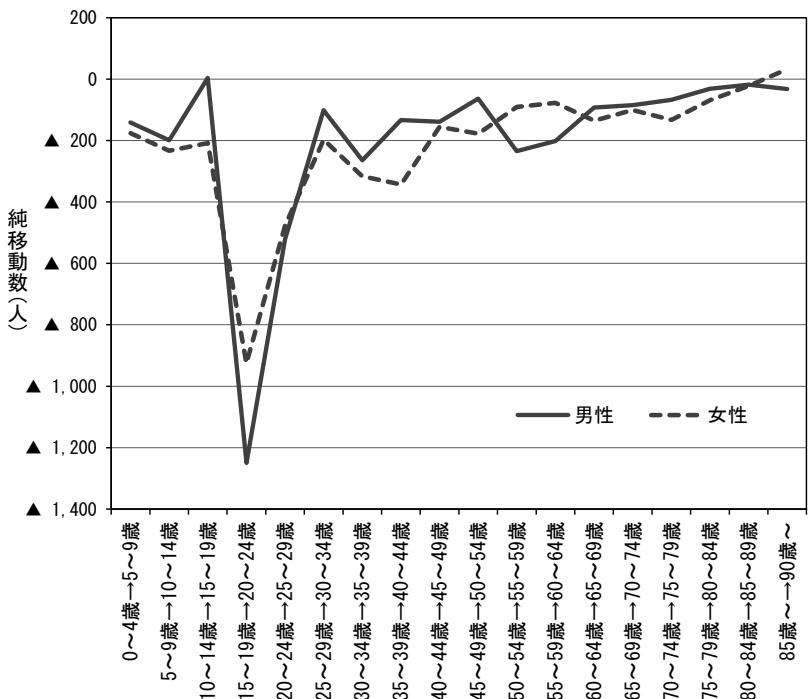


(資料) 住民基本台帳

(注) 2000(平成12)年までは旧鉄路市

エ 男女を問わず、ほぼすべての年齢階級層で転出超過となっています。特に15~19歳から20~24歳になるときに、転出超過が大きく、大学進学や卒業後の就職に伴う転出が大きくなっています。

【図4】2005(平成17)年~2010(平成22)年の性別・年齢階級別人口移動



(資料) 国勢調査 (総務省)

(2) 経済産業

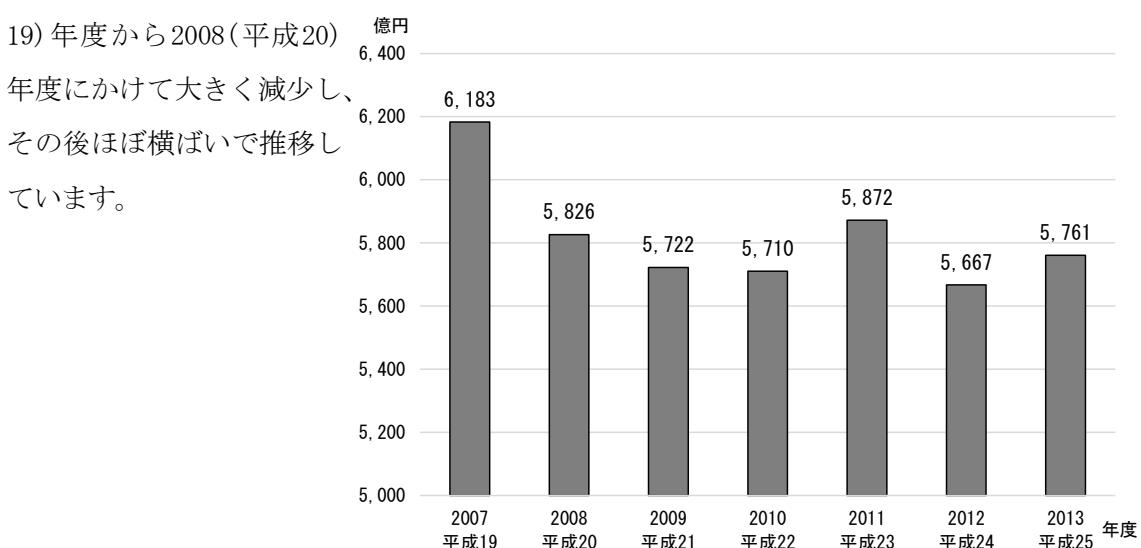
① 課題

- ア *市内総生産額は横ばいで推移していることから、長期的視点を持ちながら生産額の拡大を目指すことが重要です。⇒②背景ア、イ、ウ
- イ 市民1人当たりの所得（分配）は全道平均を下回っており、低調な商品購買力が地域経済にもたらす影響が懸念されます。⇒②背景エ、オ
- ウ 就業者1人当たりの純生産額は道内平均を下回っており、生産能力を維持していくため、生産年齢人口減少の影響を補完する生産性の向上を目指すことが重要です。⇒②背景カ
- エ 従業者数は総じて減少傾向にあり、生産力を維持するために人材の育成・確保に向けた取り組みが必要です。⇒②背景キ
- オ 地域の求人数は増加傾向にありますが、「充足数」を「新規求人数」で除した充足率は低下していることから、雇用する側と就職する側のマッチングが重要です。⇒②背景ク、ケ
- カ 経済活性化に向けて、外から稼ぐ力を強化するとともに、地域への波及効果を高める取り組みが重要です。⇒②背景コ

② 背景

- ア 名目市内総生産は2007(平成19)年度から2008(平成20)年度にかけて大きく減少し、その後ほぼ横ばいで推移しています。

【図5】名目市内総生産の推移

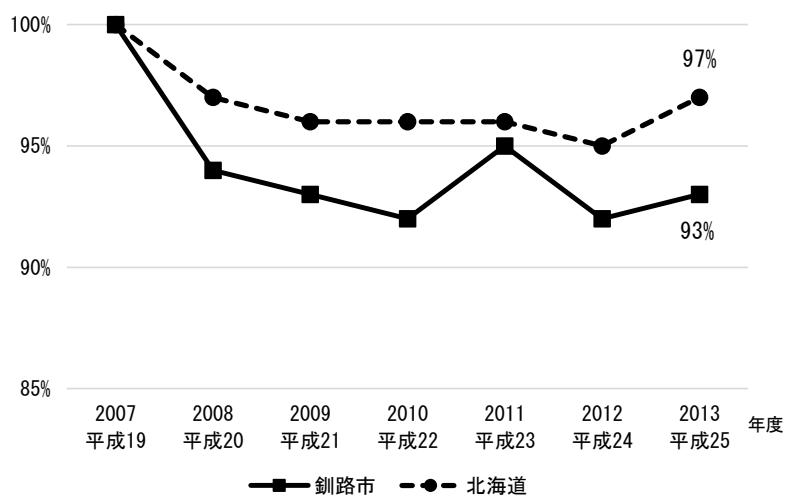


(資料) 市民経済計算

*市内総生産…一定期間（1年間）に市内各産業部門の生産活動によって、生み出された価値を貨幣価値で示したもの。

イ 名目市内総生産の推移について
て2007(平成19)年度を100%
として北海道と比較すると、
共に減少傾向にありますが、
減少率は本市の方が高くなっ
ています。

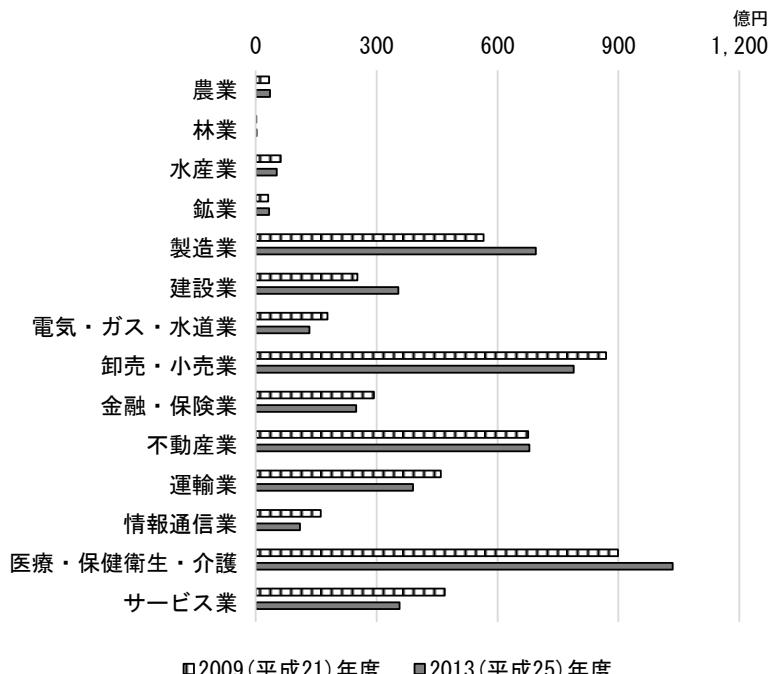
【図6】名目市内総生産推移（比較）



(資料) 市民経済計算

ウ 産業別総生産額については、
2013(平成25)年度では「製造
業」「卸売・小売業」「医療・保
健衛生・介護」が多くなってい
ます。また、2009(平成21)年度
との比較では「製造業」「建設
業」「医療・保健衛生・介護」
の生産額が増加しています。

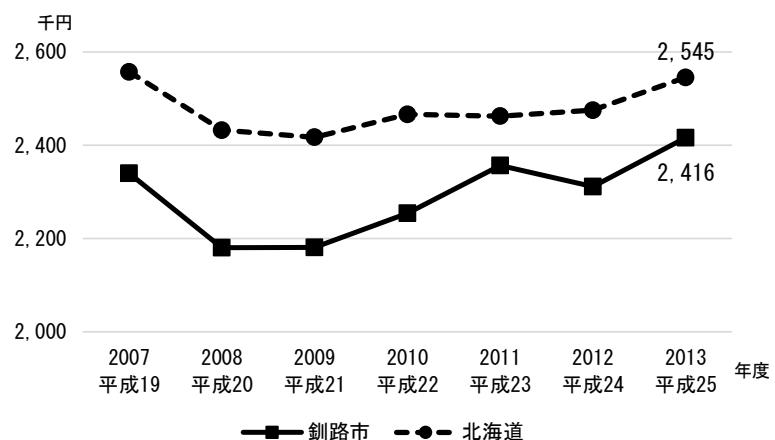
【図7】産業別総生産額（政府サービスを除く）



(資料) 市民経済計算

エ 市民1人当たりの所得（分配）については、北海道と比較すると12万9千円低くなっています。

【図8】市民1人当たりの所得（分配）

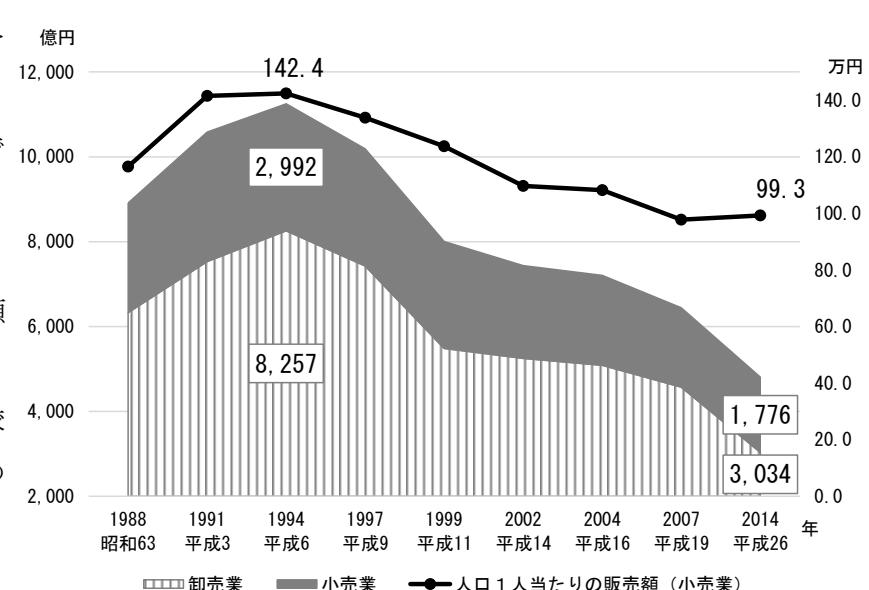


(資料) 市民経済計算

オ 年間商品販売額は、1994(平成6)年の1兆1,249億円をピークに減少しており、2014(平成26)年との比較では、約6,439億円（57.2%）の減少となっています。

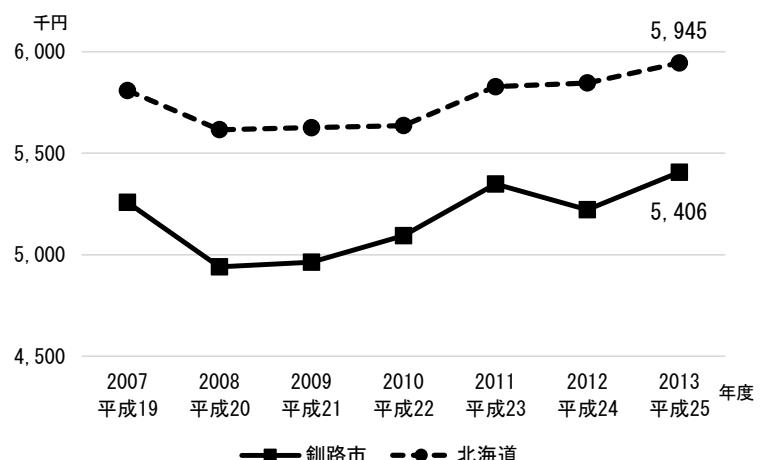
人口1人当たりの販売額（小売業）も1994(平成6)年と2014(平成26)年の比較では、約43万円（30.3%）の減少となっています。

【図9】年間商品販売額と人口1人当たりの販売額（小売業）の推移

(資料) 商品販売額：商業統計調査（経済産業省）
人口1人当たりの販売額：市都市経営課

力 就業者 1 人当たりの市内純生産額の水準は、2008(平成20)年度から改善していますが、道内平均に比べると依然として低くなっています。

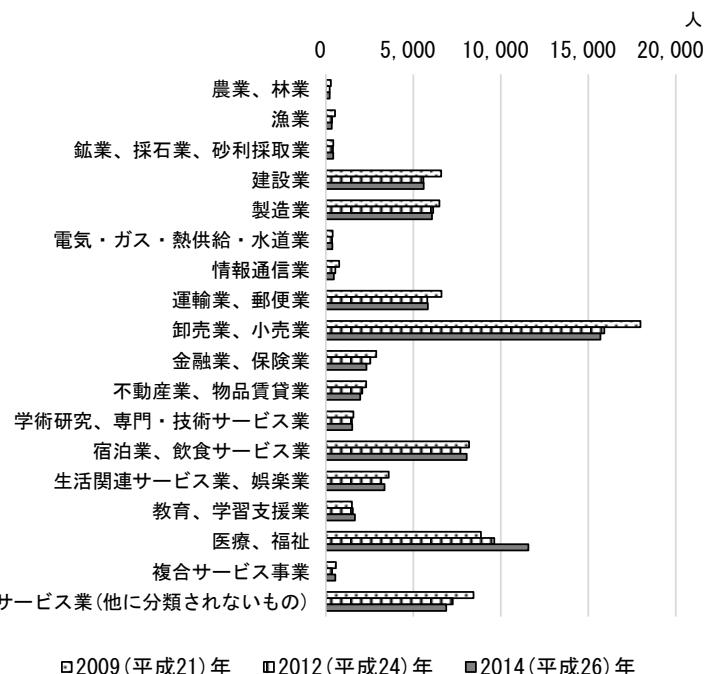
【図 10】就業者 1 人当たりの純生産額



(資料) 市民経済計算

キ 産業別の従業者数は、2014(平成26)年では「卸売業、小売業」が最も多く占めています。「医療、福祉」については2009(平成21)年から従業者数が増加していますが、大半の業種で減少傾向にあります。

【図 11】産業別従業者数

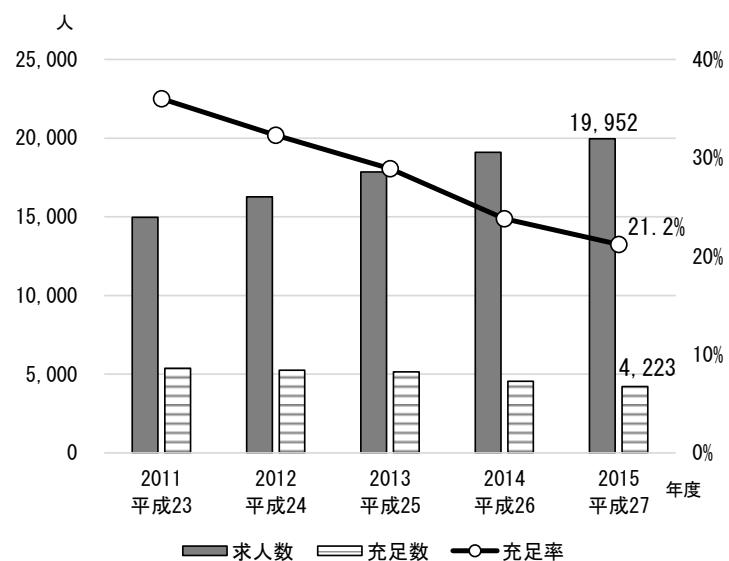


□2009(平成21)年 □2012(平成24)年 □2014(平成26)年

(資料) 経済センサス (総務省)

ク 求人数は増加傾向にあります
が、「充足数」を「新規求人数」
で除した充足率は低下傾向に
あります。

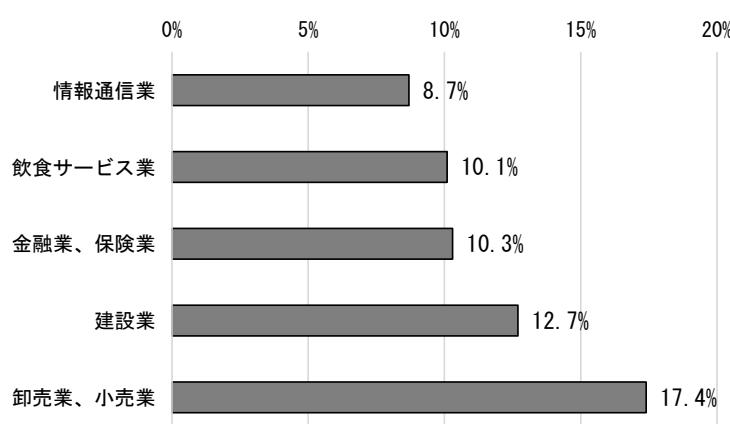
【図12】一般求人・充足状況の推移（釧路管内）



(資料) 釧路公共職業安定所 (2015(平成27)年度)

ケ 特に、「情報通信業」「宿泊業、
飲食サービス業」「金融業、保
険業」などで充足率が低く
なっています。

【図13】産業別充足率（釧路管内）

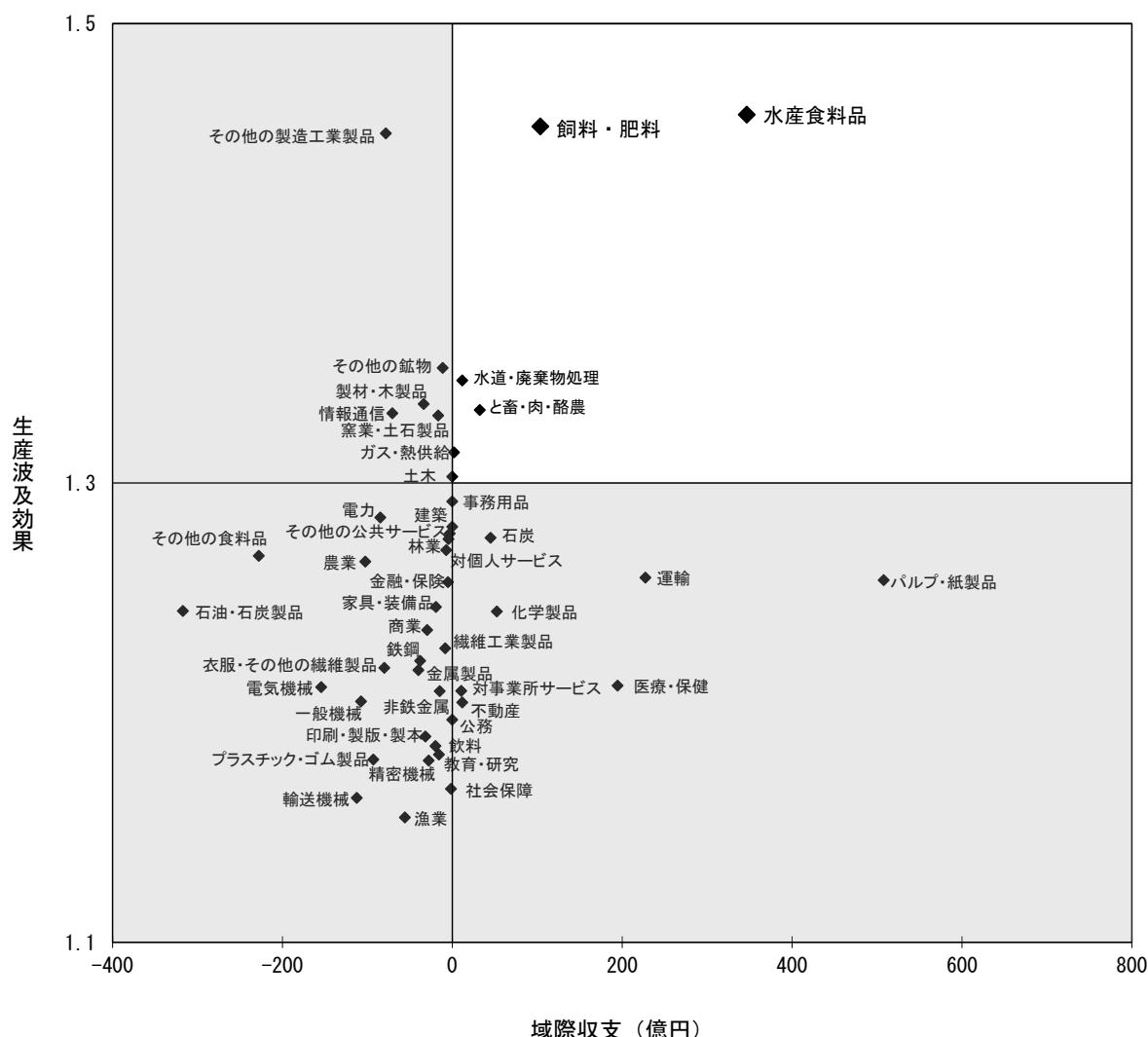


※ 充足率が低い5業種を抜粋

(資料) 釧路公共職業安定所 (2015(平成27)年度)

- コ 外から稼ぐ力が強く*生産波及効果が高い産業は、「水産食料品」「飼料・肥料」となっています。

【図14】*域際収支と生産波及効果



(資料) 釧路市産業連関表 (2011(平成23)年)

*生産波及効果…新たに需要が発生したときに、その需要を満たすために、波が移動するように次々と新たな生産が誘発されていく効果。

*域際収支…移出・輸出の金額と移入・輸入の金額の差額。

(3) 住民生活

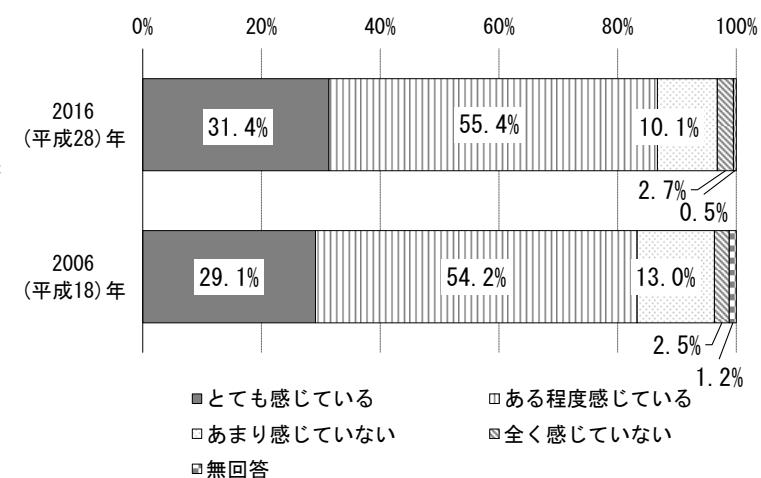
① 課題

- ア 市民と協働したまちづくりや*自助・共助によるまちづくりを実現するために、住民活動への市民参加を一層促進する必要があります。⇒②背景ア、イ
- イ 本市の世帯人員別一般世帯数は、単身高齢者世帯を中心に世帯人員が1人の世帯が増加していることから、社会のつながりを強めていくことが重要です。⇒②背景ウ
- ウ 生活保護に至る前の自立支援策を強化することが重要です。⇒②背景エ
- エ 住民生活を支える医療・福祉を充実するために、医師や従事者の確保や道内連携地域の中核都市として機能維持に向けた取り組みが重要です。⇒②背景オ、カ
- オ 本市は、地震、暴風波浪、大雨など過去に様々な災害を経験しており、市民が安全に暮らしつづけられるまちづくりに取り組む必要があります。⇒②背景キ
- カ 市民アンケートでは、公共施設の耐震化・整備（避難所・医療施設・行政機関）や道路等インフラ・物流機能の耐災害性の強化が取り組むべき対策として高い割合で回答されており、今後も計画的な都市基盤整備が求められています。⇒②背景ク

② 背景

【図15】釧路市への愛着

- ア 釧路市に愛着や親しみを感じているとする内容の回答（「とても感じている」と「ある程度感じている」の合計）は、市民アンケートでは86.8%となっており、2006（平成18）年実施の調査の83.3%から3.5ポイント上昇しています。

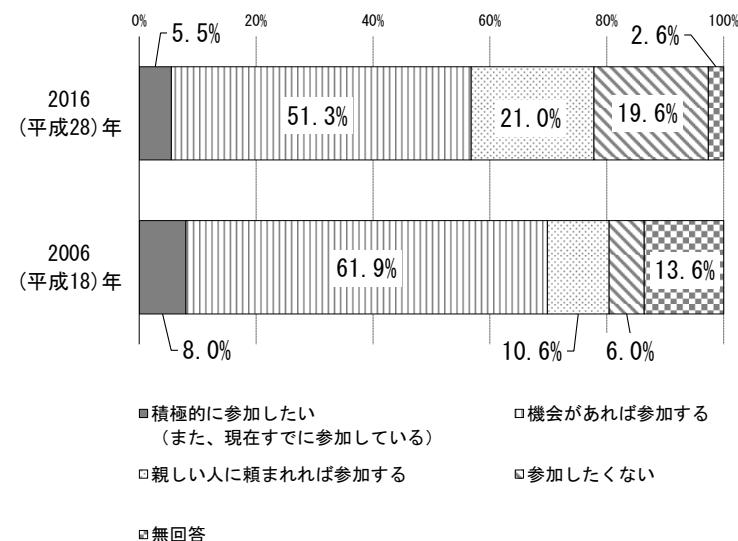


(資料) 市民アンケート

*自助・共助・公助…「自助」とは、自らの生活を自らが選択し責任を持つこと、「共助」とは、個人のみで対応できない課題に対し住民が相互に助け合うこと、「公助」とは、自助・共助だけでは限界がある場合、あるいは非効率な場合に、行政が住民からの付託を受け必要な行政サービスを行う仕組みのこと、住民自治の根本となる考え方。

イ まちづくりに参加したいと回答した人は市民アンケートでは77.8%となっています。「積極的に参加したい」「機会があれば参加する」「親しい人に頼まれれば参加する」の割合の合計は、2006(平成18)年の80.5%から今回の77.8%と2.7ポイント下降しています。また、「参加したくない」は13.6ポイント上昇しています。

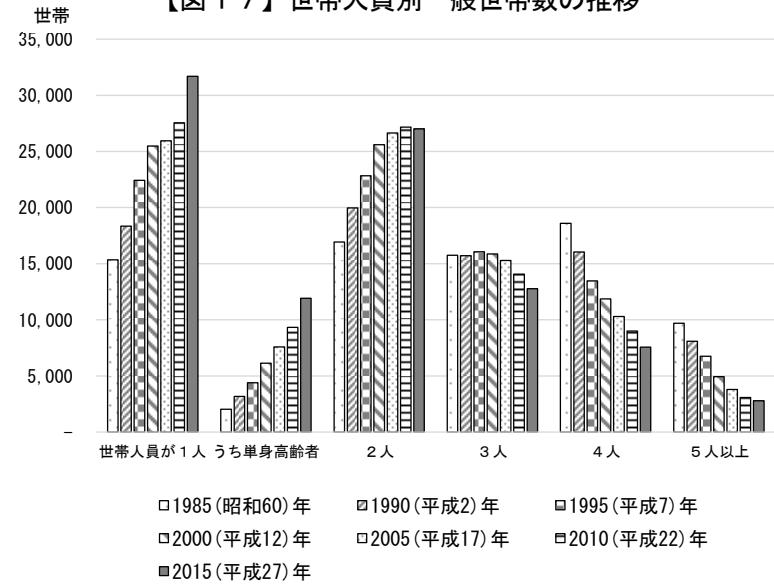
【図16】まちづくりや住民活動への参加意向



(資料) 市民アンケート

ウ 世帯人員別一般世帯数は世帯人員が1人の世帯が増加傾向にあり、特に単身高齢者世帯が増加しています。

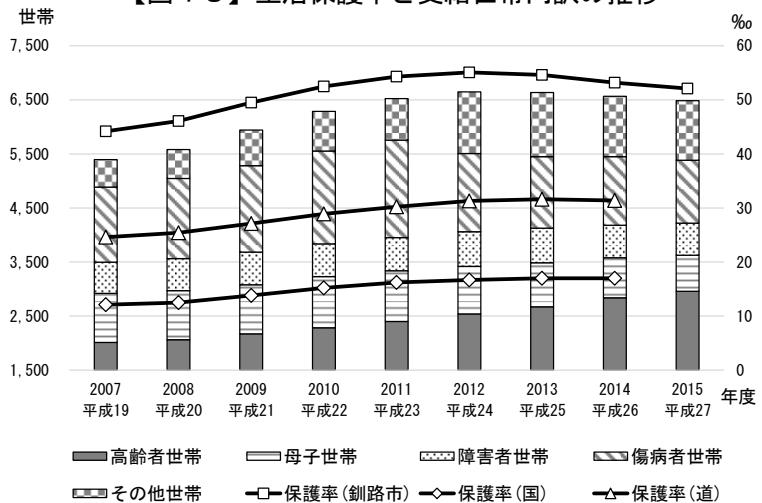
【図17】世帯人員別一般世帯数の推移



(資料) 国勢調査(総務省)

工 生活保護率は、全国、北海道と比較して高い水準で推移しています。特に受給世帯内訳では高齢者受給世帯が増加傾向にあります。

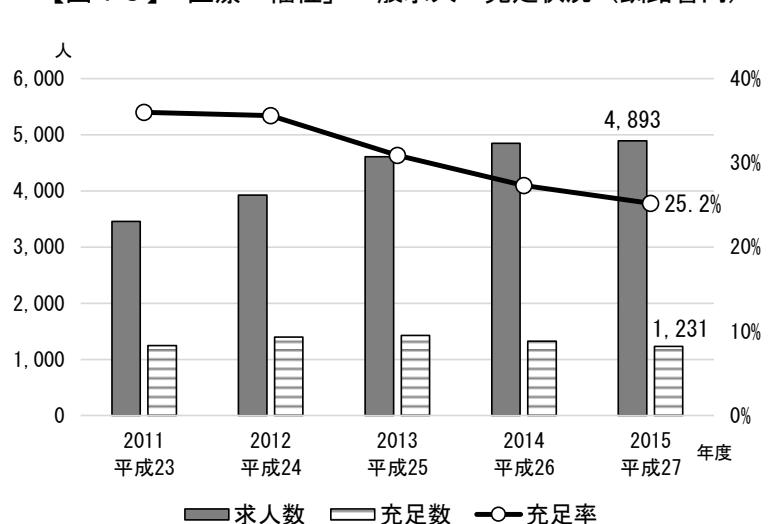
【図18】生活保護率と受給世帯内訳の推移



(資料) 市生活福祉事務所
保護率(国) : 厚生統計要覧(2016(平成28)年度)
保護率(道) : 生活保護実施概要(2015(平成27)年度版)

才 「医療・福祉」に関する求人数は増加傾向にあるものの、充足数は横ばいであります。充足率は低下しています。

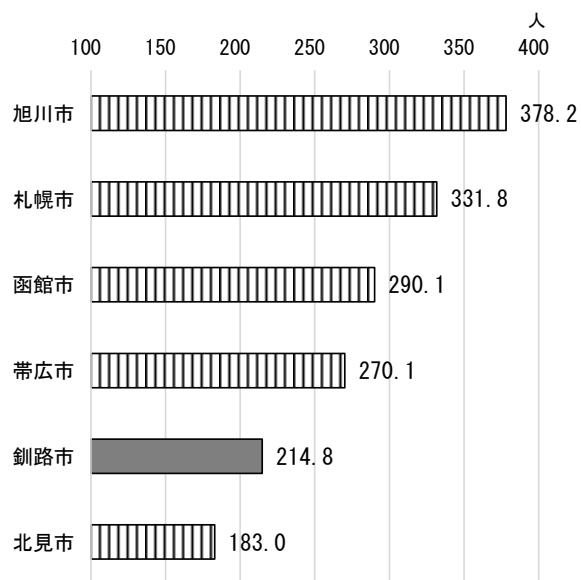
【図19】「医療・福祉」一般求人・充足状況(釧路管内)



(資料) 釧路公共職業安定所(2015(平成27)年度)

力 *「北海道総合計画」に示されている中核都市における人口10万人当たりの医師数では、6都市中5番目となっています。

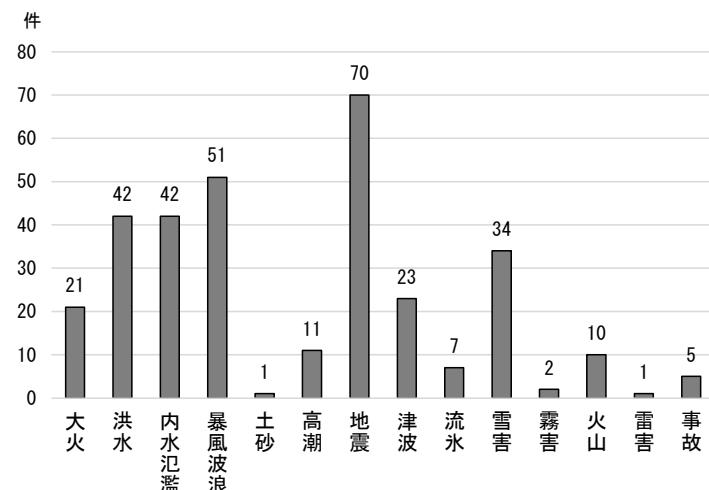
【図20】人口10万人当たりの医師数



(資料) 北海道保健統計年報(2014(平成26)年)

キ 本市は豊かな自然の恵みを享受して発展を遂げてきましたが、一方では、地震や暴風波浪など様々な自然災害を経験しています。

【図21】過去130年間の主な災害

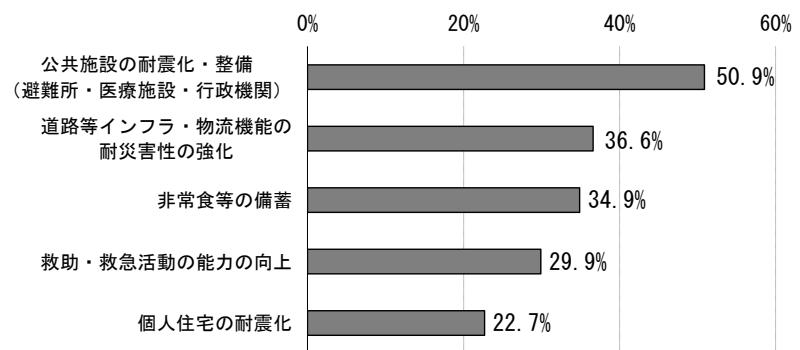


(資料) 市防災危機管理課

*「北海道総合計画」に示されている中核都市…人口規模が一定以上で、行政をはじめ経済、医療、教育、文化などの面で高度な都市機能を有する都市。札幌市、函館市、旭川市、帯広市、北見市及び釧路市の6市。(北海道総合計画より一部引用)

ク 市民アンケート調査では、大規模自然災害に対して取り組むべき対策として、公共施設の耐震化・整備（避難所・医療施設・行政機関）と回答した人の割合が最も多くなっています。

【図22】大規模自然災害に対して取り組むべき対策



(資料) 市民アンケート
(注) 複数回答

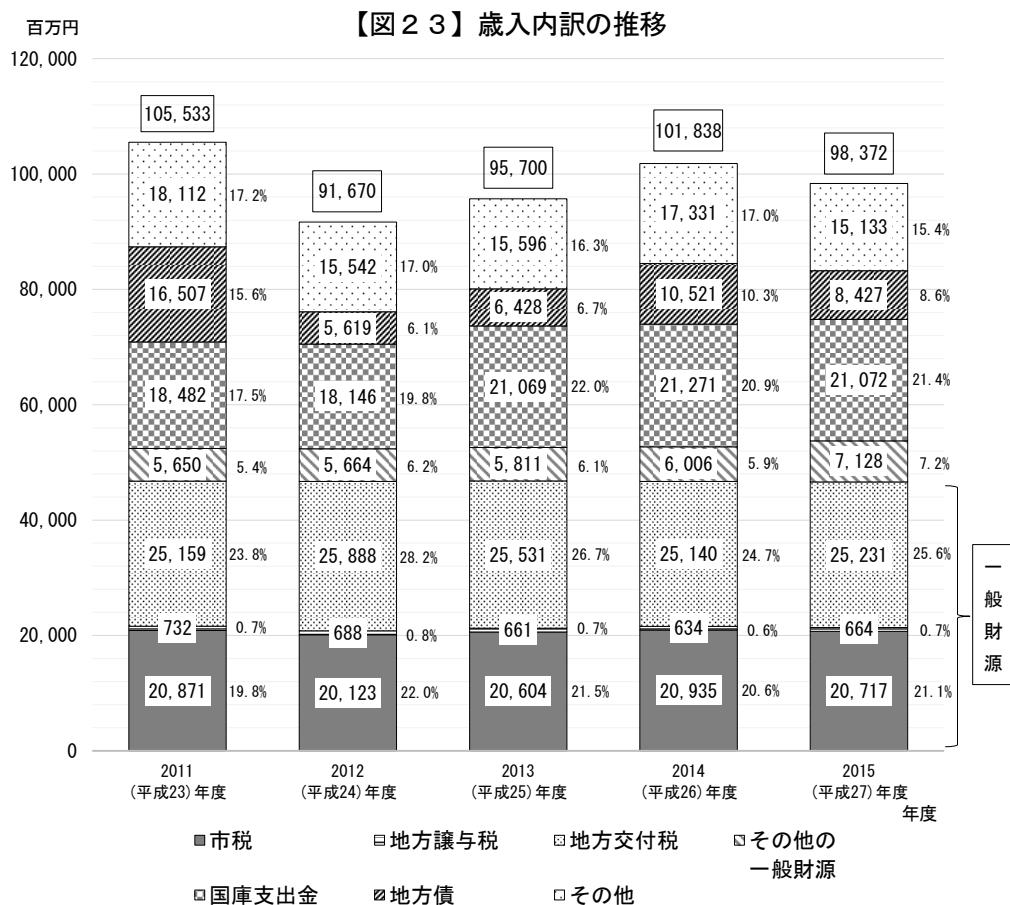
(4) 財政運営

① 課題

ア 本市の歳入構造は市税よりも地方交付税が高い割合を占めています。今後は、市税を中心とする*自主財源の確保に取り組むとともに、人口減少等により減少傾向にある歳入規模に応じた歳出規模を目指すため、市民ニーズを把握、分析しつつ行政サービスのあり方を検討する必要があります。また、限られた資源を地域課題の解決に向けて社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資することが重要です。⇒②背景ア、イ、ウ、エ

② 背景

ア 2015(平成27)年度決算では、歳入に占める*一般財源の割合は、約55%となっています。また、歳入に占める自主財源の割合は約32%となっています。



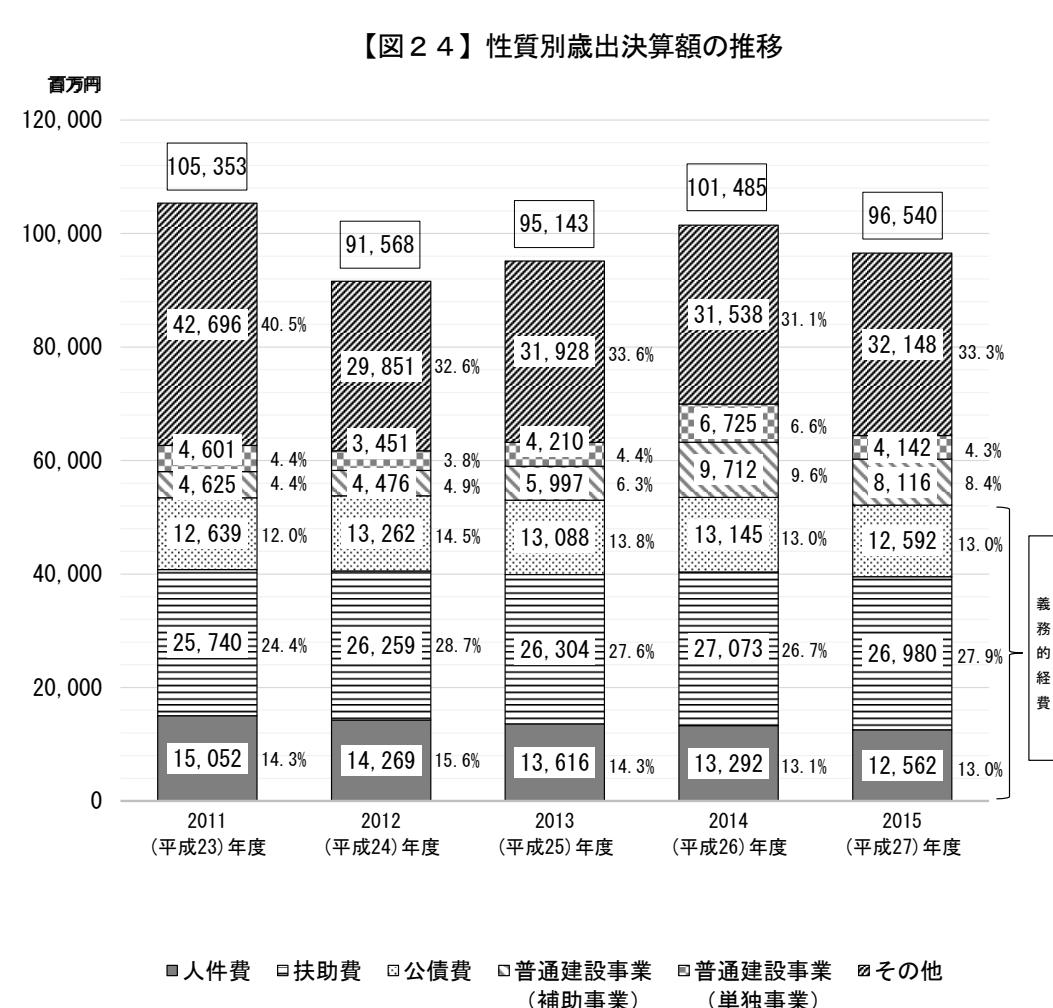
(資料) グラフで見る釧路市の財政 (2015(平成27)年度決算)

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

***自主財源**…税金や公共施設の使用料など、市が自分で集めるもの。なお、補助金など国や道の意思により定められた額を交付されるものを依存財源という。

***一般財源**…市税や地方交付税のように、使い道が特定されていない財源。

イ 2015(平成27)年度決算では、歳出に占める、法令等で義務付けられ任意に削減できない
*義務的経費の割合は約54%となってています。



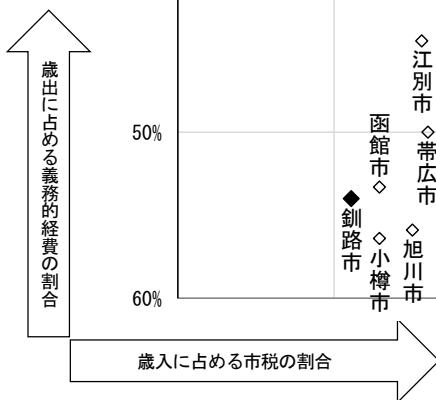
(資料) グラフで見る釧路市の財政 (2015(平成27)年度決算)

(注) 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

*義務的経費…以下の3つの歳出額の合計。

- ・人物費…職員の給与などの支払いにかかる経費
- ・扶助費…生活保護費や児童・高齢者や障がい者などに対する様々な福祉サービスに要する経費
- ・公債費…借入金の元金・利息などを支払うための経費

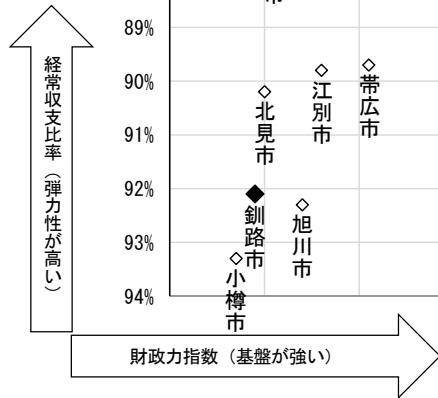
ウ 歳入に占める市税の割合と歳出に占める義務的経費の割合の状況を道内主要都市と比較すると市税の割合の高さは8都市中7番目、義務的経費の割合の高さは8都市中3番目となっています。



【図25】歳入に占める市税の割合と歳出に占める義務的経費の割合

(資料) 各市ホームページより市都市経営課が作成
(2015(平成27)年度決算)
(注) 各市の地勢や産業構造には違いがあり、また、財政運営の方針の違いもあるため、数値のみで比較し結論づけることはできないことに留意する必要があります。

エ 財政の弾力性を示す*経常収支比率と財政基盤の強さを示す*財政力指数を道内主要都市と比較すると、財政力指数は8都市中7番目、経常収支比率は8都市中6番目となっています。



【図26】財政力指数と経常収支比率

(資料) 各市ホームページより市都市経営課が作成
(2015(平成27)年度決算)
(注) 各市の地勢や産業構造には違いがあり、また、財政運営の方針の違いもあるため、数値のみで比較し結論づけることはできないことに留意する必要があります。

*経常収支比率…市税や地方交付税などの収入が、毎年経常的に支出される経費にどれだけ使われているかを示すもの。低いほど、財政の弾力性・自由度が高い。

*財政力指数…標準的な行政サービスを提供するために、自治体が標準的に収入し得る財源の割合を示すもの。この指数が1未満の自治体に対して地方交付税が交付され、1を下回るほど財政基盤が弱い。

4 目指すべきまちづくり

「3 釧路市の課題」が示すように、人口減少による地域経済や住民生活への影響を最小限にとどめ、地域で暮らす市民の満足度やまちの活力を高めることが重要です。

ここでは、今後10年間の目指すべきまちづくりについて次のとおり定めます。

(1) 目指すべきまちづくり

つながる まち・ひと・みらい ひがし北海道の拠点都市・釧路

まち
指
す
べき
り

このまちの市民の誰もが健康で安全に安心して、生まれ、育ち、生きがいを持って暮らし続けることができるとともに、次世代を担う若者が地域の未来に希望を描き、その希望を地域一体で支えながら実現できる、ひとにやさしくあたたかいまちづくりを進めます。

そのためには、生産都市である本市が、これまで培ってきた強みを十分に發揮し、たくましい産業の基盤を築き、地域の経済を伸ばして、まちの活力を高めていくことが大切です。

また、阿寒湖や釧路湿原をはじめとした豊かな自然環境、多様な文化、そして、ひがし北海道の拠点として発展してきた釧路の魅力は、市民の自信と誇りや愛着へと結びつくものです。市民一人ひとりが主役となるまちづくりを行うことや、地域のつながりを強めることによって、これからの大い手を育て、釧路の魅力や価値をさらに高めて次世代に継承していきます。

地域の限られた資源を社会情勢の変化に即応して柔軟かつ重点的に投資する「都市経営」の視点に基づき、これらのまちづくりを進め、ひがし北海道の拠点として、さらなる飛躍を目指します。

(2) 目指すべきまちづくりを実現するための考え方

人口減少社会において、市民の満足度やまちの活力を高めるとともに、本市が持つひがし北海道の拠点としての都市機能を維持・拡充していくためには、都市をマネジメントする視点として、経済、福祉、都市整備、環境、教育など各分野間の取り組みの整合や、それらと市域における都市空間利用の方向との整合を図りながら、人、モノ、お金などの限られた地域資源を生かす、「都市経営」の視点が欠かせません。

本市が、「都市経営」の視点に基づき推し進めている域内循環は、市民や企業が必要とするものをなるべく地元企業から購入・調達することで、地元企業の収益を支えながらお金の循環を促し、消費者のニーズに対応することで、生産者の成長にもつながる独自の取り組みです。域内循環の対象は、地域内で商品やサービスを購入するなどの経済活動を中心に成り立っており、その根幹には「地域経済全体の財の流出を防ぐことで地域を活性化させる」というテーマの共

有があります。こうした経済活動の過程では、生産者と消費者の間につながりを生み、そのつながりは本市の潜在的な力となります。

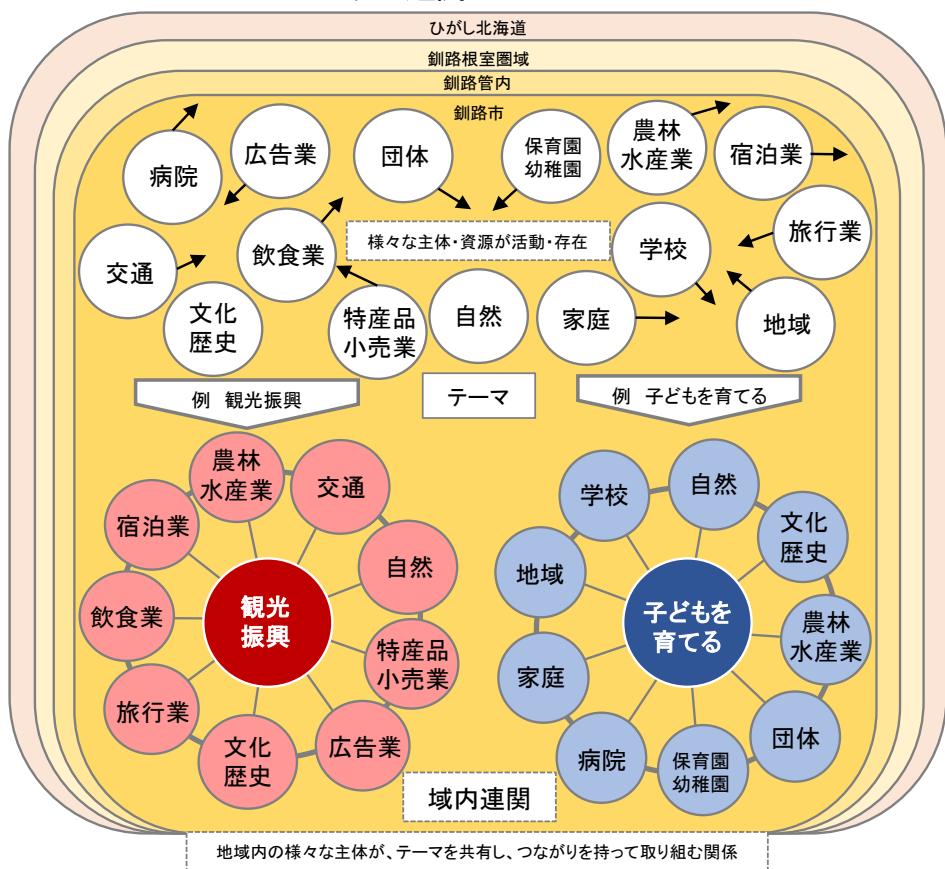
域内循環により実践されてきた「テーマを共有し行動する考え方」を経済活動にとどまらない地域社会全体に拡大し、地域のつながりや信頼関係を一層強め、潜在的な力を引き出すことが目指すべきまちづくりの実現には重要です。

そのため、地域内の主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら、付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方である「域内連関」に取り組み、地域の経済や*コミュニティ、防災、福祉など様々な分野に大きな力を発揮することで、目指すべきまちづくりを実現へと導きます。

「域内連関」とは、地域内の様々な主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら、付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方です。

域内連関に取り組むことで、地域のつながりや信頼関係は一層強まり、観光産業や地域コミュニティ、防災、福祉など様々な分野に大きな力を発揮します。

域内連関のイメージ



- ・ 釧路市を考える「地域内」は、釧路市内を基本とし、広域的視点からはひがし北海道を想定しています。
- ・ 共有するテーマによって、連関する対象は、様々な主体・資源となる可能性があります。
- ・ 域内連関は、無理をして行うものではなく、それぞれができるることを考えることが重要です。

*コミュニティ…町内会のような地縁型の共同体や、地域での共同の活動、暮らしを支える結びつき。

(3) 都市空間利用の基本方向

本市の持続可能な発展のためには、活力あふれるまちを支える経済の発展と、安心して暮らせるまちを支える地域の形成が必要です。ここでは、その基礎となる都市空間の利用について、地域の自然、社会、経済、文化における諸条件に十分配慮したうえで、総合的な視点から定め、基本方向を示します。

① 都市的地域

都市的地域については、人口減少や少子高齢化といった社会情勢の変化に対応するとともに、環境負荷の低減にも配慮し、都市機能の適正配置やまちなか居住の推進による*コンパクトなまちづくりを進めます。

産業面では、水産業や石炭鉱業、紙・パルプ製造業、サービス業などが形成されています。今後も、住居系、商業系、工業系の土地利用方針に沿った適正かつ合理的な土地利用の実現を目指します。

また、釧路湿原の保護、保全を基本としながら、秩序ある市街地を形成するため、都市的土地区画整理事業の北限を水際線より6km程度とします。

② 都市的地域に準じる地域

都市的地域に準じる地域については、行政、商業、医療、福祉などの機能が集積しており、日常的な生活や地域活動を支える拠点となっています。その機能を生かしながら、将来にわたり安心して暮らし続けることのできるまちづくりを進めます。

③ 農業地域

本市では、草地型酪農を主体に乳肉用牛飼育や野菜生産が行われています。農業地域については、農用地の生産性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を計画的に進めます。また、自然環境や国土の保全、良好な景観の形成などの多面的な機能の維持、増進を図るため、優良な農用地の保全に努めます。

④ 森林地域

本市の森林面積は10万haを超え、全国でも有数の広大な森林を併せ持つ「森林都市」です。森林地域については、木材生産等の経済的機能のほか、水源かん養、山地災害防止、地球温暖化防止、市民の保健の向上、良好な景観の提供などの公益的機能を高度に発揮するため、森林の整備、保全に努めます。

*コンパクトなまちづくり…市街地に広がる都市機能や居住を一定のエリアへ誘導により集約し、徒歩や公共交通の利用によって便利に暮らすことができる将来に持続可能なまちづくりの考え方。

⑤ 自然地域

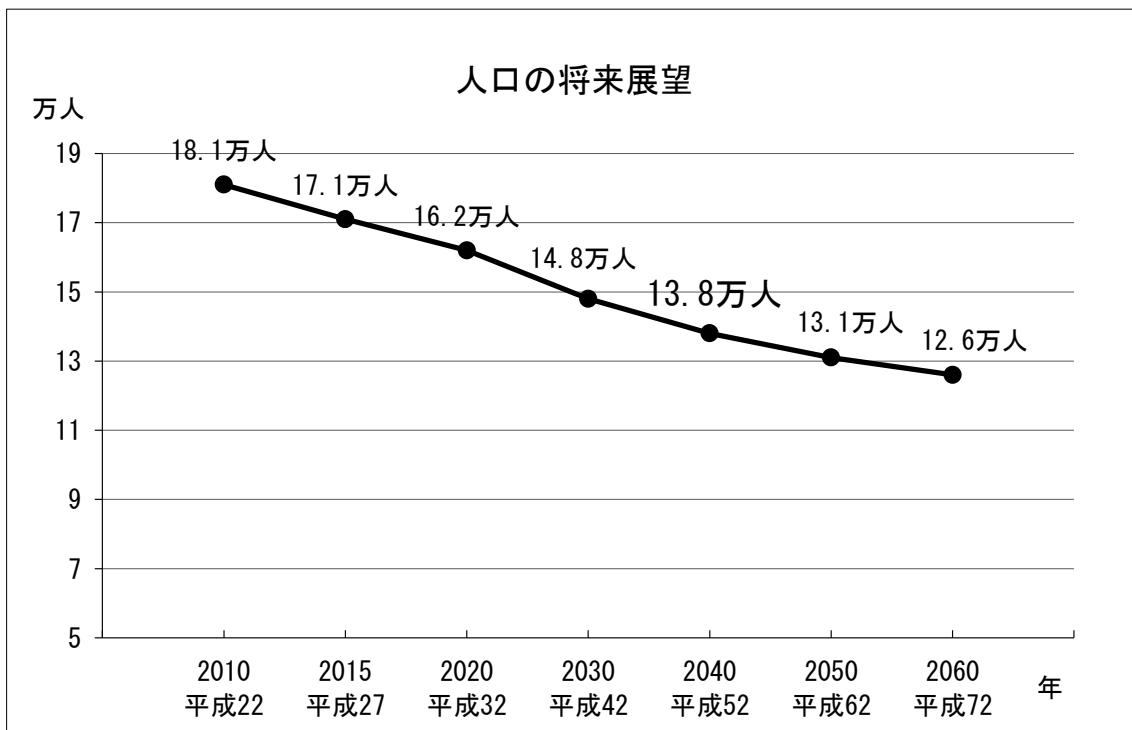
本市が擁する「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園をはじめとする自然環境は、市民の潤いある生活に欠かせない財産であり、貴重な観光資源です。自然地域については、その価値を高め後世への財産として維持していくために、自然環境の保全と適正な利用に努めます。

(4) 人口指標

急速な少子高齢化の進行に対応し、地方の人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目的に、2014(平成26)年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

本市では、同法に基づき、地域の人口の現状と将来の展望を示しつつ、人口減少の進行による生産力の低下、地域経済の規模縮小とさらなる人口減少の加速という負のスパイラルを防ぎ、人口減少に歯止めをかけるため、2015(平成27)年に「釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、将来都市像である「未来への『希望』輝く ひがし北海道の拠点・くしろ」の実現に向けた取り組みを進めています。

総合戦略では、長期的な人口の将来展望として「2040(平成52)年に13万8千人」とする将来の人口目標を定めており、これを釧路市まちづくり基本構想における人口指標とします。また、総合戦略が示す人口減少に立ち向かうための施策について、新たに体系化し登載します。



(資料) 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 まちづくり基本方針

「4 目指すべきまちづくり」を実現するため、「育てる」「働く」「暮らす」の3つの市民のライフステージから導き出した5つのまちづくり基本方針を示します。

実践に当たっては、行政のみならず、地域が一体となった取り組みが重要であることから、釧路市まちづくり基本条例が掲げる「情報共有」「市民参加」「協働」を原則とします。

(1) まちづくり基本方針1 未来を担う子どもを育てるまちづくり

地域の未来を担う子どもの健やかな育ちと子育てを地域社会全体で支えていくことが、一層求められており、多様化する子育てニーズに配慮した総合的な支援体制や自らの能力・可能性を最大限に発揮できる環境を充実させることが重要となっています。

このため、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の施策や子どもたちの健全な成長を支え、確かな学力など生きる力を育み、安全で快適な教育環境をつくる取り組みを、家庭を中心とし、保育園、幼稚園、学校、地域、企業、行政など、社会を構成する様々な主体が密接に連携しながら進めます。また、乳幼児期から、健康づくりやスポーツ・レクリエーションに親しむことで健やかな体を育み、文化芸術に親しむことで豊かな心を育て、生涯にわたって活躍できる環境をつくります。

さらに、郷土愛や職業観を育み、まちづくりへの参加意識を醸成するために、子育てに関わる大人の学びの機会を確保し、家庭や地域の教育力の向上を目指すとともに、幼児から学生までがそれぞれの段階に合わせ、地場産品を活用した食育や職業体験を通じ、地域の魅力や産業への知識を深める取り組みを地域一体で進めていきます。

(2) まちづくり基本方針2 すべてのひとが活躍できるまちづくり

少子高齢化、人口減少社会の到来により、地域経済の縮小などが懸念されるなかで、地域の活力を保つための取り組みがこれまで以上に重要です。そのため、年齢や性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての市民が個々の能力を発揮し社会を支えていくことが求められています。

その土台として市民と課題や情報を共有するための取り組みや、地域社会の一員として企業が取り組む地域貢献活動への理解を醸成しながら、そこで働く人たちの地域活動への参加を促進します。さらに、豊富な知識や経験を有する「*アクティブシニア」が能力を生かせる環境を整えます。これらの取り組みによって、市民自らが地域活動、社会活動に参画するための場づくりを進めます。

*アクティブシニア…健康で就労や社会活動への意欲のある高齢者。

また、*交流人口の拡大を目指すため、高速道路、鉄道、港湾及び空港の陸海空の交通ネットワークの充実を図り、観光や長期滞在の推進などにより多様な人びとをひきつける取り組みを進めます。

さらに、釧路管内、ひがし北海道の市町村が持つ様々な機能に応じて、広域的な連携と役割の分担が必要であり、連携の強化によって本市を含めた地域全体の活性化につなげます。

(3) まちづくり基本方針3 地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり

市民の暮らしや安定的な雇用を支え、まちの活力を高めるためには、地域の経済や産業の活性化に向けた取り組みが重要です。本市には豊かな自然資源、夏季の冷涼な気候があります。さらに、農業、林業、水産業の第1次産業、石炭鉱業、紙・パルプ製造業などの第2次産業、様々なサービスを提供する第3次産業が結びついて生産都市として発展してきた技術力があります。これら地域のあらゆる資源の価値を高める取り組みを進めます。

さらに、同業種や異業種間、企業、大学、金融機関、行政、そして市民などの地域内の連携を強めることで、これまで取り組んできた「域内循環」と観光振興による交流人口の拡大などの「外から稼ぐ力」の強化を一層推進するとともに、創業や新産業の創出、新たな価値を生む情報技術などの活用を促進し、持続的な発展を目指していきます。

また、地域を支える中小企業や小規模事業者に寄り添いながら経営課題を解決し、経営基盤の安定、強化を図ることで裾野の広い産業基盤の構築を進めます。

一方で、産業基盤の強化を雇用の創出へつなげていくことが求められており、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、釧路で仕事に就く希望がかなえられるよう、企業や就労支援機関などの関係機関が情報を共有し、発信する取り組みなどの連携の強化を促進します。さらに、ライフスタイルの多様化に合わせた*ワーク・ライフ・バランスを実現し、多くの市民がいきいきと働き続けられる社会を目指します。

(4) まちづくり基本方針4 誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり

少子高齢化や核家族化が進んだことなどにより、住民同士のつながりが薄れるなか、町内会による地域の支え合いや助け合いなど、一人ひとりが社会の中で相互につながっていることを意識できる環境づくりを進めます。

すべての市民が住み慣れた地域において健康で安全に安心して暮らせるよう、保健、医療、福祉サービスの充実や防犯、交通安全対策の推進を図ります。

*交流人口…観光・避暑、通勤・通学、通院、買い物、スポーツなどの目的で、市外から市内に訪れる（交流する）人の数のこと。

*ワーク・ライフ・バランス…仕事と生活の調和。

また、本市は、地震や津波、大雨、大雪、火山噴火などの様々な自然災害が想定されている地域です。自力で避難することが難しい市民への配慮など、市民の生命や財産を守るための地域防災力のさらなる向上を図るとともに、あらゆる災害が発生しても致命的な被害を負わない強さと、速やかに回復するしなやかさを持った地域社会を築くことで安全安心なまちづくりを目指します。

(5) まちづくり基本方針5　自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり

本市は、「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園を擁し、雄大な湿原や湖沼、山々には多様な野生生物が生息するかけがえのない自然環境に恵まれたまちです。将来の世代に引き継いでいくため、保全の推進と適正な利用とのバランスを保っていきます。

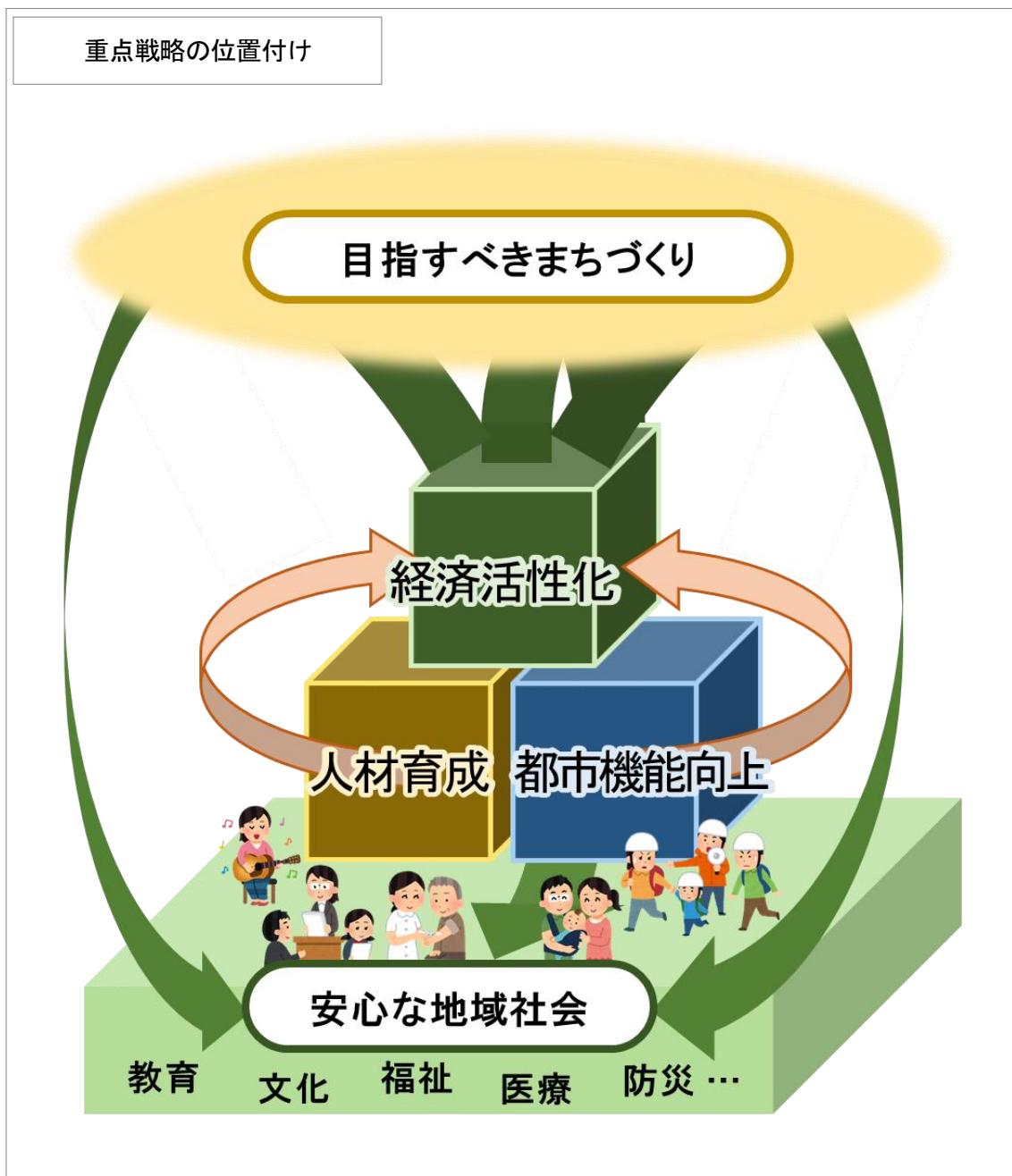
それら自然環境への負荷の低減を図りながら、地域の魅力と個性を生かしていくためには都市基盤のさらなる充実が必要です。

また、人口減少のもとでも生活に必要な都市機能を維持していくためには、コンパクトなまちづくりを進めることが重要です。効率的・効果的な公共交通の構築を図るほか、市の公共施設についても、市全体での最適な管理と有効な活用を図ります。加えて、社会資本の老朽化対策などの計画的な整備を進めることで、持続可能なまちづくりを目指します。

6 重点戦略

地域経済の発展は、まちの活力を高め、目指すべきまちづくりを実現するための重要な要因です。現在、本市の経済構造は、高付加価値化や低コスト化、技術力の向上などにより大きな変化を遂げている一方で、生産年齢人口の減少による生産力の低下や、人口減少による商品購買額の縮小などの多くの課題に直面しています。

本市では、「4 目指すべきまちづくり」を実現するために、市民が生まれ、育ち、生きがいを持って暮らすための基盤となる安心な地域社会の構築に取り組みつつ、今後10年間に重点的に取り組むべき政策として、「まちの活力を高める経済活性化戦略」「地域経済を担う人材育成戦略」「経済活動を支える都市機能向上戦略」の3つを「重点戦略」とし、ここに示します。

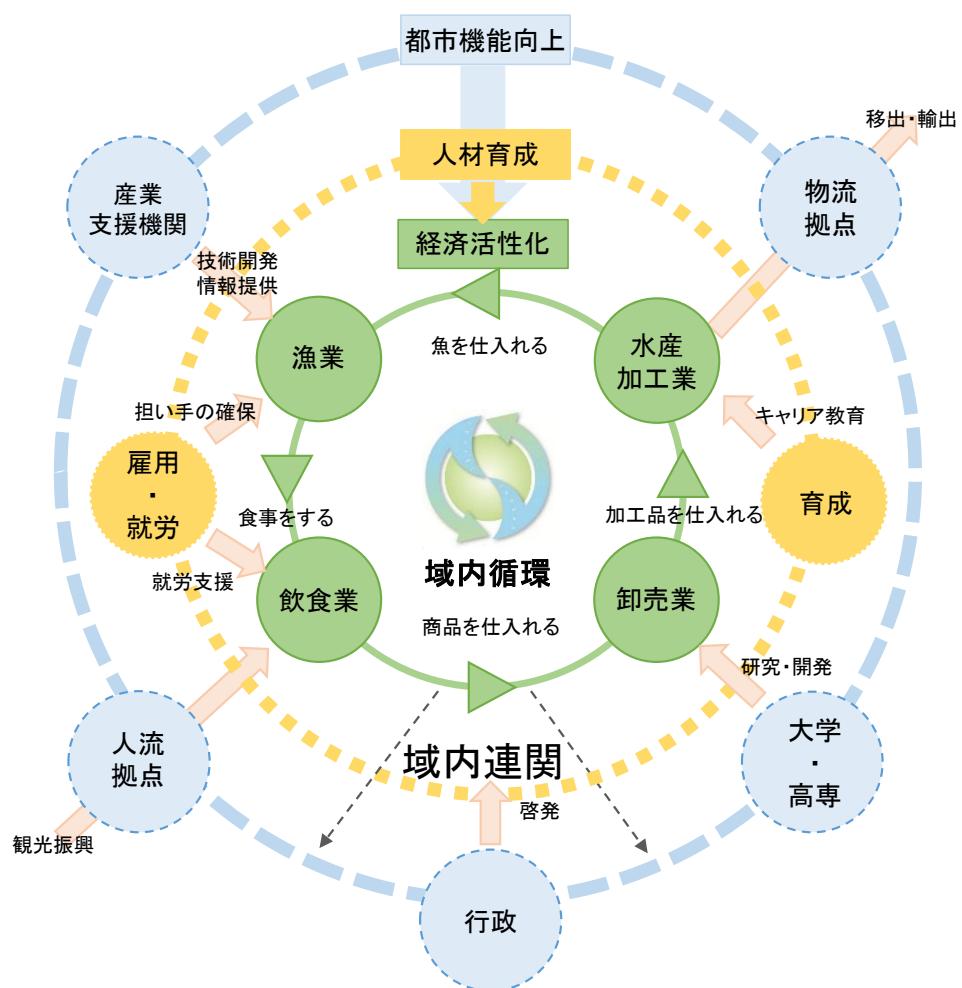


重点戦略の基本的な考え方

重点戦略では、まちの活力を高めるために重要な経済活性化を主軸として、経済活性化の主役となる人材の育成、そして、その舞台となる都市機能の向上について、経済、教育、都市整備など各分野を横断的に、それぞれの連関を高めながら取り組みます。

構成については、3つの戦略ごとに、まちづくり基本方針のもとで実現されている具体的な未来を、「将来のまちのすがた」としてあらかじめ描くことで目標を明確にしています。

重点戦略における域内連関のイメージ



※ イメージ図内の業種や取り組みは一例であり、様々な可能性があることに留意が必要です。

「域内連関」とは、地域内の様々な主体がテーマを共有し、それぞれの強みや地域資源を生かしながら、付加価値の創造や地域課題の解決に向けて行動する考え方です。

域内連関に取り組むことで、地域のつながりや信頼関係は一層強まり、観光産業や地域コミュニティ、防災、福祉など様々な分野に大きな力を発揮します。

重点戦略

(1) まちの活力を高める経済活性化戦略

① 将来のまちのすがた

ア 釧路市には自然資源や食などの様々な地域資源があります。これらの資源の価値が改めて認識され、活用されています。

加えて、市民、団体、企業が域内循環の理念を共有し、自らの需要が自らの地域からの供給で賄われています。人、モノ、金などの地域の財が域内にとどまるとともに、地域の企業の連携によって、お互いを利用し合う仕組みが築かれています。

イ 観光産業を地域住民や事業者が担い、育てる体制が確立していることで、観光を産業振興の柱、地域創生の柱とする地域づくりが進み、活気ある観光のまち・釧路が実現しています。

あわせて、地域資源の高付加価値化や、他地域とは差別化された取り組みが進むことで釧路ブランドの浸透が図られ、外から稼ぐ力が強まっています。

そのため、交流人口が増加して来釧消費が高まり、海外や大都市圏との経済交流が活性化し販路が広がっています。

ウ 釧路市が取り組んできた域内循環によって築かれてきた地域の関係性がさらに強まり、農業や水産業の第1次産業と食品加工などの第2次産業、流通販売や医療、飲食サービスなどの第3次産業など、同業種、異業種を含めた域内の連関が高まっています。

域内の連関力が強まることによって、産業分野の新たな連携によるビジネスや付加価値が生まれています。

② 施策

a 地域経済を発展させる基盤をつくるために、地域資源を守り、生かし、魅力を高めています。

b 地元企業の活性化に向けて支援を行うとともに、市民や企業が地域内での人、モノ、金、情報の相互活用を深めることで、域内循環を推進していきます。

c 長期滞在者や外国人旅行者などによる国内外からの交流人口の増加や来釧消費の拡大を図るため、効果的な情報発信を行うとともに、地域ならではの自然・気候・食などの魅力を生かした取り組みを進めます。

d 他の地域との差別化や、ニーズの把握などの取り組みにより、「売れるモノづくり」や、販路の拡大を支援することで外から稼ぐ力を強化します。

e さらなる生産性の向上、付加価値の向上を図るために、ものづくりの技術力を高める支援を進めます。

f 自然資源、地元企業が有するものづくり技術、物流機能などの本市の強みを生かした企業誘致を進め、産業の活性化を目指します。

g 情報技術による新たな産業間連携など、同業種、異業種による域内の連関力の強化を図りながら、地域産業の創発を促します。

(2) 地域経済を担う人材育成戦略

① 将来のまちのすがた

ア 将来の担い手である子どもたちや、就職を控えた新規学卒者、就労したばかりのステップアップが必要な新入社員、スキルアップが必要な現役労働者など、様々なライフステージに応じた人材育成が行われています。

このことによって、地域の技術が磨かれ、生産性の向上や付加価値の向上をもたらす確かな基盤ができています。

イ 高等教育機関との連携強化により新規大卒者等の市内への就職が増えるとともに、*U I Jターンや*リモートワークの促進により人材が確保されることで、優秀な人材が地元で活躍し、地域経済が活性化しています。

ウ 就労支援が進み、働きたい人が働く環境が整っています。

企業との体験的・段階的なマッチングによる生活保護受給者の就労自立、障がい者の就労機会の向上を図る仕組みができています。

エ 釧路市が培ってきた先進的な技術が世界へと広がり、経済協力が進んでいます。

世界に挑戦する人材の育成が進み、本市の魅力が広く伝えられ、投資や消費が拡大しています。

② 施策

a 地場産品の活用による食育や職業体験、地域教育の推進などにより、子どもから大人までが本市に愛着や誇りを持つことができる取り組みを進めます。

b 地元企業の事業拡大に対する支援、創業の支援、あるいは企業誘致の推進により就業機会を増やすとともに、成長の段階に合わせて、地域に根ざした仕事の魅力をこれから働く人達に広く伝えていく取り組みを進めます。

c 地域経済を持続的に支えるため、試験研究機関や高等教育機関をはじめ、専門的知識・資格を持った人材の活用により、農林水産業の担い手や、ものづくりに携わる技術者、経営者などの育成を進めます。

d 若年者、女性、障がいのある人など様々な求職者の就労を支援するとともに、「アクティビティニア」が持つ豊富な知識・経験の活用を進めます。

e 経済的困難を抱えた人の就労自立のため、居場所づくりから就労支援までの取り組みを進めます。

f 水産資源や石炭、冷涼な気候などを本市の強みとして生かし、経済面での国際協力につながる人材の受け入れを支えます。また、そうした強みを生かしながら、海外でも通用する能力を持ち、活躍できる人材の育成を進めます。

*U I Jターン…「Uターン」は出身地に戻ること、「Iターン」は出身地以外の地方に移り住むこと、「Jターン」は出身地の近くの地方に移り住むことの3つの総称。

*リモートワーク…従業員の働く場所を在籍する会社のオフィスに限定せず、自宅やレンタルオフィスなど、会社から離れた（リモート）場所で業務を行う勤務形態。

(3) 経済活動を支える都市機能向上戦略

① 将来のまちのすがた

ア 陸海空の交通ネットワークの整備が進み、人やモノの流動性が高まって、地域間競争が厳しくなっています。釧路市は、整備効果を十分に発揮することで、ひがし北海道の人流・物流拠点としての役割を高めています。

また、地域の産業を支援する体制については、試験研究機関の機能向上や支援・交流連携の拠点整備により、地域の技術力が高まり販路が広がっています。

その結果、ひがし北海道における生産の拠点として都市機能が向上しています。

イ これまで培ってきた経験、技術、ノウハウが基盤となり、豊かな自然を資源として生かし交流拡大が進むとともに、高次医療機能が本市や近隣市町村の定住を支えています。

また、都心部では、商業、行政、観光交流、*交通結節点機能など、都市機能が集積しています。インバウンド対応など利用者のニーズに合った環境整備が進められており、機能の向上、にぎわいの創出につながっています。

その結果、*定住自立圏構想における「中心市」、ひがし北海道における交流の拠点として都市機能が向上しています。

② 施策

- a 地域経済を支える産業の持続的発展のため、地域の優位性を生かす視点をもって生産基盤の整備を推進します。
- b 地域資源の高付加価値化と生産技術の向上によって、外から稼ぐ力を支えるため、産業支援体制を整備します。
- c 地域間連携や拠点都市機能を強め、域外からの消費を呼び込むために、陸海空の交通ネットワークの充実を図り、人流や物流の活性化を支えます。
- d 定住自立圏構想における「中心市」として、医療など住民生活を支える機能や経済活動を支える都市機能を整備し、定住や交流の促進などにより、圏域の活性化に取り組みます。
- e ひがし北海道の観光拠点として、広域的な連携を強化し、それぞれの魅力を相互に補完することで、国内はもとより世界から訪れる旅行者の多様なニーズに対応した取り組みを進めます。
- f 世界に通用する交流拠点として、本市を訪れる外国人が快適かつ安全安心に滞在できるよう、*ユニバーサルデザインの導入及び*ストレスフリー環境の整備に取り組みます。
- g ひがし北海道の中核都市として、釧路駅周辺を含む都心部の拠点機能の充実とにぎわい創出に取り組みます。

*交通結節点…複数の交通手段を相互に連携する乗り換え・乗り継ぎ箇所。鉄道駅、バスターミナル、駅前広場など。

*定住自立圏構想…中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する構想。

*ユニバーサルデザイン…文化・言語・国籍の違い、年齢・性別の差異、障がいの有無にかかわらず利用することができる施設・製品・情報の設計。

*ストレスフリー環境…言語や文化の違い、障がいの有無にかかわらずストレスなく買い物や食事などができる環境。

重点
戦
略

7 分野別施策

市民のライフステージから導き出した「5 まちづくり基本方針」を実現するために、各分野における施策の展開を示します。

第1章 福祉・安全安心

第1節 子育て

〔現状と課題〕

本市の*合計特殊出生率は1.35（2008（平成20）年～2012（平成24）年）であり、北海道は1.29（2016（平成28）年）、国は1.44（2016（平成28）年）となっています。全国的に少子化が進んでいる理由としては、経済面やライフスタイルの多様化に伴う未婚化・非婚化、晩婚化による出産の高齢化、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安感や孤立感等があげられます。

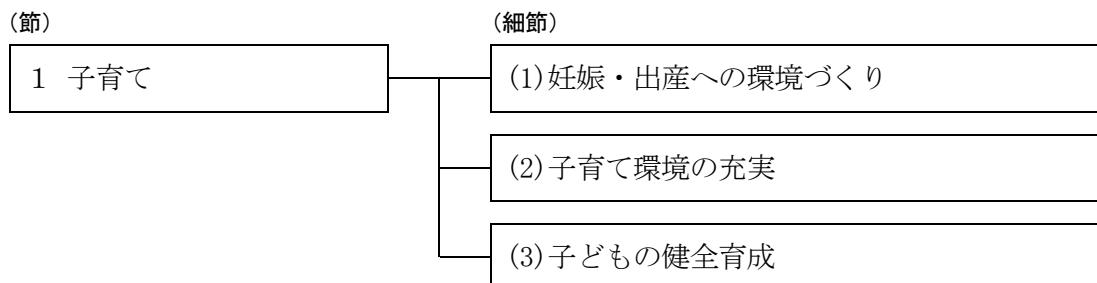
こうしたことから、社会全体で協力し、子どもや親を支え、子どもを生み育てられる環境を整える必要があります。

国においては、「子ども・子育て関連3法」の施行により、保護者が子育てについての第一義務的責任を有するという基本的認識のもとに、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していく必要があるとするなか、本市では、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次の世代を担う子どもを守ることは大人の責任であるという認識のもと、子育て支援に努めています。

これからも、発達段階に応じた育ちの状況や個性を踏まえた質の高い子育て支援サービスの確保のほか、親の就労状況などを把握し、家庭における子育ての不安、孤立感を和らげる取り組みが求められています。

また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的支援が必要な子どもや家庭を支える取り組みに加え、社会全体で子ども・子育て支援の重要性に対する関心を深め、家庭や学校、地域などの地域コミュニティのなかで子どもを育む環境づくりが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 妊娠・出産への環境づくり

安心して子どもを生み育てられること、また、次の世代を担う子どもたちが、心身共に健やかに成長することを目指して、母子保健事業の充実を図り、妊娠前から妊娠中及び幼少期の健康を支え守るための環境づくりを推進します。

*合計特殊出生率…15歳から49歳までの、女子の年齢別出生率を合計したもの。一人の女子が、一生の間に生む子どもの平均数に相当する。

(2) 子育て環境の充実

子ども自身の成長を促すとともに、保護者の生活実態や子育てと仕事の両立などのニーズを踏まえ、一時預かり、延長の特別保育や軽度の障がい児・病後児の保育など各種サービスの提供体制の検討・確保に努め、質の高いサービスの充実を図ります。また、幼児期の教育・保育の一体的提供の実現に向けた*認定こども園への移行や保幼小連携の取り組みを進めます。

すべての子育て世帯への支援を行うため、子育ての負担を軽減するサービスなど、きめ細やかな支援サービスを提供するとともに、子育て支援に関する様々な情報を積極的に提供します。

(3) 子どもの健全育成

遊びを通じた仲間関係の形成、児童の社会性の発達と規範意識の形成を図るため、児童が放課後や週末などに安全に過ごすことができる児童館や*放課後児童クラブなどの居場所づくりに努めます。

また、ひとり親家庭の誰もが健全で安心して暮らせるように、関係機関との連携を強化し、相談体制の充実や情報・サービスの提供等を進めます。

加えて、家庭において安定した子育てができるよう、子育ての不安や悩みを解消する相談体制や児童虐待防止のための支援体制の強化を図るほか、配偶者等からの暴力による被害を拡大させないため、*NPO法人等関係機関と連携を図りながら地域での支援体制の充実に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市子ども・子育て支援事業計画 2015(平成27)年度
- 釧路市ひとり親家庭自立促進計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*認定こども園…幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持った施設。

*放課後児童クラブ…仕事などで昼間保護者のいない子どもたちを対象に、児童館などで放課後、遊びの指導や生活指導、安全管理などをを行う事業。

*NPO法人…特定非営利活動法人。

第2節 保健・医療

〔現状と課題〕

国全体では健康を取り巻く環境が変化し、がん、心疾患、糖尿病などの*生活習慣病が増加し大きな社会問題となっています。

本市においても、がんや心疾患、脳血管疾患が原因で亡くなる方の割合は高く、全国と比べ、市民の平均寿命は男女ともに短く、65歳未満で死亡する割合は高い状況にあります。

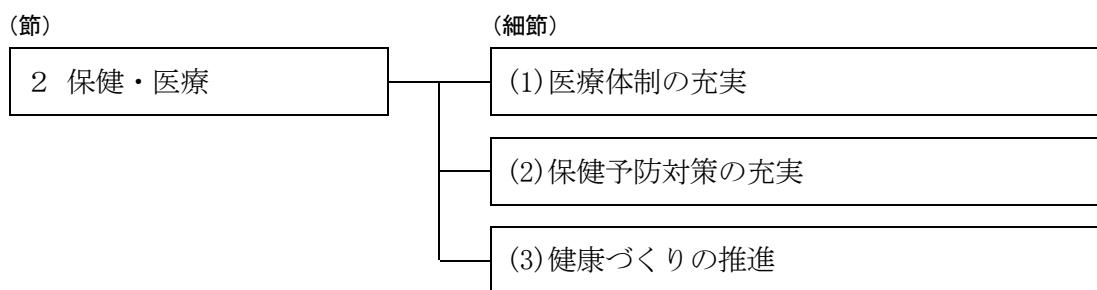
本市では、「健康くしろ21」を策定し、市民一人ひとりが生涯にわたって、健康で生きがいを持った生活を送ることを目指し、市民・地域団体・事業者・保健医療関係者・行政の協働により、市民の健康づくりを総合的に推進し、*健康寿命の延伸に取り組んできました。これからも健康寿命を伸ばしていくためには、生活習慣病の発症及び重症化予防の徹底、それぞれのライフステージにおいて心身の維持や向上につながる対策、市民の健康を支え守るための環境整備が重要です。

医療については、全国的に人口減少が進行するなか、医療機関の減少や医師の不足が課題となっています。

本市では、地域にある医療機関と市立釧路総合病院や市立釧路国民健康保険阿寒診療所・音別診療所が機能連携を図りながら、地域医療の確保に努めてきました。今後も市民が安全で安心な医療の提供が受けられるよう、医療体制の維持・充実に取り組んでいく必要があります。

市立釧路総合病院については、施設や設備の老朽化が進み、面積も狭く最新の大型医療機器の導入が困難な状況になっています。また、釧路・根室三次*医療圏の*地方センター病院として高度な急性期医療など地域の中核的医療機関としての役割や機能を担っており、今後もより良質な高度医療を提供するために医師をはじめとした医療従事者の確保に加え、施設及び医療機器の整備が必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 医療体制の充実

地域住民が身近で安心して医療を受けることができるよう、地域の医療機関との連携を図り、より良質な医療や救急医療の提供など、地域医療体制の維持、充実に努めます。また、多様化する医療ニーズに対応するため、国や北海道と連携し医師不足対策を進めるとともに、看護師の養成など医療に従事する人材の確保に努めます。

*生活習慣病…食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症・進展に関与する疾患群。

*健康寿命…寝たきりや認知症など健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

*医療圏…病床の整備を図るべき地域的単位として設定される圏域。初期の診断・治療を担う一次医療圏、一般的な医療需要に対応する二次医療圏、特殊な医療を担う三次医療圏が、都道府県ごとに設定されている。なお、第三次医療圏とは釧路・根室圏のことをいい、第二次医療圏は釧路管内、根室管内のことという。

*地方センター病院…北海道三次医療圏の高度・専門医療機関として、特殊な疾病や高度・専門医療に対応できる医療機能を備えるとともに、臨床に密着した研修・研究が可能な病院。

市立釧路総合病院においても、医師などの医療従事者の確保に努めるとともに、施設の老朽化更新、最新の大型医療機器を導入するためのスペースの確保や、地域災害拠点病院としての機能を確保するために新棟建設を進め、高度医療やドクターへリ運航継続も含めた救急医療の充実を図ります。

(2) 保健予防対策の充実

健康な生活を維持向上することを目指し、疾病予防と早期発見のための成人保健対策、市民健康づくり事業や感染症対策など、各世代の課題に応じた保健サービスの充実を図ります。

(3) 健康づくりの推進

市民の健康増進を進めるため、食生活や喫煙などの生活習慣に密接な健康に関する情報を提供し、行政機関や職場、学校、関係機関が健康課題を共有しながら、地域社会全体が個人の健康づくりを支援していく体制づくりを進めます。

〔関連する個別計画〕

- 健康くしろ21第2次計画 2014(平成26)年度
- 市立釧路総合病院新改革プラン 2017(平成29)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第3節 地域福祉

〔現状と課題〕

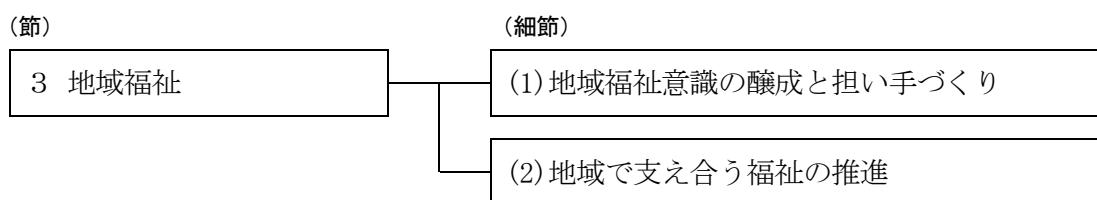
近年、高齢者のみの世帯やひとり暮らしの高齢者が増加するとともに、少子高齢化、核家族化が進むことで、地域住民同士のつながりが希薄化し、相互扶助機能が弱まるなど地域社会が大きく変化しており、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することが難しくなってきています。また、福祉や地域活動に対しての関わりや関心が低い人が増えている傾向にあります。

本市では、「釧路市地域福祉計画」を策定し、「自助」「共助」「公助」の考え方のもと、地域の住民と関係機関のネットワークの強化や高齢者などの孤立化を防ぐさりげない見守りの推進、災害時安否確認、避難支援に取り組んできています。

地域福祉を進めていくためには、市民一人ひとりが個々に地域活動に参加し福祉に対する理解を深め、その必要性について意識を持ち合い、地域内でのつながりをより強固なものとしてつくりあげていくことが重要です。

今後も、すべての市民が住み慣れた地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、必要な福祉サービスを提供できる体制の整備、高齢者や障がい者の権利の擁護や地域防災力のさらなる向上が必要となっています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 地域福祉意識の醸成と担い手づくり

地域福祉を推進していくには、福祉を実践しようとする「意識づくり」「風土づくり」が不可欠であり、家庭や地域、学校などの様々な場において福祉教育などを進め、*ノーマライゼーションや*社会的包摂などの理念のさらなる普及と啓発を図り、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

(2) 地域で支え合う福祉の推進

連合町内会や民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などの各種団体とのネットワークづくりを推進し、わかりやすい福祉の情報提供や相談体制の整備・充実を図るとともに、認知症の高齢者や障がい者などの権利を擁護する*成年後見制度の利用を推進しながら、共に助け合い、自立し安全に安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

また、地震、火災、風水害などの災害時に自力での避難が困難な人を市民が地域で助け合う体制づくりを進めます。

〔関連する個別計画〕

- 第3期釧路市地域福祉計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*ノーマライゼーション…高齢者も障がいのある人も、一般社会で等しく普通に生活できるようにすること。

*社会的包摂…すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の一員として包み支え合うことをいう。

*成年後見制度…認知症、知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人について、財産管理や契約行為などで代理人を立て、不利益が生じないようにする制度。

第4節 高齢者福祉

〔現状と課題〕

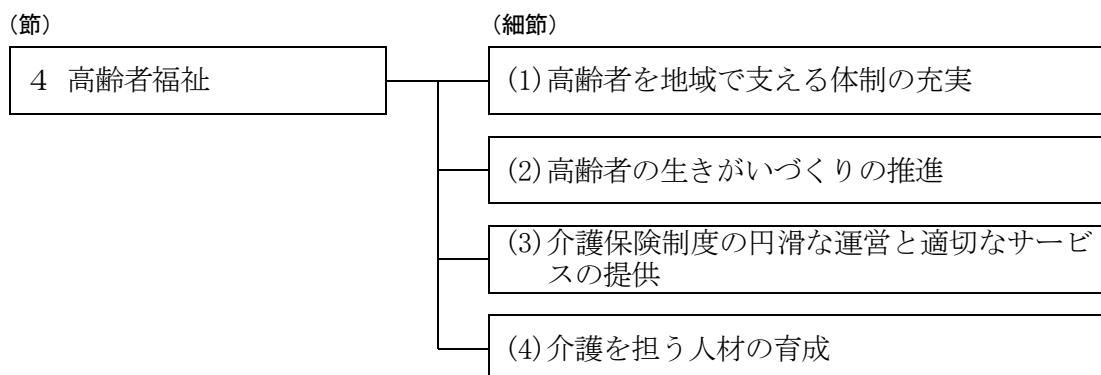
*超高齢社会を迎えるなか、本市においても65歳以上の人口は54,437人、高齢化率は31.4%となり、高齢化が進行しています（2017（平成29）年3月末現在）。そのようななか、本市では「高齢者保健福祉・介護保険事業計画」のもと、様々な高齢者福祉施策と介護保険制度の円滑な実施に努めています。

今後も、高齢者の生きがいづくりや健康の増進のために、高齢者が自ら有する知識や能力を発揮しながら、地域における社会参加を促す環境づくりなどが必要です。

また、高齢者の増加に伴い、要介護認定者や認知症の症状を有する人の増加も見込まれております。今後、在宅生活を支える体制の充実や、介護サービス基盤の計画的な整備、介護サービスを担う人材の育成などが求められています。

さらに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築することが求められており、医療と介護の連携や認知症施策、生活支援・介護予防の基盤整備などが重要となっていきます。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 高齢者を地域で支える体制の充実

高齢者を多面的に支援する*地域包括支援センターの機能強化などを図り、高齢者の生活支援と心身機能の維持向上、閉じこもりの防止などに取り組むとともに、医療機関や介護サービス事業所等と連携して、在宅医療と介護を包括的かつ継続的に提供できる体制の整備に努めます。

また、認知症の人や家族を支える体制の充実を図るとともに、認知症の初期の段階での対応を進めます。

(2) 高齢者の生きがいづくりの推進

高齢者が地域で役割を持ちながら知識や能力を生かし「アクティブシニア」として積極的な社会参加ができるよう、高齢者の自主的な活動を支える老人クラブなどに対する支援や、ボランティア活動などの社会参加の機会拡大に努めます。

*超高齢社会…総人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超える社会のこと。

*地域包括支援センター…高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、介護サービスをはじめ、保健・医療・福祉など生活に関わる様々な相談に応じ、高齢者の生活を総合的に支えるための地域の中核機関。

(3) 介護保険制度の円滑な運営と適切なサービスの提供

要介護認定者や認知症の症状を有する人の増加に対応するため、介護保険事業の円滑な実施に努めるとともに、利用者ニーズなどを踏まえながら事業計画を見直し適切なサービスの提供に努めます。

また、介護保険施設や地域密着型サービス事業所等の計画的な整備を促進します。

(4) 介護を担う人材の育成

介護分野における人材の育成・確保が図られるよう、介護の資格や経験のない人が必要な知識や技術を身に付け資格を取得するための介護事業者の取り組みを支援するとともに、介護の職場から離職した人の再就職を促進します。

[関連する個別計画]

- 第7期釧路市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第5節 障がい者・児福祉

〔現状と課題〕

本市の障害者手帳所持者数は、17,506人（2017(平成29)年4月現在）で、総人口に対する割合は10.1%となっており、特に療育手帳、精神保健福祉手帳所持者が増加しています。また、障がいの重度化や障がい者の高齢化がより顕著になっています。

障がい者福祉制度に関しては、地域生活を総合的に支援するため、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法」の施行（2013(平成25)年4月）により、制度の谷間にいた難病の人が対象者に加わり、「障害程度区分」から「障害支援区分」へ見直されるなど、適正なサービスの充実が図られました。

そのようななか、本市においては、「釧路市障がい者福祉計画（は～とふるプラン）」のもと、障がいのある人が住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、障がい者福祉の向上に努めています。

今後も国では、基本指針に基づき、施設入所等から地域への移行を推進することとしており、多様なニーズに対応した在宅支援や、就労、社会参加の充実が求められています。

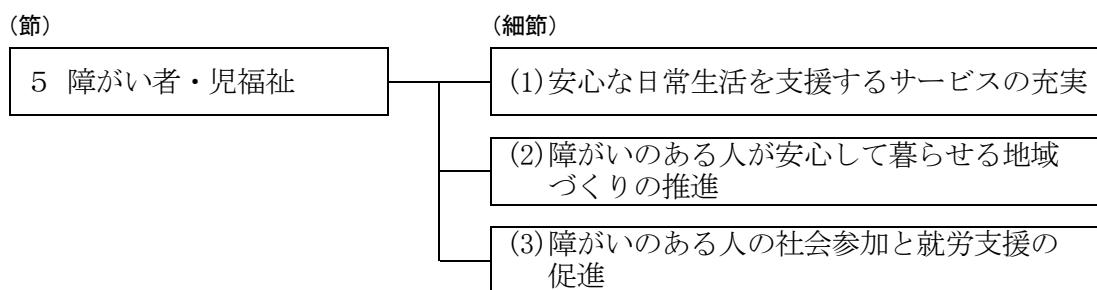
特に、重度障がいのある人や介護者の包括的な支援、介護者の高齢化による親亡き後を見据えた支援、グループホームの整備などの居住支援が必要となっています。

就労支援については、雇用者数は伸びていますが、一般企業への就職を希望しながら就労に結びつかず就労支援事業所で訓練等を行っている人も多く、企業に対するさらなる働きかけが必要です。

また、社会参加の促進を図るためにには、様々なコミュニケーション支援が必要であり、支援者の養成が重要です。

今後も、障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、地域全体で支える体制づくりが重要であり、地域共生社会の実現に向けて、なお一層の障がいへの理解促進に努めていく必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

（1）安心な日常生活を支援するサービスの充実

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を安心して営むことができるよう、事業所や関係機関と連携して、個々のニーズを踏まえた障害福祉サービスや地域生活支援事業によるサービスの適正な提供に努めるとともに、相談体制や緊急時の対応を行う地域生活支援拠点の整備に努めます。

障がいのある人の情報伝達や情報取得が円滑にできるよう、様々な障がいの特性に応じたコミュニケーション支援の充実に努めます。

(2) 障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりの推進

障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心して住み続けられるよう、グループホームの整備等を促進するとともに、重症心身障がいのある人への支援体制の充実に努めます。

障がいへの理解と障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組むとともに、虐待防止の周知啓発と相談体制の充実を図り、関係機関と連携して虐待への迅速な対応に努めます。

(3) 障がいのある人の社会参加と就労支援の促進

社会の一員としていきいきとした地域生活を送れるよう、文化芸術や障がい者スポーツ等の普及啓発に努めるとともに、障がいのある人の社会参加を支える手話通訳者、要約筆記者などの確保を図り、地域活動への参加や地域社会との交流機会の充実に努めます。

障がいのある人の雇用の促進と就労の定着を図るため、企業や就労支援機関などの関係機関と連携し、職場実習や研修の実施などの取り組みにより、障がいに対する理解促進と就労支援の強化を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 第4次釧路市障がい者福祉計画 2018(平成30)年度
- 第5期釧路市障がい福祉計画 2018(平成30)年度
- 第1期釧路市障がい児福祉計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第6節 社会保障

〔現状と課題〕

国民健康保険制度は、すべての国民がいつでも安心して適切な医療を受けることができる国民皆保険制度の維持に欠かすことができない制度ですが、他の医療保険制度と比べ、高齢者や保険料負担能力が弱い人の加入割合が高く、医療費も増加していることなどから、事業運営は大変厳しい状況にあります。

このようななか、将来にわたり医療保険制度を持続可能なものとし国民健康保険を維持していくため、2018(平成30)年度から新たな国民健康保険制度が始まることになりました。

新たな制度では、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担うこととなり、本市は、地域住民と身近な関係のなか、資格管理や保険給付、保険料率の決定、賦課徴収、保健事業など地域におけるきめ細やかな事業を引き続き担うこととなります。

新たな国民健康保険制度においても、財源確保及び負担の公平性の観点から、保険料収納対策や医療費適正化対策の強化を図り、収支両面からの経営の健全化に向けた取り組みを一層進めていく必要があります。

各種福祉医療制度は、市民の健康保持や経済的負担の軽減など、福祉の増進の一助となっていることから、制度の継続、充実が求められています。

特に若い世代の「子どもを生み育てたい」という希望をかなえるためには、経済的負担の軽減や子育てしやすい環境づくりが必要であり、様々な子育て施策と連携し、子どもの成長の段階に応じた支援が必要とされています。

国民年金制度は、すべての国民が公的年金の給付を受けられる国民皆年金の根底を支えている制度として、国民生活の維持、向上に大きな役割を果たし、国民の生活を支えています。

また、国民年金制度は、現役世代の保険料負担で高齢者世代の年金給付に必要な費用を充てるという「世代と世代の支え合い」、世代間扶養の考え方を基本とした財政方法で運営されていますが、少子高齢化や保険料の未納などにより、年金財政は厳しい状況となっています。

生活困窮者に関する本市の取り組みについては、「生活困窮者自立支援法」(2015(平成27)年4月施行)に基づき、生活保護に至る前の様々な理由により生活に困っている人びとを中心に、誰でも相談できる相談支援窓口を設置し、対象となる方々の経済的自立、日常生活自立や社会生活自立を図るために相談者の状況に応じた支援に努めています。

しかし、生活困窮者が抱える問題は、複雑化、多様化しているため、相談を包括的に受け止め、多くの社会資源との連携を図り、適切な支援へつなぐ体制づくりが必要です。

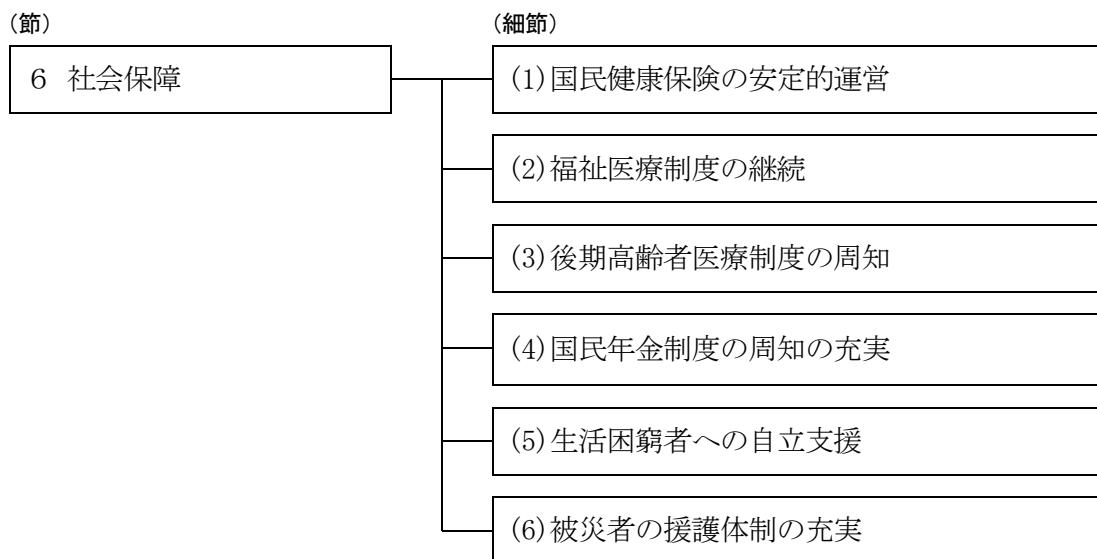
特に生活困窮世帯の子どもの多くは、学習面や生活面に多くの課題を抱えていることから、単に勉強を教えるだけではなく、居場所づくり、日常生活の支援などを通じて、子どもの将来の自立に向けた支援を行い、「貧困の連鎖」をいかに食い止めるかが課題となっています。

また、本市の生活保護率は、経済的自立を目的とした就労支援、社会生活や日常生活の自立を図る各種支援による自立支援プログラムの効果などにより、2012(平成24)年度の55.1%（パーセント、人口千人当たり）をピークに近年減少傾向にありますが、2016(平成28)年度は51.1%と、依然として道内で一番高い状況にあります。

今後も生活保護受給者に対する経済的自立、社会生活自立等の支援を行う必要があります。

被災者援護については、地震や風水害などの大規模自然災害により一時的に援護を必要とする被災者の生活の確保と安定を図ることが必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 国民健康保険の安定的運営

新たな制度のもとでも保険料収納対策の積極的な推進等による歳入の確保を図るとともに、医療費の適正な給付や健康づくりへの支援などにより歳出の抑制に取り組み、国民健康保険事業の安定的な運営に努めます。

(2) 福祉医療制度の継続

各種医療給付事業の継続に努め、市民の健康の維持、医療費負担の軽減を図ります。

(3) 後期高齢者医療制度の周知

2008(平成20)年度の制度創設以来、北海道後期高齢者医療広域連合との連携を図りながら制度の周知に努めており、今後も引き続き広報紙やホームページ、パンフレットなどの活用により周知に努めます。

(4) 国民年金制度の周知の充実

市民が制度の必要性や内容を十分に理解することができるよう、日本年金機構と連携・協力を図り、広報紙やホームページ、パンフレットなどを有効に活用し情報発信することにより、制度の周知や啓発活動の充実に努めます。

(5) 生活困窮者への自立支援

生活困窮者の自立に向けて、包括的な相談体制を構築し、社会資源との連携を図りながら支援に取り組みます。

また、学習支援については、関係機関との連携を図りながら「貧困の連鎖」を食い止めるため、子どもが将来自立できるよう支援に取り組みます。

生活保護受給者に対しては、経済的自立を目的とした就労支援のほか、社会生活自立・日常生活自立に向けた支援が引き続き必要であり、個々の状況に対応できる自立支援プログラムの実施のため、新たな企業やボランティア先の開拓に努めます。

(6) 被災者の援護体制の充実

被災者の生活の確保と安定を図るため、災害発生後、被災者の課題を的確に把握するとともに、対象となる災害時には、災害弔慰金の支給、融資のあっせんなどによる援護に努めます。

[関連する個別計画]

- 釧路市国民健康保険第2期保健事業実施計画(データヘルス計画) 2018(平成30)年度
- 第3期釧路市地域福祉計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第7節 防災・消防

〔現状と課題〕

本市は、海や火山、河川など多様な自然環境を有しており、これまでにも、釧路沖地震や十勝沖地震などの大地震のほか、津波や大雪、大雨、暴風など、各種の自然災害に見舞われています。

また、こうした自然災害リスクに加え、温暖化等による気象の変化に伴い、台風や豪雨による土砂災害や洪水・*内水氾濫、高潮被害などの危険性が高まっています。

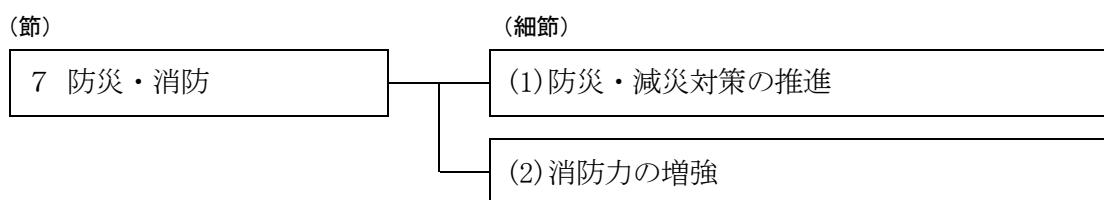
これまで、本市では、市役所防災庁舎の建設、住宅・建築物の耐震化の促進、市の事業継続計画（BCP）策定、避難計画地図作成アドバイザーの養成などに努めてきています。今後も各種の災害に備え、ハード・ソフトの施策を組み合わせた総合的な対策を推進し、行政の災害対応力を向上させるとともに、地域の防災力の向上を図り、防災・減災対策に取り組むことで災害に強いまちづくりを進める必要があります。

2013(平成25)年からの過去5年間における火災の発生件数は平均65件で推移しており、急病や負傷などによる救急出動件数については、平均9,400件に上ります。

今後も、火災や事故などから市民の命を守るため、都市規模に見合った適正な組織体制の検討、消防施設の長寿命化や更新を含めた消防施設の適正配置、消防設備の効率的な配置、消防活動の高度化が必要となっています。

また、住宅防火対策などの火災予防を進めるとともに、救命効果の向上を図るための救命資機材の充実、*救急救命士の計画的な養成など、救助救急体制の高度化に努める必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 防災・減災対策の推進

大規模自然災害が発生した際に災害情報を適切に収集し、市民に情報を確実に伝達するため、情報収集体制の強化に努めるほか、防災行政無線をはじめ、FMコミュニティラジオ、防災メール、ホームページなどの様々な情報伝達手段の充実を図ります。

地域の防災力を高めるため、地域コミュニティ団体や各地域の消防団、家庭防災推進協議会と連携を図りながら、市民への防災知識の普及啓発や防災訓練を実施するほか、災害用備蓄資機材の適切な配備に努めます。

また、地震による建物の倒壊や大雨による土砂災害等から市民を守るため、住宅や建築物の耐震化や高強度化を促すとともに、崩壊の危険がある急傾斜地等の巡回警戒や被害防止に向けた啓発活動に努め、国及び北海道との連携を図りながら、急傾斜地等の崩壊防止対策を進める

*内水氾濫…大雨や融雪による出水量に対して、小河川や排水路または下水道の処理能力が追いつかない場合に、処理しきれない水により道路や市街地が浸水する水害。

*救急救命士…病院への搬送途上、医師の指示のもと、その症状が著しく悪化するおそれがあり、またはその生命が危険な状態にある傷病者に対し、救急車等にて救急救命処置という高度な処置が行える救急隊員。

など、災害時の被害防止に努めます。

(2) 消防力の増強

火災予防運動をはじめとする防火意識の普及や住宅防火対策を進めるとともに、迅速な消火や救急活動を行うために消防施設の整備を進め、消防体制維持のために必要な消防・救急車両などの消防設備の充実に努めます。

また、消防業務に必要な知識・技術等を教育、伝承するための人材を育成し、消防体制の強化を図ります。

さらに、救命資機材の充実や救命処置の強化に努め、救急搬送時における救命効果の向上を図ります。

[関連する個別計画]

- 釧路市強靭化計画 2018(平成30)年度
- 釧路市地域防災計画 2006(平成18)年度
- 釧路市水防計画 2006(平成18)年度
- 釧路市津波避難計画 2013(平成25)年度
- 雌阿寒岳火山防災計画（協議会策定）2002(平成14)年度
- 釧路市耐震改修促進計画 2017(平成29)年度
- 釧路市消防本部基本計画 2012(平成24)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第8節 交通安全・防犯

〔現状と課題〕

近年、交通事故の被害者、加害者に占める高齢者の割合が増加しており、交通安全における高齢者対策は、安全で安心な社会の実現を図るための重要な要素の一つとなっています。

交通ネットワークの発達による物流の効率化、交流人口の増加や観光の振興など、地域経済に対する効果が期待されるなか、道路交通等の安全確保は、より一層重要性を増しています。

そのため、「釧路市交通安全計画」のもと、引き続き、安全な道路交通環境づくりや交通安全意識の普及徹底を図っていくとともに、飲酒運転の根絶など悪質で危険性の高い運転の防止を図ります。

また、自転車運転のマナー向上や、認知症が疑われる高齢運転者による事故防止など、多岐にわたる交通安全対策を講じる必要があります。

全国的な傾向として刑法犯罪認知件数は減少していますが、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺や女性を対象とする犯罪等が増加しています。

こうしたなか、本市では、犯罪のない明るい住みよいまちの実現を目指し、「暴力追放・防犯都市宣言」の制定に続き、2013(平成25)年4月の「釧路市暴力団排除条例」の施行など、警察、教育行政機関、防犯協会等との連携を図り、市民の安全な暮らしの確保に努めてきました。

今後も、関係機関との連携を強化し、市民自らが自身の安全を守る意識を高めて防犯活動を推進し、様々な安全対策に努めていく必要があります。

〔施策の体系〕

第
1
章
分
野
別
施
策



〔施策展開〕

(1) 交通安全対策の充実

安全で円滑な交通や通行を確保することができるよう、交通事故の起こらない環境づくりを進めるとともに、関係機関や地域などと連携しながら、道路交通環境の整備を図ります。

高齢者、子ども、障がい者等の交通弱者の被害防止や高齢運転者による事故防止の対策を進めるなど、それぞれの対象者に即した交通安全教育の推進に努めます。

(2) 防犯体制の推進

身近な犯罪の抑止と不安の解消を図るため、市民一人ひとりが、「自分たちの安全は自分たちで守る」という防犯意識の向上や、地域に密着した自主的な防犯活動を促進します。

〔関連する個別計画〕

- 第10次釧路市交通安全計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第9節 消費生活

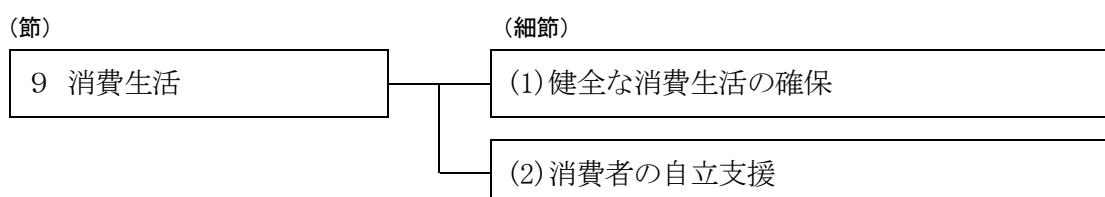
〔現状と課題〕

近年、本市では、商品を選ぶ基準として「価格」「品質」「安全」等に加えて、「*地産地消・域内循環」や「エコ」といった、地域経済や環境に配慮する傾向が見られ、社会へ与える影響までも考えた消費行動が広がりを見せてています。

そのようななか、本市の消費生活の相談件数は、2012(平成24)年度からは年間1,300件前後で推移する一方、内容は高齢者を狙った還付金詐欺をはじめとする特殊詐欺、また、販売、契約、電子商取引におけるトラブル、多重債務など消費者問題が悪質化、複雑化しています。

消費者自身が考え身を守ること、さらに自分の消費活動が社会・経済動向につながっていることを考えた行動が求められるなか、自らの正しい選択、判断によって被害を未然に防止することができるよう、消費者に対する啓発活動や消費生活に関する教育の推進とともに、消費者トラブルの解決へ向けた迅速な対応が求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 健全な消費生活の確保

消費生活に関する相談業務の実施、商品やサービスなどに関する情報提供や相談の充実、商品の適正表示、特殊詐欺の注意喚起など様々な被害防止活動に取り組むとともに、釧路市消費者被害防止ネットワークを活用し、各関係団体と情報共有などの連携を図るほか、各種啓発活動を進め、安定した消費生活の促進を図ります。

(2) 消費者の自立支援

消費者が自ら的確に判断し、主体的、合理的に行動することができるよう、消費者の自立を支援する様々な普及・啓発活動に取り組み、消費者意識の向上を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*地産地消…地域で生産されたものを地域で消費すること。

第2章 環境・教育・文化

第1節 環境保全・野生生物

〔現状と課題〕

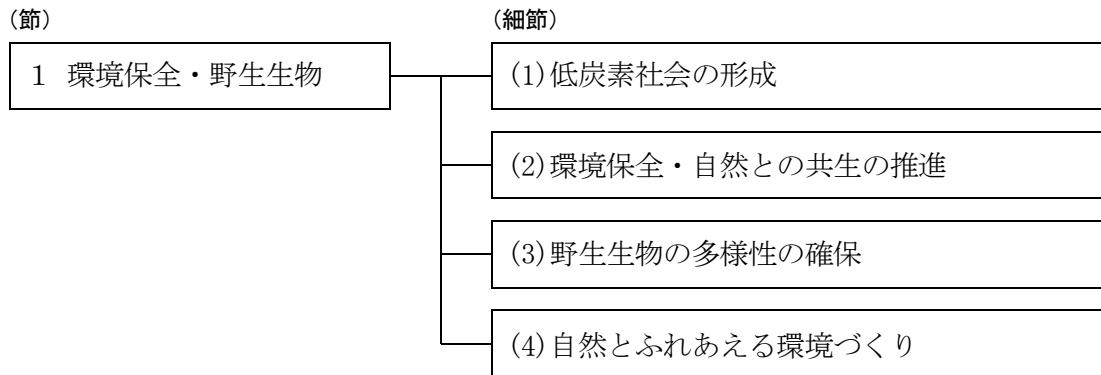
本市は、「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園をはじめとする、森と湖、火山、河川、湿原、海など多彩で雄大な自然環境に恵まれたまちであり、これらの自然環境の恩恵を受けながら、ひがし北海道の中核拠点都市として社会、経済の中心的な機能を担っています。

しかし、私たちの日常生活や事業活動は、大気汚染や水質汚濁などの身近な生活環境のみならず、温室効果ガスによる地球温暖化など、地球環境にまで影響を与えており、環境負荷の低減に向けた意識づくりや持続可能な社会を実現するための行動を促すなど、長期的・総合的な取り組みが求められています。

一方、自然との共生のため、湿地などの自然環境の保全、特定外来生物の防除、特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」に代表される希少な動植物の保護と活用など、私たち人類と自然界との適正なバランスを保ちつつ、生物多様性を確保する取り組みも重要です。

「釧路市環境基本計画」では「自然と共生し、うるおいあふれる環境調和都市」を望ましい環境像として掲げ、その実現を目指して、生活環境・自然環境・地球環境が抱えている問題への対応を進めています。今後も、私たちの財産であるこの恵み豊かな環境を将来の世代へ継承するため、環境の保全及び創造に関する方針に基づき、市民・事業者、国内外の環境保全活動等と役割や認識を共有しながら、具体的な取り組みを推進していく必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

（1）低炭素社会の形成

生活環境や経済社会活動だけでなく、大規模自然災害や生態系の変化など、自然環境にも大きな影響を与える地球温暖化の防止に寄与するため、地域特性を生かした省エネルギー・再生可能エネルギーの普及を促進し、効率的にエネルギーを使用する低炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

また、温室効果ガスの約9割を占める二酸化炭素の吸収源である緑地の確保に努めます。

（2）環境保全・自然との共生の推進

「釧路市環境基本計画」の策定により、環境の保全や創造に関する施策を総合的、計画的に

推進します。また、*ラムサール条約登録湿地である釧路湿原などの貴重な自然環境の保全のため、登録湿地相互の連携を図るとともに、湿地保全に関する国際協力活動に取り組みます。

特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」など希少な動植物については、学術的な知見を踏まえ、適切な保護と活用を検討するとともに、情報発信を通じて自然との共生への意識醸成を図ることで、市民や団体、事業者による自発的な取り組みを促進します。

(3) 野生生物の多様性の確保

自然環境の保全及び野生生物の適正な保護・管理を推進するため、国、北海道、市で連携し、市町村に求められている役割分担に沿った保護・管理施策を実施し、自然生態系の適正化に努めるとともに、野生生物の多様性の確保に努めます。

(4) 自然とふれあえる環境づくり

国立公園や自然観察施設などを活用した自然観察会などの実施により、自然とふれあえる環境づくりを推進することで、国立公園の保護と保全計画に基づいた適正な利用について、利用者の理解を深めると同時に、国立公園の価値の再認識と自然保護意識の醸成に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市環境基本計画 2011(平成23)年度
- 釧路市地球温暖化対策地域推進計画 2011(平成23)年度
- 春採湖環境保全計画 2017(平成29)年度
- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市文化芸術振興計画 2018(平成30)年度
- 釧路市動物園基本構想 2009(平成21)年度

*ラムサール条約登録湿地…正式名は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」。採択地（イラン・ラムサール）の名をとってラムサール条約と略称される。

第2節 共生

〔現状と課題〕

人口減少やライフスタイルの変化に伴う単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、地域のコミュニティが弱体化しつつあります。特に、本市では単身高齢者世帯が増加しており、助け合いや見守りなど、地域のコミュニティに期待される役割はますます大きくなっています。

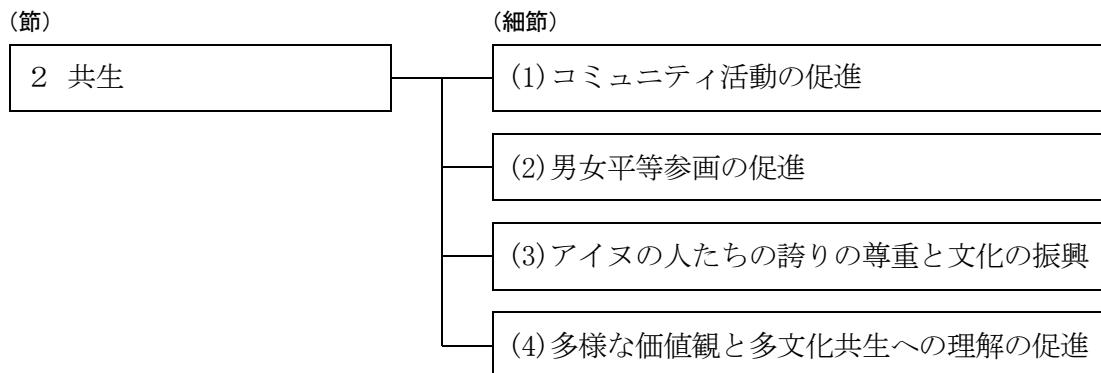
町内会活動では、加入率の低下や役員、会員の高齢化などの課題がありますが、防災・防犯・福祉など町内会が担う*共助の役割は地域にとって欠かせないものです。

今後も、町内会をはじめとするコミュニティ活動の活性化を図るため、地区会館やコミュニティセンターなどの活動の場を計画的に整備するとともに、幅広い世代の参加を促すことで地域のつながりを強め、地域のコミュニティの担い手を育成することが求められています。

男女平等参画社会の実現を目指して、釧路市男女平等参画推進条例（2011（平成23）年4月施行）に基づき、様々な取り組みを進めてきました。今後も、市民への男女平等参画の理念の浸透、意識の醸成を図るとともに、国や北海道をはじめ関係機関等と連携し、性別にかかわりなく、お互いの人権を尊重し合い、個性と能力を十分に發揮できる男女平等参画社会の実現を目指すことが重要です。

本市には、古くから北海道に暮らしてきたアイヌ民族の歴史と文化があり、地域との共生により独自のアイヌ文化が育まれています。また、国際化や社会経済状況の変化などから外国人住民が増えてきており、国・地域や文化背景の違いを豊かさとして生かした*多文化共生社会の実現を図る必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

（1） コミュニティ活動の促進

幅広い年代層に対して、地域住民の助け合いや支え合いの重要性などコミュニティ意識の醸成を図ることで担い手の育成を促すとともに、町内会をはじめとしたコミュニティ活動を支援します。また、コミュニティ活動の場を確保するための支援や計画的な施設整備を図り、市民が主体的な活動を展開できる環境づくりを進め、コミュニティ間の連携や情報の共有など、地域全体がさらに一体感を持って活動することができるよう、住民相互やコミュニティ間における多様な交流を推進します。

*共助…個人のみでは対応できない課題に対し住民が相互に助け合うことであり、「自助」「公助」とともに住民自治の根本となる考え方。

*多文化共生社会…国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会。

(2) 男女平等参画の促進

女性のための相談業務や情報の収集・提供、講座・セミナーの開催、市内で活躍する女性団体等の支援など、男女平等参画を推進する活動拠点である男女平等参画センター「ふらっと」の機能を発揮し、理念浸透や意識の醸成を図っていきます。

(3) アイヌの人たちの誇りの尊重と文化の振興

アイヌの人たちの民族的な誇りが尊重される社会を実現するため、生活の安定、向上を図るとともに、アイヌ民族の伝統文化の保存・継承、並びに国民の理解を深めるため、*イオル再生事業を推進し、地域住民との交流やアイヌ協会等の活動を支援します。

また、小中学校との連携により、アイヌ舞踊鑑賞やムックリの創作活動等、アイヌ民族の歴史・文化への理解を深めるための郷土学習の充実を図ります。

さらに、アイヌ文化の普及と振興を図るため、芸術性が高い地域のアイヌ工芸作家の技術伝承に取り組むなど、国際的なブランド化を支援します。

(4) 多様な価値観と多文化共生への理解の促進

個人の価値観や生き方が多様化している社会の変化に対応し、すべての人が尊重される社会の実現に向けた取り組みを進めます。

外国人が安心して地域で過ごすことができるよう、外国語による情報の提供、様々な相談に応じる体制の充実を図ります。また、地域で異文化理解を深め、市民主体の多様な交流を通じて、外国人が暮らしやすい環境づくりを促進します。

[関連する個別計画]

- くしろ男女平等参画プラン 2018(平成30)年度
- 鈎路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 鈎路市文化芸術振興計画 2018(平成30)年度
- 鈎路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*イオル…アイヌの伝統的生活空間。森林や水辺等において、アイヌ文化の保存・継承・発展に必要な樹木、草木等の自然素材が確保でき、その素材を使って、アイヌ文化の伝承活動等が行われるような空間。

第3節 交流・平和

〔現状と課題〕

国内外の姉妹都市をはじめ、友好都市や姉妹港、姉妹湿地との間で経済、文化、教育、スポーツ、学術面で交流を進め、友好関係を深めています。今後も、これまで育んできた交流の輪を次世代に引き継ぎ、個性豊かな地域づくり、活力あるまちづくりを進めるために、市民と連携した特徴ある交流を促進する取り組みが必要です。

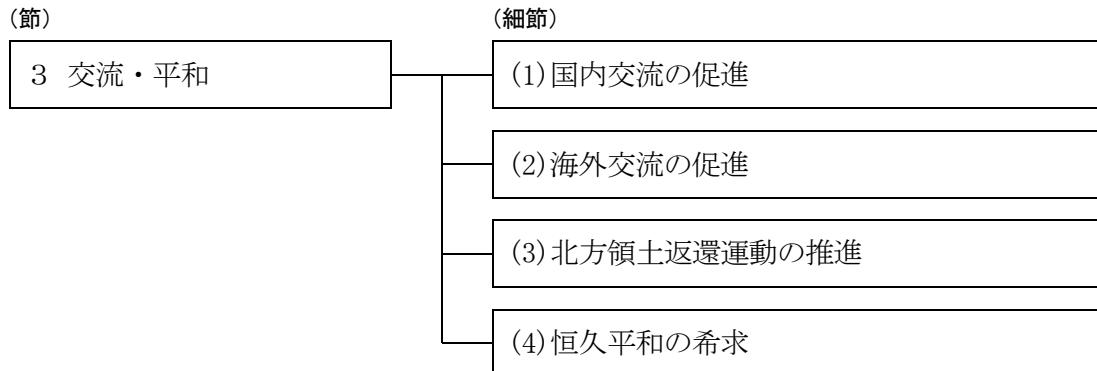
本市では、交流人口の拡大により人口減少を補完する仕組みとして、涼しい夏季、少雪で好天の日が多く、スギやヒノキの花粉が観測されない冬季の地域の気候特性や、釧路ならではの豊かな自然・食を生かした長期滞在事業を推進しています。

長期滞在者の増加とともに、滞在者のニーズは多様化しており、一層きめ細やかな対応が求められています。また、通年での交流人口の拡大や長期滞在から移住へとつなげていく取り組みが必要です。

日本固有の領土である北方領土は、戦後70年を経過した現在も、ロシアにより実効支配されており、北方領土問題が長期化するなかで、早期解決をかなえるためにも、北方領土返還運動への関心を一層高める啓発活動を通じ、国民世論の喚起のもと早期返還を推進していく必要があります。

また、恒久的な平和の実現に向け、非核平和の啓発活動を進め、平和意識を広げることが必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 国内交流の促進

他地域の文化、人とのふれあいによる地域の活性化を図るため、国内の姉妹都市や友好都市、本市に縁のある団体などと交流を深めるとともに、観光、物産、文化、スポーツ、教育など幅広い分野において、多様な担い手による交流を促進します。

長期滞在事業は、地元の不動産、宿泊、観光、運輸等の民間事業者で構成する「くしろ長期滞在ビジネス研究会」と緊密に連携しながら、長期滞在者の方々が過ごしやすい環境の整備を進めます。

また、長期滞在事業で培った様々なノウハウを生かし、二地域居住や移住を促進します。

(2) 海外交流の促進

海外の姉妹都市、姉妹港、姉妹湿地との友好関係を次世代につなぎ、地域の特性を生かした

交流の深化に努めます。

また、民間団体等への情報提供や団体間の連携強化について支援を行い、地域の人材が活躍する多様な形の文化交流や経済交流を目指し、地域の国際化を促進します。

(3) 北方領土返還運動の推進

北方領土問題に対する理解と関心を深めてもらうため、各種啓発運動を進め、関係機関と緊密な連携を図りながら、早期返還に向けた取り組みに努めます。

(4) 恒久平和の希求

「核兵器廃絶平和都市宣言」の理念のもと、恒久平和の実現に向け、原爆の悲惨さや平和の尊さなどを伝えていくため、市民の平和意識の醸成や核兵器廃絶に向けた取り組みに努めます。また、次代を担う子どもたちに平和をテーマにした各種取り組みを通じ、平和意識の継承を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第4節 生涯学習

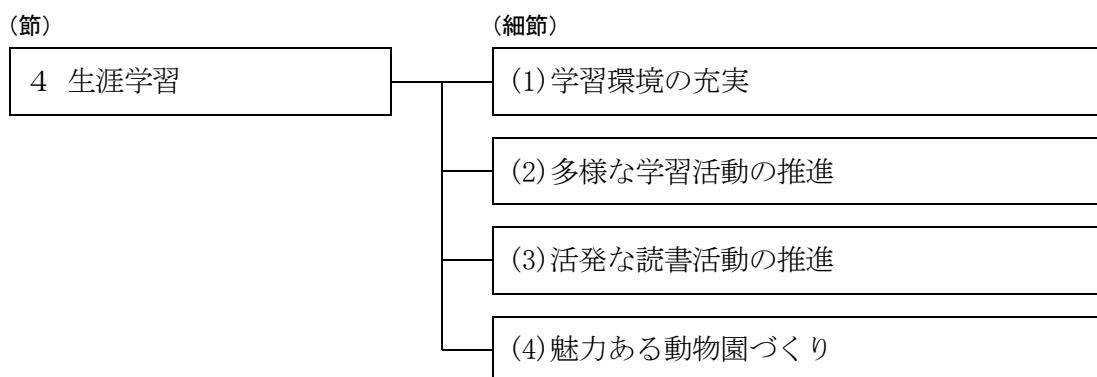
〔現状と課題〕

情報化やライフスタイルの変化により、価値観や行動様式が多様化し、人生を充実させるために、精神的な豊かさや、自発的な活動に生きがいを求める人が増えており、生涯学習の観点から主体的な学習活動への意欲が高まっています。

本市では、各種講座や講演会・発表会等、多岐にわたる学習活動が行われており、生涯学習センターや文化会館、中央図書館、公民館など、様々な社会教育施設が市民の生涯学習活動の拠点として、その振興に大きな役割を果たしています。今後も、市民が生きがいを感じ、安心して学習できる環境を整えるため、社会教育施設の整備や充実が求められています。

生涯学習が個人の教養を高める学習にとどまらず、その学習の成果が地域において循環的につなげられるシステムづくりが重要であり、文化芸術部門においても、成果の発表の場としてだけではなく、身についた技術を人びとに伝える場として確保されることが必要です。また、自立した地域コミュニティの形成に生涯学習の果たすべき役割は大きく、豊富な知識とリーダーとしての資質を持つ人材の発掘と育成が求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 学習環境の充実

生涯学習環境を充実するため、計画的に施設整備を行い、市民の誰もが、いつでも、どこでも、自由に学習し、安心して利用できる社会教育施設を目指します。

また、様々な講座やイベントなどは市民の教養を高め、生涯学習を担う人材の育成につながる重要な機会となるものです。今後も、市民ニーズを十分把握したうえで、様々な催しを企画し、市民の学習機会の充実を図ります。

(2) 多様な学習活動の推進

多様化する市民ニーズに対応するため、専門的指導者などを育成するための講座を開催することで、学習活動支援のための担い手を育てる取り組みを進めます。併せて、ホームページや*SNS、生涯学習ハンドブックにより各施設の講座やイベント、目的に合った学習内容等の情報提供に努めます。

また、学習活動を促進するため、生涯学習アドバイザーを配置し、生涯学習について気軽に相談できる体制を整えます。

*SNS…インターネットのWeb上で社会的ネットワークを構築するサービス。会員登録制オンラインサービスがあり、スマートフォン等での利用が広がっている。

(3) 活発な読書活動の推進

読書活動を通じて、生きる力を育み、人生をより豊かにするため、学校における読書活動を推進するとともに、子ども読書活動推進懇話会などを通じて、子どもと読書に関わる様々な団体や人びとが連携・協力し、地域全体で子どもの読書活動を推進します。

また、図書館の団体貸出制度を活用するなど、図書館と学校図書館との連携強化を図り、図書館バスによる地域での図書貸し出しなどにより、多くの市民に読書活動の普及・啓発を進めます。

(4) 魅力ある動物園づくり

命の大切さを学び、感動と発見のある魅力的な動物園をつくるため、園内の豊かな自然のなか、北海道に生息する動物をはじめとする様々な動物の魅力を引き出す創意工夫のある飼育環境の整備を図ります。

誰もが快適に過ごせる動物園を目指し、ユニバーサルデザイン化やレクリエーション機能の向上によって、入園者の満足度を高めます。また、ボランティア活動の充実など、市民との協働による動物園づくりに努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市図書館基本計画 2015(平成27)年度
- 釧路市子ども読書活動推進計画 2016(平成28)年度
- 釧路市動物園基本構想 2009(平成21)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第5節 学校教育

〔現状と課題〕

人口減少や少子高齢化の進行、*グローバル化や科学技術の進展に伴う社会の変化は、家族形態の変容や価値観の多様化、地域社会等におけるつながりの希薄化など、社会全体に大きな影響を及ぼしています。

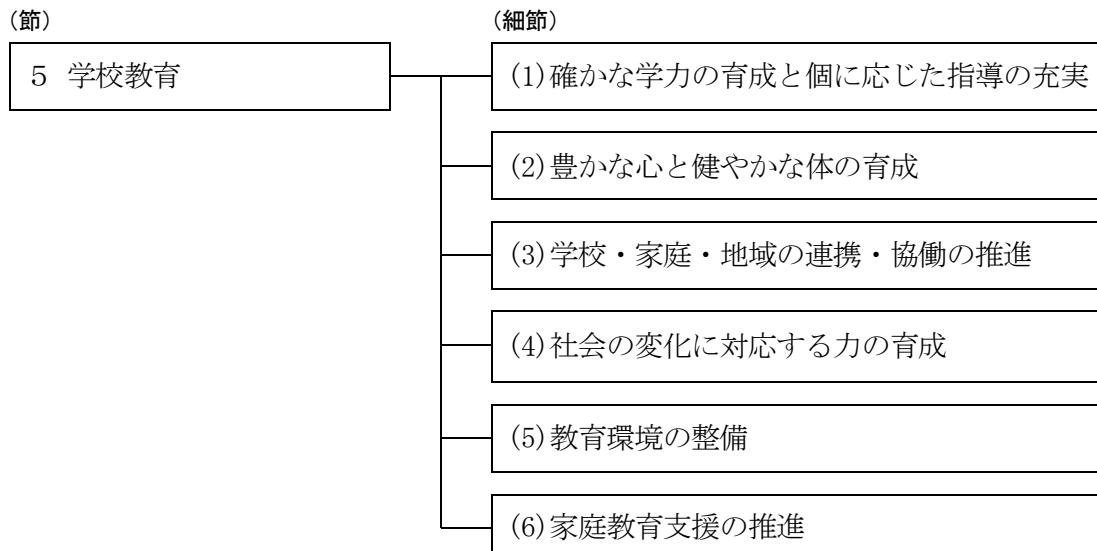
このように子どもたちを取り巻く環境が大きく変化するなか、学校教育には、知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を培うことがますます重要となり、社会や世界に向かい、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育むことが求められています。そのため、「生きて働く知識や技能」の習得はもとより、主体的に学び、判断し、行動し、よりよく問題解決する確かな学力の育成を目指し、学習指導の充実と教職員の資質の向上を図る取り組みを一層充実しなければなりません。

また、自らの生き方を探る力を培うことが重要となってきています。このため、道徳教育の充実、体験活動の推進、不登校やいじめの未然防止などにより、自分の価値を認識し、規範意識を持って他者と協働することなど人間関係を築く力を高めていくことが必要です。

さらに、子どもたちが安全に安心して学校生活を送り、豊かな学びのなかで自分の個性と能力を十分発揮することができる教育環境を整えていくことが重要です。

これらの取り組みを進めるためには、「社会に開かれた教育課程」の実現が求められているよう、地域の人的・物的資源を活用するなど、地域とともにある学校づくりを進めるとともに、今後さらに学校・家庭・地域社会が連携し、それぞれの教育機能を発揮していくことが求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 確かな学力の育成と個に応じた指導の充実

確かな学力を育成するため、子ども一人ひとりの学力の状況を把握し、個に応じたきめ細やかな指導や子どもたちの学習に対する意欲を一層高める指導の充実と教職員の資質の向上を図る取り組みの充実に努めます。

また、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況を把握し、子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じ、適切な指導・支援を行うことができるよう、特別支援教育の充実に努めます。

*グローバル化…資本や労働力の国境を越えた移動が活性化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

(2) 豊かな心と健やかな体の育成

社会のルール、マナーなどの規範意識や生命を大切にする心を学び、多様な人びとと互いに尊重し協働する姿勢により、人間関係を築く力を育む取り組みを進めます。

また、日頃から運動に親しむ環境づくりや食に関する正しい知識など、健康で望ましい生活習慣を身に付けるために、必要な情報を自ら集め、適切な意思決定や行動選択ができる力を育むとともに、自然災害などの危機から自らの命を守ることができるよう、危険回避能力を高める教育の充実に努めます。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

信頼される学校づくりを進めるため、学校が保護者や地域と成果や課題を共有しながら、主体的な学校運営の改善が図られるよう、教育活動を広く発信するなど、「社会に開かれた教育課程」の実現を推進するとともに、学校・家庭・地域が連携し、それぞれの教育機能を生かした取り組みの充実に努めます。

(4) 社会の変化に対応する力の育成

豊かな国際感覚を育成するため、自国や郷土への理解はもとより、外国語の学習を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を高めるとともに、次代を担う、社会人・職業人として自立していくことができるよう、職業観の育成や職業体験活動などの取り組みの充実に努めます。

また、情報化の進展に対応するため、情報を適切に選択、活用できる能力や*情報モラルを育む教育環境の整備・充実を図るとともに、自然環境や様々な環境問題に対する関心を高める取り組みの充実に努めます。

(5) 教育環境の整備

学びの場である学校施設の安全・安心の確保をはじめ、学校・家庭・地域の連携及び幼児教育から高等教育までの子どもの発達や学びの連續性を踏まえた丁寧な接続の充実を図るとともに、家庭の経済状況などにかかわらず、誰もが安心して学ぶことができる総合的な教育環境の整備に努めます。

高等教育機関の持つ研究機能や専門的なネットワークを生かした交流を推進するとともに、地域と密着した高等教育活動を促進します。

(6) 家庭教育支援の推進

家庭がすべての教育の出発点であることから、家庭の支えになる取り組みや子どもの自立に向けた取り組みなど、家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実を通じて、家庭の教育力の向上に努めます。

[関連する個別計画]

- 釧路市教育推進基本計画 2018(平成30)年度
- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*情報モラル…情報通信ネットワークを利用する際、他者への影響を考え、責任を持って、正しく安全に利用するための基本的な考え方や態度のこと。

第6節 文化・芸術

〔現状と課題〕

文化芸術は人びとの感性を磨き、心の豊かさや創造力を育むなかで、人びとの生活に潤いをもたらします。また、地域への愛着を持って行われる文化芸術活動は、地域社会の活性化につながるものです。

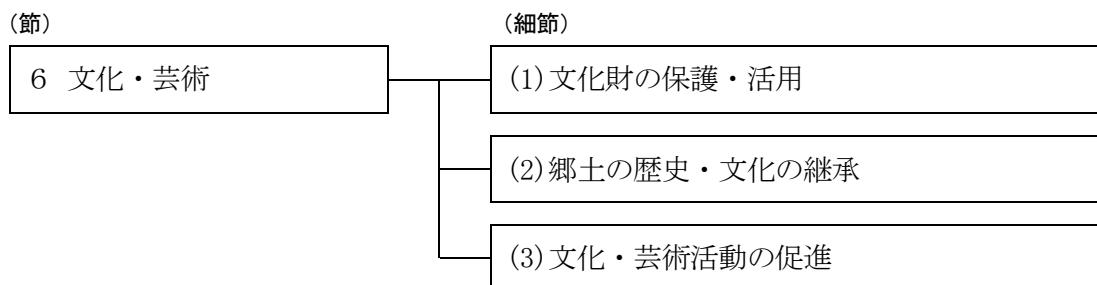
本市では、生涯学習センターや、文化会館をはじめ、様々な社会教育施設が文化芸術活動の拠点として、その振興に大きな役割を果たしています。さらに、美術館などの施設では、市民の美術鑑賞に対するニーズを把握し、優れた様々な作品の展覧会を開催するとともに、芸術に関する興味関心を高めるための教育普及事業を行うなど、芸術の推進とその水準の向上に努めています。

今後、市民が活発に文化芸術活動に取り組むために、文化や芸術に触れる機会の提供や様々な取り組みへの支援を充実させるなど、誰もが気軽に参加できる体制づくりが重要です。また、優れた文化・芸術を創造していくために、芸術に関する指導者やその担い手となる人材を発掘・育成する取り組みが必要です。

各地域の歴史や風土を反映した郷土芸能など、地域ならではの特色ある文化芸術活動は地域への愛着につながるものであり、将来にわたって継承する取り組みが求められています。

学術的価値が高い史跡や、特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」をはじめとした文化財については、今後も学術研究や、その価値を普及啓発することで、保護、活用に向けた取り組みを進めることが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 文化財の保護・活用

本市には、北海道の遺跡を特徴づける国指定史跡のチャシ跡をはじめとした貴重な史跡や、国指定の特別天然記念物である「タンチョウ」と「阿寒湖のマリモ」など、学術的価値が高い貴重な文化財があります。これらの文化財を適切に保存、保護するとともに、市民や本市を訪れる人に歴史や自然・文化に対する理解を深めてもらうための環境づくりへの活用を検討します。

(2) 郷土の歴史・文化の継承

地域の歴史を後世に伝えるため、地域史料の保存、活用に努めます。また、地域芸能、郷土の芸術・文化の保存・伝承のため、地元芸術家や郷土作家、芸術文化団体等の創作活動の支援や顕彰を行うとともに、郷土文学作家の作品や資料の収集・保存・公開を行います。

(3) 文化・芸術活動の促進

市民の自主的な活動を支援し、成果発表や参加できる場の拡充に努めるとともに、地域や学

校等との連携を図り、子どもたちの文化芸術に触れる機会や芸術活動への参加を促進します。

文化芸術への意識を高めるため、広範な芸術を鑑賞できる機会の提供や、魅力のある展示、企画に努めます。また、広報くしろやインターネット、FMコミュニティラジオ等により、芸術鑑賞に関する情報を広く発信します。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度
- 釧路市文化芸術振興計画 2018(平成30)年度
- マリモ保護管理計画（協議会策定）2012(平成24)年度
- 釧路市動物園基本構想 2009(平成21)年度

第7節 スポーツ

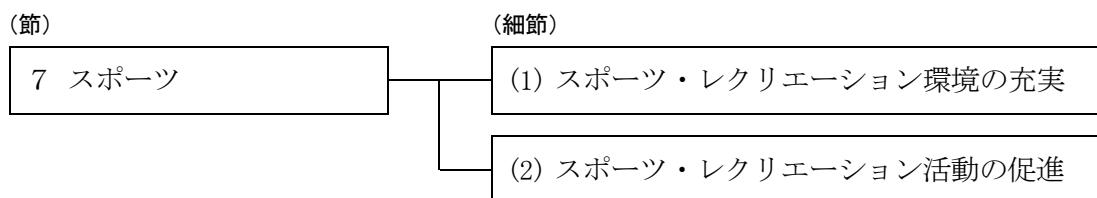
〔現状と課題〕

全国的な健康志向の高まりから、スポーツ・レクリエーションに対する関心が高まっています。その一方で、日常生活での体を動かす機会の減少や、子どもの体力低下といった課題も見られており、誰もがそれぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでも安全にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

本市は1989(平成元)年にスポーツ都市を目指した「スポーツ都市宣言」を行い、これまで、*総合型地域スポーツクラブの設立促進に向けた人材育成や、軽スポーツの普及促進、スポーツ教室の開催などの取り組みを推進しています。しかし、少子高齢化の影響から競技人口は減少傾向にあり、指導者の養成や地域間交流イベントの実施など地域スポーツの活性化を図る必要があります。

また、幅広い年齢層の市民が安全かつ快適にスポーツ活動を楽しめる環境を維持していくため、スポーツ施設の計画的な整備改修を図る必要があります。さらに、夏季の冷涼な気候や氷上競技が盛んな風土など本市の強みを生かして、国際大会や全国大会、全道大会、合宿などの積極的な誘致に取り組むことでスポーツ・レクリエーション活動の活性化につなげることが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) スポーツ・レクリエーション環境の充実

スポーツ・レクリエーション活動の振興を図るために、市民が安全かつ快適に活動を行うことができるよう、競技ルール変更への対応や、計画的に施設や備品の更新を行うなど、活動環境の維持、充実を図ります。

国内における氷上スポーツの中心地である「氷都くしろ」として、競技人口の拡大や地元競技力の向上、交流人口の拡大を図ります。

(2) スポーツ・レクリエーション活動の促進

市民の健康増進と競技人口の拡大など、スポーツ・レクリエーションの普及のため、スポーツ事業の企画や団体の育成のほか、スポーツ推進委員や社会体育指導員によるスポーツ教室の指導や出前講座等を通じて体力づくりや運動の楽しさを知ってもらう機会の創出を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション活動を促進するため、市内の地域スポーツ推進協議会の活動を支援しながら、総合型地域スポーツクラブへの移行や設立後の活動をサポートします。

地元競技者の技術力向上と各種施設の有効活用などスポーツ活動の振興のため、国内外の競技団体の合宿誘致の推進や受入態勢の充実を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市社会教育推進計画 2018(平成30)年度

*総合型地域スポーツクラブ…多世代が参加でき地域住民が主体的に運営する多種目型のスポーツクラブ。

第3章 経済・産業

第1節 農業

〔現状と課題〕

本市の農業は、冷涼な気候、中山間地の火山性土壤、平坦地の泥炭性土壤など厳しい自然条件のもと、土地基盤整備に努めながら、草地型酪農を主体に肉用牛飼育や野菜生産を中心に発展してきました。

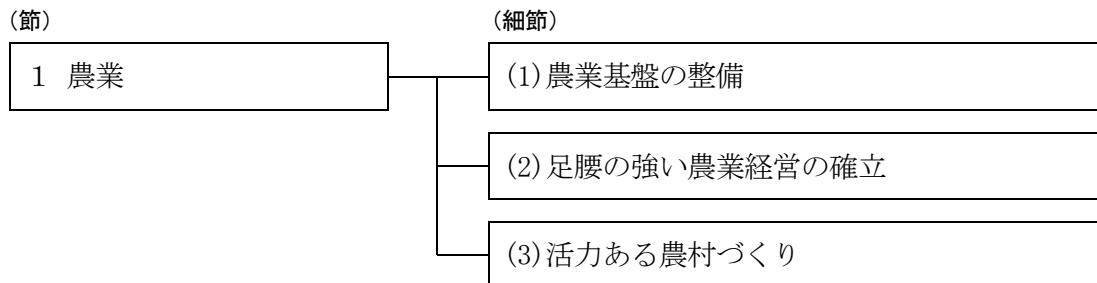
しかし、厳しい労働環境から新規就農者数は伸びず、近年は農業従事者の高齢化が進むとともに、諸外国との貿易交渉による外国産農産物の流入が増える見通しのなか、将来展望の不安感から来る後継者不足もあり、農業の担い手確保は重要な課題となっています。

また、農業者は家族経営体を中心であることから、草地や施設などの農業基盤の更新に対する設備投資も遅れている状況にあります。

国内における食の安全や環境保全への関心は高まりを見せており、消費者の信頼を得るために、*BSEや鳥インフルエンザの発生、農業排水による環境問題などについて、農業者と行政機関等が連携して対応し、安全な農畜産物の生産と環境にやさしい農業を確立することが重要です。

さらに、心のゆとりや自然とのふれあいを大切にする価値観が広まるなか、農村地域の持つ豊かな自然と土や緑に親しめる空間が見直されています。このため、農村の快適な環境づくりや、都市との交流により農業への理解を広める取り組みが必要となっています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 農業基盤の整備

本市の酪農・畜産を支える草地や農道、排水路などの農業基盤の整備及び計画的な土地改良を進め、良質な*粗飼料の確保と生産コストの低減のために、大型機械を活用した粗飼料生産の分業化・農作業の組織化を推進します。

(2) 足腰の強い農業経営の確立

農業従事者の高齢化が進むなか、地域農業の振興のためには担い手の確保と育成が重要な課題となっており、関係機関と共にあらゆる機会を捉えて対策を行います。

農作業の省力化や、生産コストの低減、生産物の付加価値向上のために、公共育成牧場をはじめとした、生産者を地域全体で支える営農支援システムの強化を推進するとともに、中山間地農業への支援や環境に配慮した*バイオマスの有効活用等への支援を進め、足腰の強い農業

*BSE…牛海绵状脑症。

*粗飼料…家畜の飼料のうち、乾草やサイレージ、稻わら等を指す。

*バイオマス…エネルギーなどとして利用することができる、家畜ふん尿や食品廃棄物、林地残材などの生物に由来する資源。

経営の確立を目指します。

また、市民の食を支える野菜生産についても、関係機関との連携のもとに推進します。

(3) 活力ある農村づくり

地域に適した食と健康づくりを通じた農村と都市の交流や、農業及び農村の振興のための拠点である農村都市交流センター「山花温泉リフレ」の機能維持を図るとともに、美しい景観づくりや農村地域の環境向上に取り組みます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路農業振興地域整備計画 2006(平成18)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第2節 林業・木材産業

〔現状と課題〕

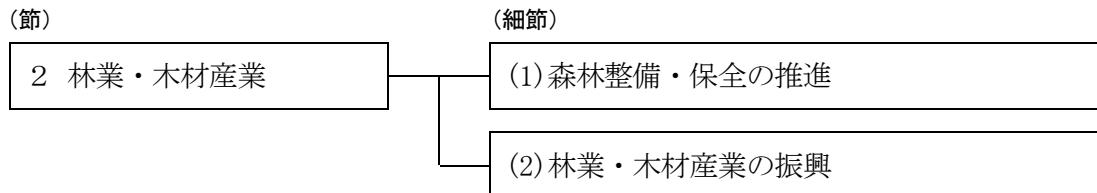
本市は、森林面積が市域の7割以上を占め、国内でも有数の森林都市です。これらの森林は、木材生産による経済的機能に加え、国土の保全、水源のかん養、生物多様性の保全、地球温暖化の防止、さらには景観林が観光資源となるなど、多岐にわたる公益的機能を有しており、その機能を将来にわたって持続的に発揮させるため、森林の適正な整備と保全による機能の維持・向上に取り組む必要があります。

しかし、木材価格は需要の減少や輸入材との競合等により長期的に下落傾向にあるなか、経営コストが上昇するなど、採算性は悪化しており、林業経営の厳しさから、森林の適切な管理の停滞を招いています。さらに、厳しい労働環境から林業従事者の担い手の確保が困難となり、高齢化が進行しています。

それらの課題に対応するため、森林施業の集約化や機械化によって森林整備のコストを抑え、担い手を確保・育成するとともに、新たな木材製品の開発によって付加価値を高め需要を創出することで、森林資源の循環利用を図り林業の成長産業化を進めることが重要です。併せて、木や森の大切さや暮らしと木の関わりなど、木に関する理解を深める取り組みを進めることも必要です。

また、エゾシカの生息頭数の増加による農林業への被害が問題となっており、森林資源の保護のためにも、エゾシカによる森林被害の防止が課題となっています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 森林整備・保全の推進

多面的機能を発揮する森林を守り育てるために、市有林をはじめ市内の森林について除間伐・更新伐・保育による森林整備を計画的に実施するとともに、エゾシカ防護柵の設置などによって農林業被害の防止に努めます。

また、より効率的な森林施業を実現するため、地形特性に合った路網整備や機械化施業を推進し、森林所有者と連携しながら森林整備を進めます。

(2) 林業・木材産業の振興

地域内の森林資源の利活用を促進するため、担い手の確保や、技術研修などによる林業従事者の技術向上を図るとともに、木材生産や木材加工など、川上から川下に至る様々な企業や行政機関との連携を進めます。

また、豊かな森林資源に親しみを持ってもらうために、地域材の利用促進や*木育など、様々な機会を捉えて市民に向けた普及啓発活動を進めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市森林整備計画 2017(平成29)年度
- 釧路市鳥獣被害防止計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*木育…木材の良さやその利用の意義、森林の大切さなどを学び、人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むこと。

第3節 水産業

〔現状と課題〕

本市の漁業は、好漁場に恵まれ、最盛期には日本一の水揚量を誇るなど、地域経済をけん引してきました。しかし、漁業資源の減少、国際的な規制による漁場の縮小などにより、近年は水揚量が大幅に減少しています。

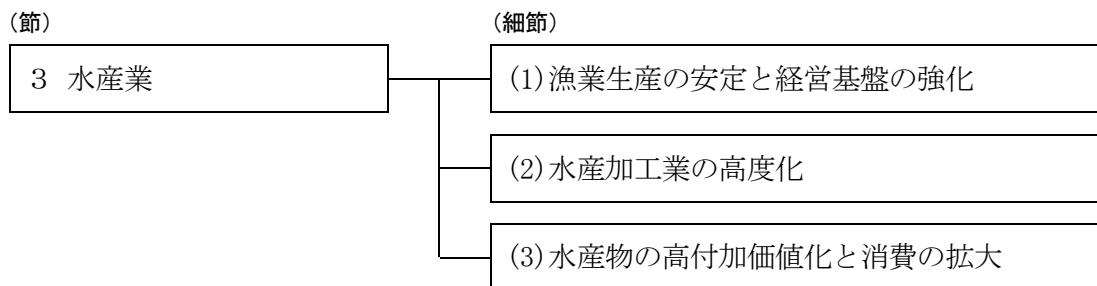
加えて、輸入水産物の増加、漁業就業者の減少や高齢化、食生活の多様化による魚離れなど、漁業を取り巻く環境は総じて厳しい状況にあります。

このような状況のなか、本市の水産業が持続的に発展していくためには、つくり育てる漁業の推進や、魚価安定対策、操業機会の確保など、地域の漁業特性に応じた各種施策の展開により、安定した漁業生産・流通体制を確立し、経営基盤を強化することが求められています。また、安全で高品質な水産物の生産や流通を実現するために、市設魚揚場の整備を進め、衛生管理体制の向上など施設機能の強化を図ることも重要です。

水産加工業においては、豊富な水産資源や高い技術力のもとに発展し、地域の製造業の中核を担っています。しかし、水揚量の減少や世界的な水産物の需要増加による加工原魚の確保難に加え、安価な輸入水産加工品の増加などの影響を受け、厳しい経営環境に置かれています。

このため、特色ある加工品の開発や、食の安全・安心の確保に取り組む企業を支援するとともに、水産加工品の高付加価値化を促すために商品開発、販路開拓、人材育成などの取り組みを進め、国内外産地に対する競争力の向上を図る必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 漁業生産の安定と経営基盤の強化

安定した漁業生産体制を確立するため、担い手の育成、確保の対策に取り組むとともに、漁港・漁場の整備や資源管理の高度化、増養殖事業の促進などによる資源の維持・増大に努めます。併せて、安心して漁業に従事できるよう、操業の安全確保を図ります。

また、安全で高品質な水産物の生産や流通を実現するため、市設魚揚場などの整備を図るとともに、水揚量確保のため外来船誘致を促します。

(2) 水産加工業の高度化

水産加工振興センターが中心となって、地場水産物の高次加工化や、食品の衛生管理の充実などに取り組み、競争力のある加工品開発を支援します。

また、流通基盤施設の整備を促進し、安定した水産物流通体制の確立を図るとともに、環境に配慮した廃棄物処理に努めます。

(3) 水産物の高付加価値化と消費の拡大

生産・加工・販売が一体となった漁業の6次産業化や、水産物の鮮度保持など高付加価値化

への取り組みを支援するとともに、釧路産水産物全体の知名度向上に努め、魚食普及に取り組むなど、消費拡大、販路開拓を促進します。

また、商業捕鯨の再開に向け、鯨類科学調査への協力と鯨食文化の普及啓発を通して、くじらのまちづくりを進めます。

[関連する個別計画]

- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第4節 鉱工業

〔現状と課題〕

本市の工業は、水産加工業、紙・パルプ製造業、医薬品製造業などが中心となり、それらと結びついた関連産業と共に発展してきました。しかし、資源の減少や国内外の経済情勢の変化の影響を受けるなど、特に資源立地型の産業が厳しい状況に置かれています。

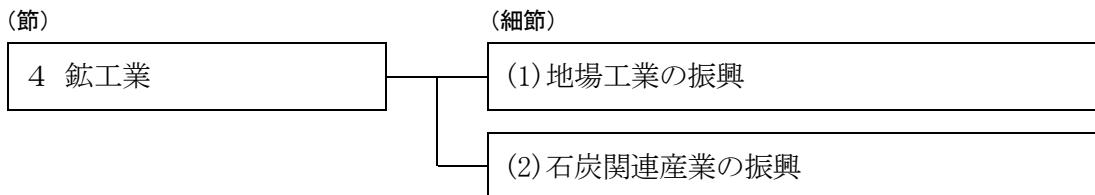
こうしたことから、地域の資源や技術などを生かした新たな取り組みを進め、地元企業の新製品開発、新分野進出、販路開拓などを支援するとともに、産業支援機能を強化し、地場工業の振興を図っていくことが求められています。

また、企業へ良質で低廉豊富な工業用水を安定的に供給するために、施設の維持・整備を図ることも必要です。

石炭鉱業においては、本市では、国内唯一の坑内掘稼行炭鉱が採炭を続けており、高度な採炭技術と保安技術は国際的にも高い水準にあります。この高度な技術は海外の産炭国との高い評価を受けており、エネルギー確保の観点から、国の事業として技術協力が進められていることから、「生きた現場に裏打ちされた炭鉱技術」を生かして、海外産炭国との安全性と生産性の向上に寄与するとともに、事業の継続に向けた取り組みを進める必要があります。

また、地元の石炭を地元で活用する、石炭の地産地消につながる新たな事業展開に対し協力していくことも必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 地場工業の振興

産業技術に関する情報収集・提供、技術相談、技術開発、新規創業、新分野進出などの事業化、国内外への販路開拓など、産業支援の取り組みの充実を図り、地域企業を育成するとともに、釧路工業技術センターにおいては、地域のニーズに対応しながら、地域資源を有効に活用する研究開発や技術開発を行い、その成果を地域企業に還元することで、地場工業の振興を図ります。

また、工業団地等においては、良質な工業用水を安定的に供給するため、工業用水道施設の計画的な整備・更新に努めます。

(2) 石炭関連産業の振興

釧路炭鉱の安全操業、安定経営に向けて、坑内の保安確保、メタンガスの活用などの新事業への支援や、国のエネルギー政策として海外炭の安定確保を目的に行われる海外産炭国への技術協力の継続を図るほか、地元の石炭を活用した火力発電所の建設設計に関連する新たな事業展開に対し協力していきます。

また、産炭地振興のために関係機関と連携した取り組みを進め、地域産業の活性化を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第5節 観光

〔現状と課題〕

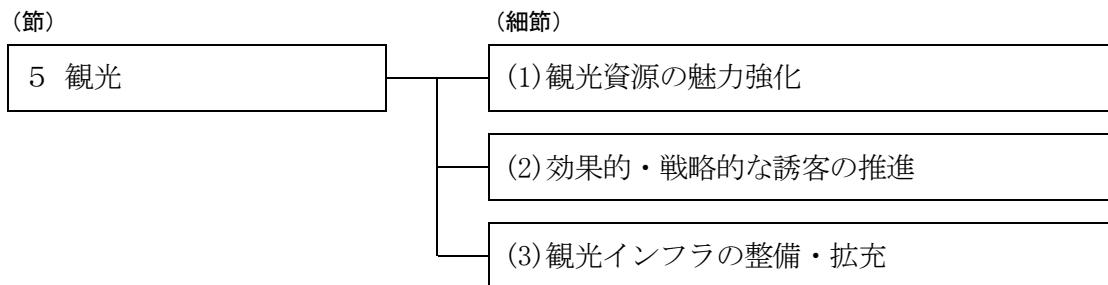
本市は、「阿寒摩周」「釧路湿原」の2つの国立公園やラムサール条約登録湿地をはじめとする豊かな自然、新鮮な水産物や酪農製品などの優れた食材を生かした食の魅力、自然と共生するアイヌ文化など、多くの観光資源に恵まれています。加えて、北海道の温泉地として知名度が高い阿寒湖温泉エリア、広大な森林や牧場など北海道らしい雄大な景色が広がる音別エリア、都市機能とコンベンション施設が充実している釧路市街地エリアなど、自然体験型と都市型観光の要素を兼ね備えています。

また、この豊富な観光資源を生かした各種誘客活動をはじめ、「水のカムイ観光圏」や「ひがし北海道広域観光周遊ルート」「観光立国ショーケース」「国立公園満喫プロジェクト」など、国の施策を生かした取り組みや、高速道路、鉄道、港湾及び空港など広域交通ネットワークの整備、広域連携の取り組みを進めることによって、ひがし北海道の観光拠点として多くの観光客が訪れるまちとなっています。

近年の外国人旅行者の増加に伴い、国内の観光地のみならず、海外の観光地との競争力強化が求められており、国内外の多くの観光客に選ばれ続ける世界一級の観光地づくりを目指すには、地域の自然、歴史、文化、地場産品などを観光資源として、さらに磨き上げるとともに、その魅力を十分に発信し、観光客の誘客と滞在促進を図っていく必要があります。

観光は、宿泊、飲食、交通などの裾野の広い業種から構成され、地域への経済波及効果が大きいことから「地域のリーディング産業」と位置付けたうえで、市民一人ひとりや多様な担い手の観光に対する理解と関与を促し、観光消費の拡大と域内循環の強化などを図ることにより観光産業の育成を進めることが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 観光資源の魅力強化

自然環境や歴史・文化、地場産品など、ここにしかない観光資源の磨き上げを行うとともに、釧路の魅力を最大限に生かし、観光客の誘客と滞在促進に結び付けます。

また、滞在・周遊型観光の拠点となる総合的な観光地を目指すとともに、ひがし北海道の観光拠点として、広域的な観光エリアとしてのブランド力を高めます。

さらには、「住んでよし、訪れてよし」の実現に向け、市民一人ひとりが主体となったおもてなし精神の醸成や、観光関連事業者との連携の強化により、観光客と市民にとって魅力的な観光まちづくりを進めます。

(2) 効果的・戦略的な誘客の推進

客観的なデータに基づくマーケティング調査や分析を行い、データから導き出される現状と課題を共有しながら、今後の観光施策に反映させるとともに、多様なマーケットに的確に伝わ

る情報発信とプロモーションにより、効果的かつ戦略的な誘客を推進します。

(3) 観光インフラの整備・拡充

国内のみならず、海外からの外国人旅行者が快適かつ安全安心に観光できるよう、まちなかや既存施設、そして玄関口となる陸海空の交通ネットワークを整備し、利便性の向上を図ります。

また、障がい者や外国人など多様な人びとも快適に滞在し、観光できるようにユニバーサルデザイン、ストレスフリー化を進めます。

〔関連する個別計画〕

- 第二期釧路市観光振興ビジョン 2017(平成29)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第6節 商業・中小企業

〔現状と課題〕

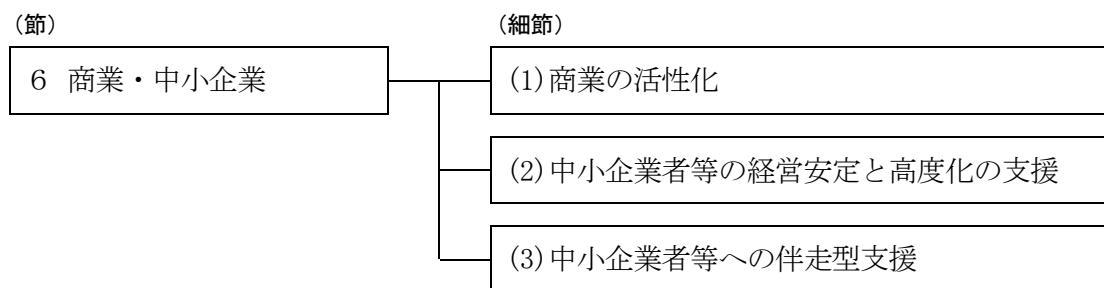
本市は、事業所のほとんどを中小企業が占めるまちであり、中小企業は、雇用の主な受け皿であるばかりでなく、釧路市中小企業基本条例の基本理念である域内循環、*域外貨の獲得、域内連携による地域経済活性化を推進する中核的な役割を担っています。

一方、商業流通を取り巻く情勢は、人口減少に伴う地域の購買力の低下、経済社会環境の変化に伴う消費者ニーズの多様化、生産・流通構造の変化、商品流通の国際化に伴う海外との競争の激化、人手不足や後継者難など様々な要因により、経営を持続することが困難な時代に直面しています。

こうしたことから、中小企業者が地域で経営を持続的に行い、裾野の広い産業構造を形成するために、雇用の確保に向けた取り組みや、新規創業・事業承継・新分野進出などをサポートする体制を整備するとともに、消費者ニーズの多様化や社会情勢の急激な変化に対応できる企業体質への転換を促すことが必要となっています。

また、商業集積地域においては、その集積性が薄れてきており、にぎわいの創出や商業環境の維持が課題となっていることから、身近な生活の場で楽しく安心して買い物ができるよう、中心市街地の活性化とともに、より地域に密着した商業環境づくりが必要になっています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 商業の活性化

地域の商業機能を維持するため、商店街等に関する基礎的なデータの整備を進めるとともに、消費者の生活様式とニーズの多様化など時代の変化に対応した商業活性化の取り組みや、高齢化への対応など地域に根ざした商業サービスの展開を支援します。

また、商店街等が共同して行うにぎわい創出の取り組みを支援し、人が集まる魅力ある商業環境づくりを進めます。

(2) 中小企業者等の経営安定と高度化の支援

経済・社会環境の変化に柔軟に対応できる中小企業等を育成するため、商工会議所などの経済団体と連携して経営の高度化や効率化を促進するとともに、金融機関等との連携による各種融資・助成制度などの経営安定に向けた支援を進め、中小企業者等の経営基盤の強化を図ります。

(3) 中小企業者等への伴走型支援

地域の「挑戦する企業」を育てるため、経済団体、金融機関、研究機関等の産業支援機関に

より地域が一体となった産業支援体制を確立し、消費者ニーズへの迅速な対応や、マーケティング戦略策定など、事業の持続的な発展に必要な稼ぐ力を高める体制の構築に努めます。

また、創業希望者に対して、ビジネスモデルの構築、資金調達など、創業に必要となる要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援を行います。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市創業支援事業計画 2015(平成27)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第7節 産業支援・企業誘致

〔現状と課題〕

本市には、農林水産、石炭鉱業、紙・パルプ製造業、医薬品製造業等の全国に誇るべき産業が存在し、地域経済を支えてきました。

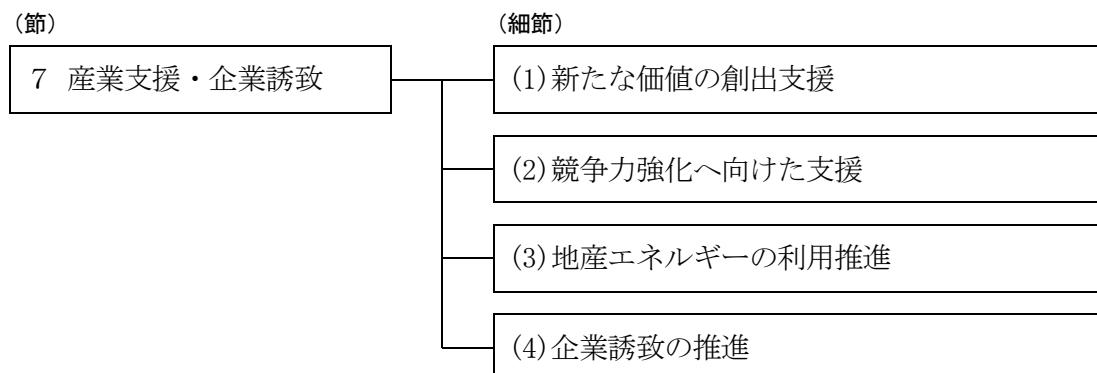
しかし、経済情勢の変化や資源の減少などにより地域経済を取り巻く環境は厳しさを増しており、これまでの良質な素材とその量に依存する産業構造から脱却するために、優位性のある資源、技術、特性などの強みを生かした高付加価値化や、情報発信、効果的なプロモーションなどにより、さらなる取り組みの深化が必要となっています。

また、変化する市場ニーズに柔軟に対応し、地域の産業をさらに発展させるために、企業・産業間の連携や産学官金の連携、地元企業を支援する体制の充実などの域内連携の強化が求められています。

こうしたことから、地域が一体となり、地産地消による地場産品の普及促進や、豊富な地域資源の活用のほか、国内外への販路開拓の取り組みなど、支援の充実を図る必要があります。

企業誘致については、設備投資を伴う企業の立地が難しい状況にあるなか、企業の進出支援や新規の雇用確保に向け、道東自動車道の延伸、港湾機能の充実、良質な工業用水などのインフラを生かし、製造業や流通関連企業などの誘致を進めるほか、*テレワークや*サテライトオフィスなど新たな形態の企業誘致にも取り組む必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 新たな価値の創出支援

情報通信分野において、企業・産業間の連携による新たなサービスが生まれる可能性を持つ*IoTの導入・活用など、人・モノ・情報など様々な資源や特性を生かしながら域内での連携を強めるために、産学官金の連携、異業種の連携などによる新たな価値の創出を支援します。

(2) 競争力強化へ向けた支援

鮮度保持技術の向上・導入促進など、食分野のみならず様々な分野での地域資源の高付加価値化を図ります。

また、*富貴紙をはじめとした地域資源の有効活用が進められていることから、地元への愛着

*テレワーク…情報通信技術を活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

*サテライトオフィス…テレワークの勤務形態の一つで、企業または団体の本拠から離れた所に設置されたオフィスのこと。

*IoT…あらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すこと。

*富貴紙…音別地区の特産品であるフキの皮を原料とした和紙。

心の醸成に努めるとともに、地産地消による地場産品の普及促進、域内循環の拡大、国内外への販路開拓など、競争力の強化を支援します。

(3) 地産エネルギーの利用推進

国のエネルギー基本計画において、安全性・経済性に優れたベースロード電源の燃料として再評価されている石炭の有効活用を支援するほか、地域のエネルギー資源の活用に向けた動きに対して協力していきます。

(4) 企業誘致の推進

冷涼な気候、高速道路や港湾などの物流機能、良質な工業用水など、地域特性を生かした企業誘致を推進するほか、テレワークやサテライトオフィスなど、新たな形態の企業誘致にも取り組み、雇用の拡大を図ります。

また、既に立地している企業への適切なフォローアップを行うことにより、雇用の確保を図ります。

[関連する個別計画]

- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第8節 雇用・労働

〔現状と課題〕

本市はこれまで、市民生活の安定を図るため、企業誘致や産業振興による雇用の場の確保に努めるとともに、関係機関と連携した就職支援や職業能力の開発に取り組んできました。

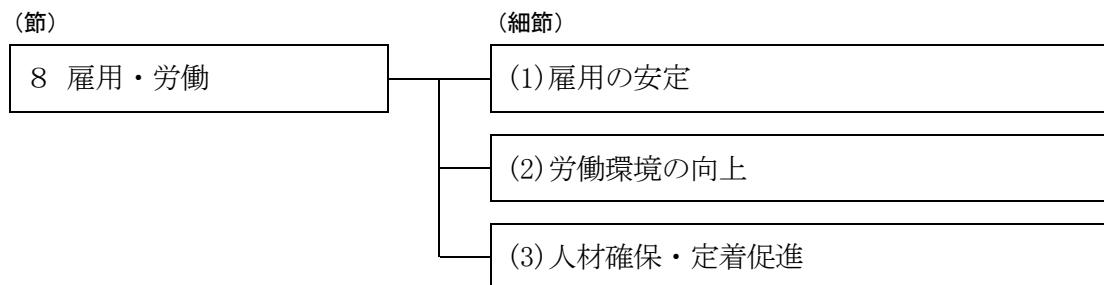
しかし、有効求人倍率が全国平均を下回るなど、雇用情勢は依然として非常に厳しい状況にあります。産業別の求人状況では、医療・福祉など従来からの業種に加え、近年では建設業などの業種においても人手不足の状態にあります。

また、本市の人口は、少子化による自然減に加え、他地域への人口流出などにより生産年齢人口の減少傾向が続いているため、生産力を維持するために、若年層の定着率の向上や人材の育成・確保に向けた取り組みが必要です。

一方、就業形態の多様化が進むなか、様々な状況に置かれた若者、育児や介護等を抱えながら継続就業や復職を希望する女性など、多様な働き手が安心して働く環境づくりが求められています。

さらに、本市は積雪寒冷という気象条件から冬期間の産業活動に制約を受けるため、季節労働者の割合が全国に比べて高く、通年雇用による生活の安定を図ることが求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 雇用の安定

本市の特性、優位性を生かし、観光産業や食関連産業などの産業振興と一体となった雇用対策の展開により、安定的な雇用の場の確保に取り組みます。

また、若年者をはじめとした求職者に対する就職支援に努め、雇用の安定を図るとともに、季節労働者の冬期間の雇用確保の取り組みにより通年雇用化の促進に努めます。

(2) 労働環境の向上

勤労者が生きがいを持ち、ゆとりある暮らしを実現できるよう、安心して働く環境づくりと福利厚生の充実を支援します。

また、育児や介護と仕事の両立など、働きたい人が働く環境を整えるため、多様な働き方に対応した勤務形態の導入など、企業における就業環境の整備の促進に努めます。

(3) 人材確保・定着促進

地域産業を支える技能の継承を促進するとともに、資格取得や知識習得に関わる研修、UIJターンによる道内外からの人材誘致など、時代のニーズに対応した産業人材の育成・確保を推進します。

また、従業員のキャリア形成への支援や、学生・生徒に対する地元産業への理解促進など、次の世代を担う人材の育成・確保を図ります。

[関連する個別計画]

- 釧路市地域雇用創造計画 2017(平成29)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第4章 都市構造・都市基盤

第1節 持続可能なまちづくり

〔現状と課題〕

本市は、豊かな自然環境との調和を図り、適正な土地利用の誘導や計画的な都市施設の整備によって、秩序ある良好な市街地の形成に取り組んできました。

しかし、人口減少に伴い、市街地における人口の低密度化が進んでおり、今後もその傾向が続くことで、地区によっては、商業機能をはじめとした日常生活に必要不可欠な都市機能の維持や、都市基盤施設の効率的な維持管理が困難となってくることが予想される状況となっています。

こうした課題に対応していくため、これまで取り組んできた良好な市街地形成に引き続き配慮しつつ、一定の人口密度を保ちながら、都心部をはじめ、拠点として位置付けている地区に都市機能を維持、確保するなど、持続可能な*コンパクトなまちづくりを進めていくことが重要です。

また、コンパクトなまちづくりにおける都市全体としての利便性向上の観点から、釧路駅を中心とした都心部については、まちなか居住を推進しつつ、ひがし北海道の中核都市としてふさわしい、交通結節点機能の強化や広域的な都市機能の充実に向けた取り組みを進めていく必要があります。

阿寒本町地区やJR音別駅を中心とした市街地区である、都市的地域に準じる地域については、将来にわたり安心して暮らせるまちづくりが求められています。

バスなどの公共交通機関の利用者は、人口減少や少子高齢化、自動車依存の高まりによって減少しており、路線の維持、確保が課題となっています。

公共交通は、日常生活に欠かすことができない移動手段であると同時に、交通渋滞の緩和や環境負荷の低減などにも寄与し、さらには、コンパクトなまちづくりを進めていくうえでも公共交通によるネットワークの活性化は重要なものです。

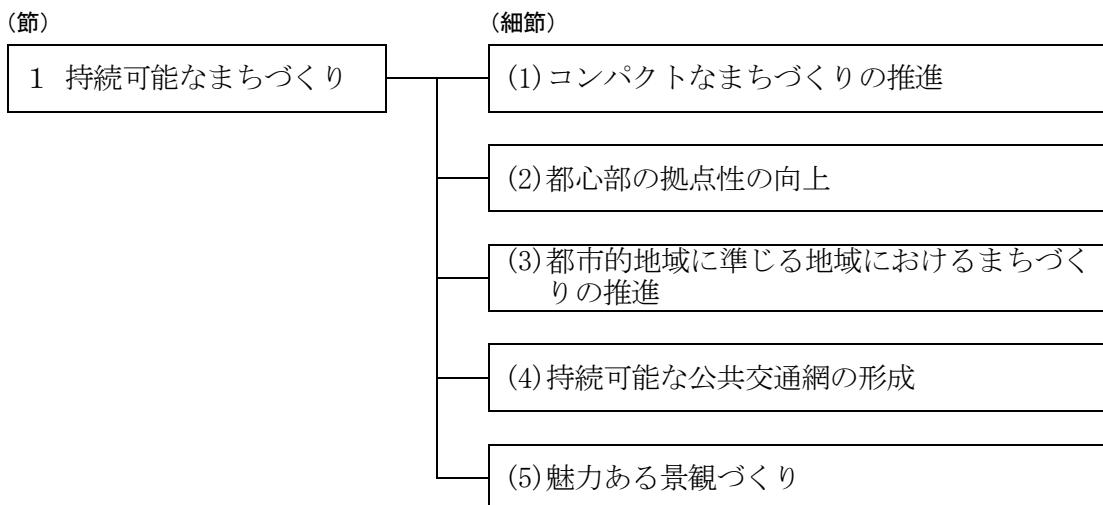
過度に自動車へ依存する社会基盤を見直し、市民の生活に密着した公共交通を守るため、利便性が高く効率的な公共交通網を再構築し、併せて利用促進の取り組みや利用環境の整備を行うなど、持続可能なまちづくりを支える交通体系の確立が求められています。

本市では、自然、歴史、文化等と市民生活、経済活動等が調和した多彩な景観資源を守り、育て、その価値を高めながら、良好な景観を次代に引き継ぐため、2010(平成22)年4月に施行した「釧路市景観条例」及び「釧路市景観計画」に基づき、釧路らしい個性豊かな景観づくりに取り組んできました。

良好な景観とは、地域の個性や特色をわかりやすく特徴づけ、市民の地域に対する愛着やふるさと意識を育むものです。

釧路の特性を生かした魅力あふれるまちをつくるため、市民、事業者、行政が一体となって、釧路らしい景観の保全、整備及び形成を進める必要があります。

[施策の体系]



[施策展開]

(1) コンパクトなまちづくりの推進

都市計画の基本理念のもと、長期的な視点に立った土地利用の誘導や計画的な都市施設の整備、個性を生かした地域づくりなどを進め、秩序ある健全な都市形成を図ります。

また、居住や都市機能の立地の適正化を図り、人口減少に対応した将来に持続可能な都市構造を目指すコンパクトなまちづくりを推進します。

(2) 都心部の拠点性の向上

都心部については、ひがし北海道の中核都市である本市の顔として、商業・業務機能の集積や、教育・文化などの高次都市機能の維持・向上、にぎわいの創出等による活性化を図るため、その玄関口となる釧路駅周辺の交通結節点機能の強化、まちなか居住の推進に伴う関係機関との連携や民間支援、商業機能の充実、再開発の支援、行政・文化・業務・医療機能などが複合するゾーンの形成を図ります。

(3) 都市的地域に準じる地域におけるまちづくりの推進

将来にわたり安心して暮らすうえで必要な生活サービスを受けられる環境を維持するため、小さな拠点づくりを進めます。

(4) 持続可能な公共交通網の形成

利便性が高く効率的な公共交通網を形成し、併せて利用促進のための情報提供方法の改善や利用環境の整備を図り、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通を実現するため、バスや鉄道などの交通事業者や関係機関と連携しながら、市民と協働する交通まちづくりを推進します。

(5) 魅力ある景観づくり

釧路らしい景観の保全、整備及び形成を進めるため、良好な景観づくりの総合的な推進を図るとともに、市民の景観意識の向上に努め、市民協働による景観づくりに取り組みます。

市民が地域に誇りを持ち、住み続けたいと思う潤いのある景観づくり、また、観光客・来訪者が行ってみたいと思う個性豊かな景観づくりに努めます。

[関連する個別計画]

- 釧路市都市計画マスタープラン 2008(平成20)年度

- 釧路市立地適正化計画 2016(平成28)年度
- (仮称)釧路都心部まちづくり計画 2019(平成31)年度
- 釧路市過疎地域自立促進市町村計画 2016(平成28)年度
- 釧路シビックコア地区整備計画 1996(平成8)年度
- 釧路市地域公共交通網形成計画 2017(平成29)年度
- 釧路市景観計画 2010(平成22)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第2節 道路・河川

〔現状と課題〕

道路については、主に道東自動車道等の高規格道路及び国道、道道で構成される幹線道路ネットワークと主に市道で構成される生活道路ネットワークに分けられます。

幹線道路ネットワークについては、道東自動車道の延伸に伴い、移動時間の短縮などの整備効果が表れてきていますが、阿寒*IC～釧路西ICが未供用となっています。また、国道、道道は、一部で隘路区間等があることから、円滑な人流及び物流の基盤や災害発生時における緊急輸送体制の構築のためには、さらなる整備が求められています。

一方、生活道路ネットワークは、日常生活や地域活動における快適な移動を支え、市民の暮らしに欠くことのできない重要な生活基盤であることから、学校指定通学路等の公共施設周辺の道路を中心に、交通混雑の緩和や車両と歩行者などの安全の確保、迅速な除排雪等の冬期間の安全な路面管理が求められています。

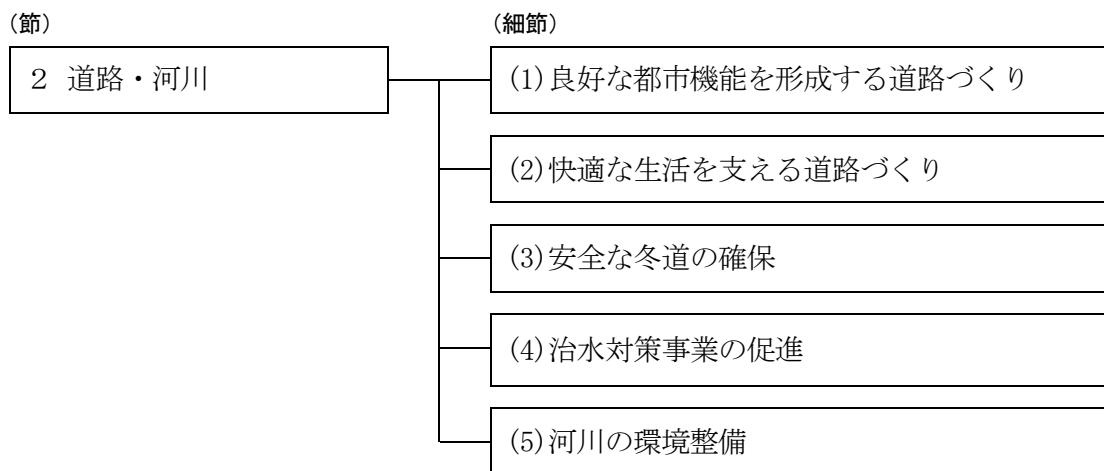
また、道路、橋梁、トンネル、舗装、道路付属物等は、それらの機能に支障が生じることのないよう、適切な維持修繕、管理が必要です。

今後も、人口減少や高齢化の進行、環境負荷の低減などを踏まえつつ、地域の生活や産業を支え、市民の安全・安心のため、計画的な道路網の整備や維持管理を行う必要があります。

河川については、大雨や洪水などによる浸水被害を防止、解消する治水機能と、自然環境や水辺環境を生かした市民の潤いの場の創出など、重要かつ多様な役割を担っています。

今後とも、関係機関との連携を図りながら、治水対策事業及び親水機能や水環境の保全に配慮した河川環境の整備を推進し、また、海岸の保全対策を促進する必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 良好的な都市機能を形成する道路づくり

幹線道路ネットワークについて、道東自動車道及び国道、道道の整備を促進し、円滑な人流及び物流基盤、災害時における緊急輸送体制を構築します。

安全で円滑な都市内交通を確保し、良好な都市環境を形成するため、*都市計画道路の整備を

*IC…インターチェンジ。一般道路とつながる高速道路の出入口用道路。

*都市計画道路…都市計画法に基づいて位置付けられた道路。円滑な都市活動を支え、市街地の骨格を形成し、都市の貴重な空間となる、根幹的な道路として、都市計画上にその区域等が定められた都市施設のこと。

進めるとともに、将来交通量に対応した効率的・効果的な道路網の構築を目的に、未整備の都市計画道路の見直しを実施します。

(2) 快適な生活を支える道路づくり

生活道路ネットワークについて、学校指定通学路等において、車道拡幅や歩道整備を推進するとともに、路面の段差解消等、適切な維持修繕を行い、安全で円滑な交通を確保し、地域の住環境の向上に寄与します。

また、橋梁、トンネル、舗装、道路付属物等について、道路法等に基づいて定期点検を実施することにより、施設の状態を適切に把握するとともに、計画的な維持修繕を実施することで、施設を健全に保ち、長寿命化を図ります。

(3) 安全な冬道の確保

ロードヒーティング及び除雪機械の適切な更新・運用、凍結防止剤の散布等を実施することで、安全で円滑な冬期交通を確保します。

(4) 治水対策事業の促進

国及び北海道が管理する1級及び2級河川の整備を促進するとともに、釧路市水防計画の重要水防箇所に指定されている本市が管理する河川の整備を行い、治水安全度の向上を推進します。

また、波浪、高潮などによる災害や海岸浸食を防止するため、海岸管理者である北海道と連携し、海岸の保全対策を促進します。

(5) 河川の環境整備

河川の環境保全、自然再生、周辺整備などにより、親水機能や水環境の保全に配慮した河川環境整備を推進します。

[関連する個別計画]

- 釧路市橋梁長寿命化修繕計画 2013(平成25)年度
- 釧路都市圏の都市交通マスタープラン（北海道策定）2013(平成25)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第3節 港湾・空港

〔現状と課題〕

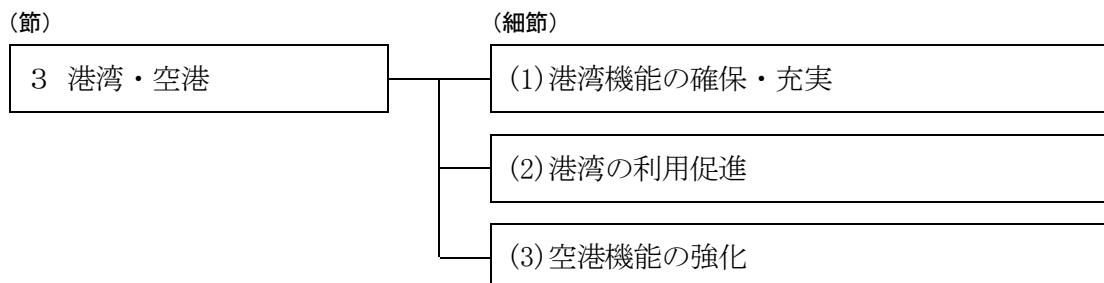
釧路港は、ひがし北海道一円を背後圏とし、国内外との貿易や大型クルーズ船の寄港を通じ、地域の暮らしや産業活動等を支える物流・人流の拠点となっています。東港区は日本有数の漁業基地として利用されるとともに耐震・旅客船ターミナルを中心としたにぎわいと防災の拠点が形成され、地域住民の安全・安心の向上に寄与しています。西港区は基幹産業に関連するバルク貨物や、国内外への定期航路ネットワークを有する物流の拠点が形成されており、現在は、平成23年に改訂された「釧路港港湾計画」に基づいた港湾整備が進められているところです。

しかし、近年、船舶の大型化やクルーズ船の寄港数増加など、釧路港を取り巻く状況が大きく変化していることから、必要な施設整備や受入環境の充実等、適切な対応を図っていくとともに、今後のクルーズ需要増やフェリー誘致の可能性などを見極め、地域経済界・関係団体等と連携した港づくりや利用促進を図る取り組みを進めていく必要があります。

また、既存の港湾施設の老朽化が進んでいることから、適切な維持管理等による安全・安心な港づくりを進めていく必要があります。

ひがし北海道の空の玄関口となるたんちう釧路空港は、国内外からの観光客やビジネス客が往来する国内・国際交流のための拠点となっており、今後も、利用の拡大につながる取り組みを進めるとともに、空港の国際化を推進するため、CIQ（税関・出入国管理・検疫）体制の充実を図る必要があります。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 港湾機能の確保・充実

釧路港港湾計画に基づいた施設整備を進めるとともに、釧路港を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要に応じた計画の見直し等を実施し、港湾機能の充実を図ります。

また、維持管理計画書に基づく適切な維持管理や、既存施設の改良を視野に入れた老朽化対策の実施等により、港湾機能の確保に努めます。

(2) 港湾の利用促進

近年定着しつつあるクルーズ船の安定的な寄港に向けて誘致活動を行うほか、受入環境の充実・向上に努め、にぎわいある港づくりを進めます。

また、物流拠点港として地域活性化につなげられるよう、地域の経済界、関係団体等との連携により*ポートセールスを行うなど、釧路港の利用促進を図ります。

*ポートセールス…港湾のさらなる利用促進を図ることを目的とした、荷主や船舶会社等への誘致活動、宣伝、広報活動など。

(3) 空港機能の強化

ひがし北海道の拠点空港として、道内空港一括民間委託を通じ、地域一体となって運営事業者と連携しながら、利便性向上などの空港機能の強化に努めます。

また、世界に通用する観光地の玄関口としての役割を担うため、CIQ体制の充実を促進するとともに、国際・国内航空路線の拡充などにより空港の利用拡大に努めます。

[関連する個別計画]

- 釧路港港湾計画 2011(平成23)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

第4節 住宅

〔現状と課題〕

本市の住宅政策は、高度経済成長期の人口増加に伴う住宅不足に対応した大規模な住宅地開発や、公営住宅を中心に大量の住宅供給によって量的な住宅不足を解消した後、質の高い住宅市街地形成を中心に居住水準の向上に向けた取り組みを進めてきました。

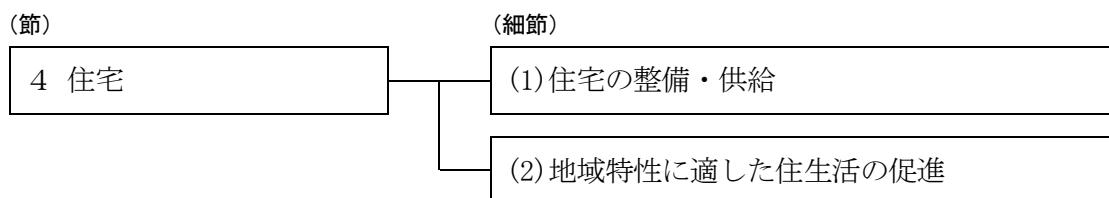
市営住宅は、量的充足がなされた後も住宅*セーフティネットの構築、高齢化などに対応した福祉施策との連携など、住宅政策の推進に重要な役割を果たしています。

既に人口が減少し、少子高齢化が進むなか、これからは、コンパクトな住宅市街地の形成や、地域の特性に適した住まいづくりを促進するとともに、安全・安心な、子どもから高齢者・障がい者まで誰もが暮らしやすい住環境の実現に向けた施策の展開が必要となっています。

また、昭和40年～50年代に大量供給した住宅*ストックの老朽化が進み、一斉に更新時期を迎えていました。市営住宅は、人口減少や少子高齢化が進む社会情勢への対応や多様化する住宅確保要配慮者への重層的かつ柔軟な住宅セーフティネットの中核を担う必要があるため、市営住宅ストックの効率的・効果的な活用が必要となっています。

加えて、増加を続けている空き家について、所有者による適切な管理や活用を促進する取り組みや、老朽化が著しい空き家の対応が求められています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 住宅の整備・供給

安心して子どもを産み育て、高齢者や障がい者が安心して暮らし続けることができる、多様な世帯が住み続けられる住まいづくりに取り組みます。

これまで進めてきた既存住宅の耐震化や公営住宅施策をはじめ、民間賃貸住宅施策、空き家等対策を含めた全体的な質の向上に取り組み、安全で安心な住まいづくりを進めます。

(2) 地域特性に適した住生活の促進

関係機関と連携を図りながら、地域の気候や自然に適した住宅の普及など、地域の特性を生かした釧路らしい住まいづくりを促進するとともに、地域材や地域の技術力を生かすことで域内循環の取り組みを進め、市内の住宅産業の育成に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市住生活基本計画 2018(平成30)年度
- 釧路市公営住宅等長寿命化計画 2018(平成30)年度
- 釧路市空家等対策計画 2016(平成28)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

*セーフティネット…経済的な危機に陥っても最低限の安全を保障する社会的な制度や対策。
 *ストック…現有の資産（財産）のこと。

第5節 水道・下水道

〔現状と課題〕

本市の水道は、1927(昭和2)年の給水開始から90年を超え、水道管路の総延長は1,147km(平成28年度末)に達しています。一方、高度経済成長期に集中的に整備してきた配水管や施設の多くは老朽化が進み、将来にわたり「安全な水質、安定した水道水供給」のための機能を維持するには、愛国浄水場をはじめとする浄水施設や老朽管路の更新などが必要となっています。

また、上水道の水源である釧路川の環境保全の取り組みや、水道水の安全性確保・安定供給のための水質検査も重要です。

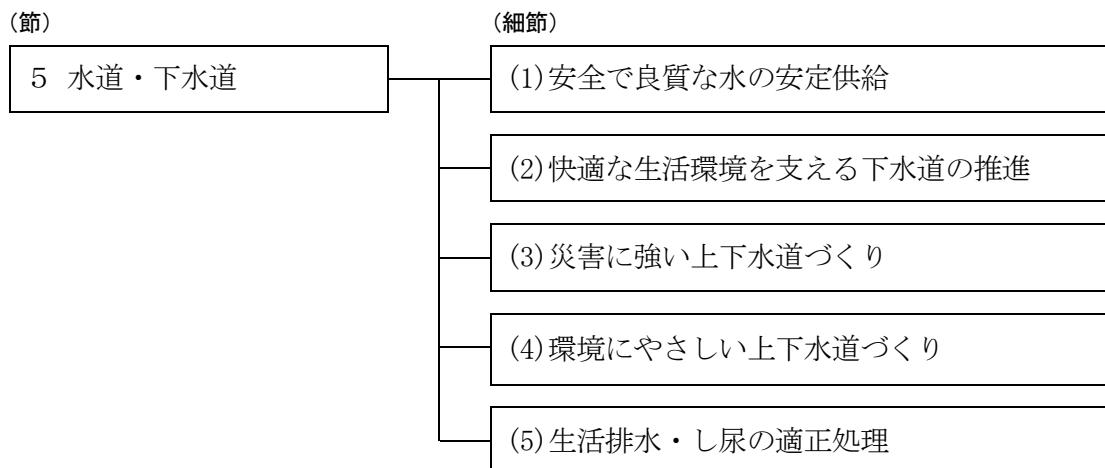
このようななか、水道事業の経営環境は、人口減少や節水意識の高まりなどにより料金収入の減少が続き、厳しさを増しています。このため、財源不足解消に向けた取り組みや、水需要の減少等を考慮した施設更新や規模の見直しなど、長期的視野に立った経営基盤の強化と効率的な経営が必要となっています。

本市の下水道は、1955(昭和30)年に釧路地域の公共下水道事業に着手し、阿寒・音別地域について特種環境保全公共下水道事業により着実に整備を進め、処理人口普及率は98.5%(2016(平成28)年度末)に達し、ほぼ充足している状況にあると言えます。

これからも安全安心で快適な下水道環境を確保するためには、浸水地区の解消、老朽施設の適切な管理や更新、地震災害時における機能保全対策、異常降雨時の*不明水対策が課題となっています。

本市の生活排水やし尿の処理は、水洗化の普及により、処理量が年々減少していますが、公共下水道等による集合処理が難しい地区においては、適切な生活排水処理対策の推進が不可欠です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 安全で良質な水の安定供給

安全で良質な水道水を安定的に提供するため、老朽化が進んだ水道管や浄水場の計画的更新を進め、給水機能の維持、向上を図ります。

また、水道水源の保全や水質監視・検査体制の充実などに努め、今後も「*水道GLP(優良試

*不明水…下水管路内に、管路の継ぎ手部・マンホールの蓋穴・ます等から浸入してくる地下水・雨水等。

*水道GLP…水道の水質検査を実施する機関を対象にその検査結果の信頼性や精度管理が十分に確立されているかを、第三者機関(公益社団法人日本水道協会)が客観的に評価し、認定する制度。

験所規範) 認定」を維持しながら、一層の安全性の確保を図ります。

(2) 快適な生活環境を支える下水道の推進

快適で衛生的な生活環境を確保するため、異常降雨に対応する施設整備や老朽化した施設の長寿命化と更新を計画的に進め、施設機能の維持保全に努めます。

また、雨水管渠の整備を地域ごとの状況を踏まえながら段階的に実施し、雨水による浸水被害の解消を図ります。

(3) 災害に強い上下水道づくり

災害発生など非常時においても必要最低限の*ライフライン機能を確保し、市民生活への影響を最小限にとどめるため、上下水道施設ごとに総合的に判断された優先順位に沿った計画的な耐震補強や防災整備を実施し、災害に強い上下水道システムの構築に努めます。

また、応急給水・応急復旧体制の充実に努めます。

(4) 環境にやさしい上下水道づくり

環境にやさしい上下水道事業を維持するため、釧路川の水質の保全に努めるとともに、浄水・下水道汚泥の減量化と有効活用を図ります。

(5) 生活排水・し尿の適正処理

生活排水を適正に処理するため、公共下水道等による集合処理が難しい地区においては、*合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

また、し尿・浄化槽汚泥等の処理については、*共同汚水処理施設 (MICS) への負荷を軽減し、安定的かつ一層の効率的な処理を図るため、適正な維持管理に努めます。

[関連する個別計画]

- 釧路市水道ビジョン 2012(平成24)年度
- 釧路市下水道ビジョン 2012(平成24)年度
- 釧路市一般廃棄物処理基本計画 2009(平成21)年度

*ライフライン…水道・下水道・電気・ガス等の公共公益設備や、電話・インターネット等の通信設備など、日常生活を営む上で必要な基盤設備。

*合併処理浄化槽…水洗トイレの汚水とそれ以外の排水（生活雑排水）を併せて処理する、小さな下水道処理施設のような設備。

*共同汚水処理施設（MICS）…効率的な汚水処理事業を展開するため、複数の汚水処理施設が共同で利用する施設（共同水処理施設）を基本的に下水道敷地内に整備し、他の汚水処理と一括処理することにより、効率的な維持管理や複数の行政施設の集約化を行うこと。

第6節 公園

〔現状と課題〕

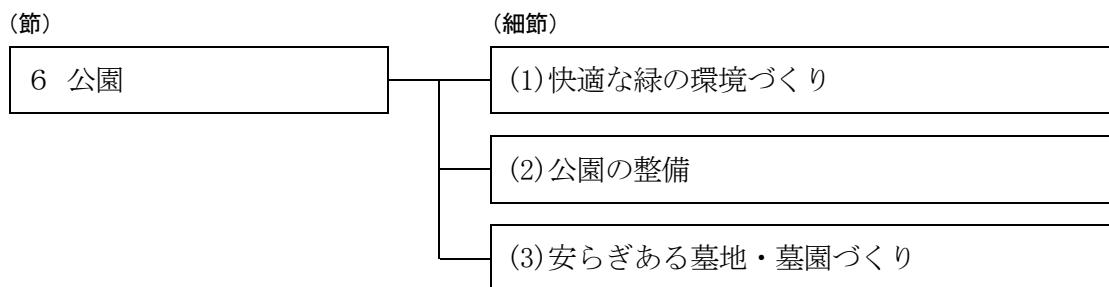
まちの緑や公園は、良好な景観や環境、にぎわいの創出等、潤いのある豊かな市民生活に欠かせないものです。また、地域の交流の場や、子どもが安全に遊び健全な発達を促す場、さらには、災害時には避難地としての役割があります。

本市では、まちの公園や緑地は一定の整備が進んできましたが、一方で公園施設の老朽化が進んでおり、必要な整備とのバランスを図りつつ既存施設の機能を維持することが課題となっています。

今後も公園や緑地の多様な機能を十分に発揮していくためには、これまで進めてきた市民や企業との協働による緑化施策や公園・緑地などの環境整備とともに、地域の特性や課題に合わせた適正な管理運営や整備・改修を引き続き進めていく必要があります。

墓地においては、景観や周辺環境への配慮が求められているとともに、市民にとってかけがえのない墓地として、安らぎのある快適な環境の維持に永続的に取り組む必要があります。火葬場についても適切な維持管理が必要となっています。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 快適な緑の環境づくり

心に潤いと安らぎを与える、緑あふれるまちづくりを進めるため、緑化に関する情報の提供や活動の支援などにより、緑化意識の醸成を図るとともに、市民や企業との協働により緑化活動を推進します。

(2) 公園の整備

市民の憩い、自然とのふれあい、スポーツ・イベントなどの場の確保、地域活動や子育ての支援、防災機能の充実を図るため、日常生活で気軽に利用できる公園・緑地の整備、保全、管理を進めます。

また、老朽化した公園施設の計画的な改修を進め、利用者の安全・安心の確保に努めます。

(3) 安らぎある墓地・墓園づくり

安定した墓地の管理運営や需要に応じた墓地区画等の整備を進め、地域と共に市民に親しまれる環境づくりを進めます。火葬場についても、利用者への安定した火葬業務の提供に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市公園施設長寿命化計画 2014(平成26)年度
- 釧路市緑の基本計画 2001(平成13)年度

第7節 ごみ処理

〔現状と課題〕

廃棄物処理についてはこれまで、各種関連法令の改正や制定に基づき、環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の形成を進めるため、廃棄ごみの適正処理に加え、リフューズ（発生源を断つ）、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の4Rの取り組みが進められています。

本市でも、循環型社会の構築を目指し、2005(平成17)年度の家庭ごみの有料化導入や新たな資源化、4Rの取り組み等により、廃棄ごみの大幅な減量化が図されました。

しかし、1人1日当たりの排出量では、近年、事業系ごみが増加傾向にあり、ごみの減量化や資源化をより確実に進める必要があります。これらの取り組みに加え、新たな最終処分場の整備を進め、一般廃棄物の適正処理を継続的に推進していくことが重要です。

また、自然災害などの非常時においても、通常廃棄物と併せて災害廃棄物の迅速かつ適正な処理ができるよう、平時における体制の整備が必要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) ごみの適正処理の推進

安全で確実なごみ処理を実施するため、安定した収集体制の確立、資源化などの中間処理の充実、最終処分場の適正な維持管理に加え、新たな最終処分場の整備を進めるとともに、災害廃棄物の発生に対応する体制を整備します。

また、ごみのポイ捨て防止、排出時におけるマナー向上などの意識啓発や指導、不法投棄の未然防止・早期発見のための監視パトロールなどの対策を継続します。実施に当たっては、市民と行政との協働や、管内8市町村が共同で制定した「自然の番人宣言」による連携により、清潔できれいなまちづくりに努めます。

(2) ごみの減量化の促進とリサイクルの推進

家庭や事業者に対し、食品ロスの削減など、ごみの発生を抑えるための具体的な手法を情報提供するほか、適正な分別や排出方法に関する啓発を継続し、ごみの減量化や資源化を図ります。

また、町内会をはじめとした市民団体による集団資源回収の取り組みを広め、市民のリサイクルに対する意識の向上に努めます。

〔関連する個別計画〕

- 釧路市一般廃棄物処理基本計画 2009(平成21)年度

第5章 市民協働・行財政運営

第1節 市民協働

〔現状と課題〕

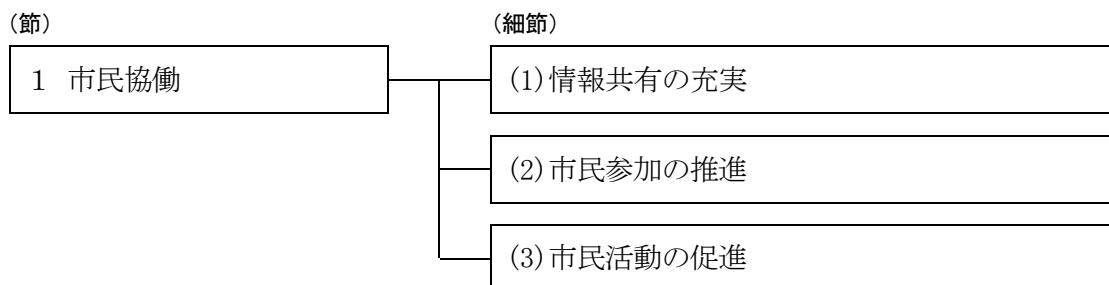
地方分権が進むなか、地方自治体は自らの責任において、地域の個性を生かした自主的な行政運営が可能となっています。本市では、2015(平成27)年に釧路市まちづくり条例が施行され、市民が主体のまちづくりを実現するための基本的なルールができました。この条例のもとで、市民と行政がそれぞれの役割を果たしながら協力し合う「協働」を進めることが重要です。

そのため、行政が市民に情報を知らせるだけではなく、市民との情報交換などを通じて課題を把握し、共通の意識を持つための情報共有が必要であることに加え、行政が市民にとって親しみやすい開かれた市政を実現し、市民はまちづくりに参加していくことが必要です。

また、本市では、町内会等の地縁団体をはじめとした様々な団体などにより、市民活動が活発に取り組まれ、まちづくりにとって重要な役割を果たしています。市民活動の範囲は、福祉や防災だけでなく、国際交流、環境保全、自然保護、社会教育などと幅広く、組織形態も個人からNPO法人等の組織的なものまで多岐にわたっています。

こうした市民活動の促進と市民や団体間の交流を図る拠点として、本市では、釧路市民活動センター「わっと」を設置し支援を行っています。今後も、あらゆる機会を捉えて、市民活動への参加意識の高揚を図るとともに、活動に関する情報収集・提供の充実、団体相互の交流・協力体制の確立などにより市民活動を促進していくことが重要です。

〔施策の体系〕



〔施策展開〕

(1) 情報共有の充実

市民と行政が地域の課題について共に考え解決するため、互いの情報や考えを交換する機会を設けたり、様々な媒体を活用し、まちづくりに関する情報の提供、意見の把握に努めます。

また、公正で開かれた市政を実現するため、個人情報の保護に留意しながら、市民が知りたい情報の適正な提供に努めます。

(2) 市民参加の推進

これまで進めてきた「市民と行政が協働するまちづくり」の考え方をさらに深めて、「市民が主体のまちづくり」を実現するため、市民が参加しやすい環境づくりや協働意識の向上に努め、政策形成や事業実施など様々な場面において市民参加の推進を図ります。

(3) 市民活動の促進

市民活動センターを通じて、様々な活動支援に取り組むなど、市民と行政が連携しながら、

市民活動への自主的な参加を進めるとともに、住民や団体による主体的な地域づくり活動の定着、創出を図ります。

〔関連する個別計画〕

- 市民と協働するまちづくり推進指針 2008(平成20)年度

第2節 行財政運営

〔現状と課題〕

これまで、本市では、限られた経営資源を有効に活用しながら、効率的で効果的な行政運営の推進を図るため、事務事業や職員定数の見直しに取り組んできました。

今般、人口減少や少子高齢化の進行によって財政状況は厳しさを増しており、減少傾向にある歳入規模に応じた歳出規模を目指すため、市民ニーズを把握、分析しつつ行政サービスのあり方を検討する必要があります。

このため、課税・収納事務の適正な執行はもとより、未収金対策の推進、税外収入の確保などにより自主財源の比率を高めて財政構造の改革を図り、收支の均衡を念頭に、長期的な視野で堅実な財政運営を推進していかなければなりません。

また、地方分権が進み、ますます多様化、高度化する行政需要への対応が求められています。本市では、窓口サービスの質的な向上などの仕事の「見える化」を進めるとともに、市長のトップマネジメント機能強化のための取り組みや、地域の行政課題解決に取り組む職員を育成するための研修制度の充実などを実施してきました。

今後においても、こうした取り組みをさらに深め、民間活力の導入など、限られた経営資源を最大限に活用できる体制を構築するための行財政改革を進めつつ、適切な行財政運営を進める必要があります。

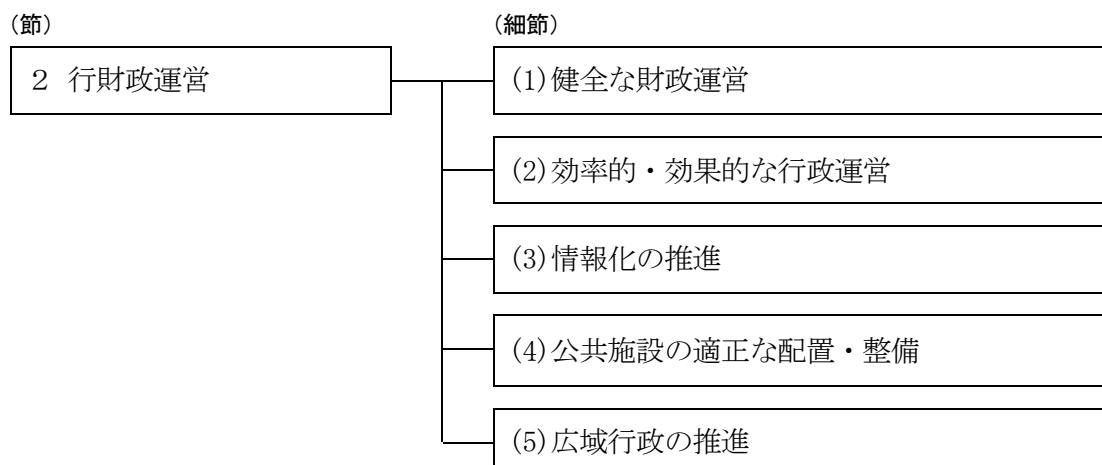
公共施設については、人口1人当たりの床面積が全国平均や道内の同規模自治体を大きく上回っており、大量の公共施設の保有が大きな市民負担となっています。また、築30年以上の建物が50%以上を占めるなど、多くの施設において老朽化が進んでいます。

今後、公共施設の大量更新が必要となることを踏まえ、人口減少や人口構成の変化等に即した総合的・戦略的な対応が課題となっています。

広域的な行政運営については、経済活動や住民の生活圏の広域化などにより、近隣自治体との協力がまちづくりに不可欠となっていることから、これまで、公立大学事務組合や釧路広域連合などを通じ、管内自治体との共同事業の実施に取り組んできました。

環境、観光、防災、教育などの様々な分野において、広域的な取り組みが必要となっており、今後も、地域が一体となって様々な課題に対応するとともに、地域の可能性を引き出すために一層の連携に努めていく必要があります。

〔施策の体系〕



[施策展開]

(1) 健全な財政運営

財政の健全化を図るため、人件費や内部管理経費などの徹底した見直しや、市税等の収納率向上、さらには広告事業の取り組みの拡大やふるさと納税の有効活用などにより、自主財源の安定的な確保に努めます。また、市民ニーズを的確に把握した施策の重点化や効果的な予算配分により、収入に見合った効率的な財政運営を進めます。

(2) 効率的・効果的な行政運営

「最少の経費で最大の効果」を挙げるべく、効率的な組織体制の構築を図るため、既存の事務事業や新たな行政需要に対し、従来の概念にとらわれることなく、柔軟な発想で見直しを行うものとして、民間へのアウトソーシングや指定管理者制度の導入など、スクラップ・アンド・ビルトを基本に、簡素で活力ある組織の確立、定員の適正化に努めます。また、行政評価の実施などにより適切な行政運営を進めます。

(3) 情報化の推進

行政サービスの向上や事務の効率化を図るため、情報技術の進歩や市民ニーズの多様化に対応した、効率的かつ安定的な業務システムを構築し、万全な情報セキュリティ対策を講じます。

また、すべての市民が、公平に情報や行政サービスを利用できるよう、様々な分野で生じている情報格差の解消を図ります。

(4) 公共施設の適正な配置・整備

人口減少や人口構成の変化等に対応し、公共施設等の維持更新コストの縮減や平準化を図るため、施設の長寿命化や維持管理コストの縮減を図るとともに、集約化・多機能化の推進や新規整備の抑制等により総量の圧縮に努めるなど、公共施設等の適正な配置・整備を進めます。

(5) 広域行政の推進

地域社会の様々な課題を解決し持続可能な生活圏を維持していくため、生活圏を共有する自治体がその独自性を互いに尊重し、役割分担しながら、生活機能等の確保や圏域の活性化に向けて連携・協力する体制の充実に努めます。

ひがし北海道の自治体との連携強化を進め、広域観光の振興や広域幹線道路ネットワークの整備促進など、地域が一体となった発展基盤の形成に努めます。

道内・国内各都市との連携により、北海道全体の発展に向けた取り組みを進めます。

[関連する個別計画]

- 釧路市行政改革大綱 2006(平成18)年度
- 釧路市財政健全化推進プラン 2011(平成23)年度
- 釧路市定員適正化計画 2016(平成28)年度
- 釧路市高度情報化計画 2006(平成18)年度
- 釧路市公共施設等総合管理計画 2015(平成27)年度
- 釧路市公共施設等適正化計画 2014(平成26)年度
- 釧路市公共施設等保全計画 2015(平成27)年度
- 釧路地方拠点都市地域基本計画（協議会策定）2009(平成21)年度
- 釧路定住自立圏共生ビジョン 2010(平成22)年度
- 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 2015(平成27)年度

8 策定の経過

2016(平成28)年

- 4月1日 まちづくり基本構想策定組織の設置
- 5月27日 基本構想会議
・基本構想策定市民委員会の設置について
・幹事会の幹事指名について
・旧総合計画の点検について
釧路市基本構想策定市民委員会設置要綱及び釧路市基本構想会議設置要綱の制定
- 6月 広報くしろ6月号掲載（市民委員会委員の公募について）
- 6月7日 基本構想幹事会
・アンケート調査の実施について
- 6月21日 6月定例市議会にまちづくり基本構想の策定について報告
- 6月28日 基本構想幹事会
・長期行政計画調査について
- 6月29日 基本構想会議
・審議会等での市民意見の取りまとめについて
- 7月 広報くしろ7月号掲載（アンケート調査の実施について）
- 7月8日 アンケート調査票発送
- 7月11日 まちづくり基本構想策定市民委員会の発足
第1回まちづくり基本構想策定市民委員会
- 8月25日 基本構想会議
・策定方針の決定
- 9月13日 9月定例市議会への策定方針の報告
- 9月30日 基本構想幹事会
・基本構想骨格について
・作業部会の設置について
- 10月13日 「育てる」作業部会、「働く」作業部会
- 10月14日 「暮らす」作業部会（12月まで各作業部会を4回開催）
・まちづくり基本方針の検討
・目指すべきまちづくりについての意見交換
- 11月25日 第2回まちづくり基本構想策定市民委員会
・アンケート調査結果について
・基本構想骨格について
・目指すべきまちづくり、まちづくり基本方針について
- 12月13日 12月定例市議会へのアンケート調査結果の報告

2017(平成29)年

- 2月10日 第3回まちづくり基本構想策定市民委員会
・まちづくり基本構想 たたき台(2月時点)について
・目指すべきまちづくり、まちづくり基本方針について
- 3月13日 2月定例市議会へのまちづくり基本構想 たたき台(2月時点)の報告
- 3月22日 重点戦略作業部会（5月まで4回開催）
・重点戦略施策等の検討
- 4月28日 重点戦略作業部会分科会（経済活性化、人材育成、都市機能向上）
・重点戦略施策等の検討
- 6月5日 第4回まちづくり基本構想策定市民委員会
・まちづくり基本構想 たたき台(6月時点)について
- 6月20日 6月定例市議会へのまちづくり基本構想 たたき台(6月時点)の報告
- 7月31日 中期実施計画に係る各部局への第1次ヒアリング（～8月19日）
- 8月 広報くしろ8月号掲載（策定経過について）
- 8月29日 第5回まちづくり基本構想策定市民委員会
・まちづくり基本構想(素案)について
・域内連関について
- 9月12日 9月定例市議会へのまちづくり基本構想(素案)及び域内連関資料の報告
- 9月26日 9月定例市議会での「釧路市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例」の議決
- 10月 広報くしろ10月号掲載（シンポジウムの開催について）
- 10月10日 まちづくり基本構想シンポジウムの開催
- 10月17日 意見募集の実施（～11月15日）（対象：まちづくり基本構想 構想編）
中期実施計画に係る各部局への第2次ヒアリング（～11月14日）
- 10月30日 FMくしろ「市役所からこんにちは」（まちづくり基本構想について）
- 11月27日 第6回まちづくり基本構想策定市民委員会
・まちづくり基本構想 構想編(案)について
・まちづくり基本構想 計画編素案(案)について
- 11月29日 12月定例市議会へのまちづくり基本構想 構想編(案)の提出
- 12月12日 12月定例市議会へのまちづくり基本構想シンポジウム開催結果等の報告
- 12月15日 12月定例市議会でのまちづくり基本構想 構想編の議決

2018(平成30)年

- 1月26日 意見募集の実施（～2月8日）（対象：まちづくり基本構想 計画編）
- 2月16日 基本構想幹事会
- 2月21日 基本構想会議
・まちづくり基本構想 計画編(案)について
- 3月12日 2月定例市議会へのまちづくり基本構想 計画編等の報告
- 3月22日 基本構想会議
・まちづくり基本構想 計画編の決定について

9 市民参加の取り組み

(1) まちづくり基本構想策定市民委員会の設置

「釧路市基本構想策定市民委員会設置要綱」に基づき、協議や助言をいただく「釧路市まちづくり基本構想策定市民委員会」を設置しました。

委員は、学識経験者、各種企業・団体推薦者と2名の公募市民の20人（男性10人、女性10人）で構成し、年齢階層についてもバランスのとれた委員構成となりました。

2016(平成28)年7月11日の発足から6回の市民委員会が開催され、それぞれの立場からご意見をいただきました。

釧路市まちづくり基本構想策定市民委員会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名		所 属 等
委員長	小磯 修二	釧路市顧問
副委員長	川村 修一	釧路商工会議所 専務理事
委員	浅野 達彦	阿寒農業協同組合青年部 副部長
委員	五十嵐 志保	公募委員
委員	伊藤 靖代	釧路市東部北地域包括支援センター 所長
委員	井上 かおり	全日本空輸株式会社釧路支店 支店長（～2017(平成29)年6月）
委員	井上 雅敬	社会福祉法人釧路市社会福祉協議会 地域福祉課長
委員	大嶋 春香	釧路市私立幼稚園連合会 副会長・研修部長
委員	大野 良太	一般社団法人釧路青年会議所
委員	金子 ゆかり	一般社団法人北海道建築士会釧路支部 女性委員長
委員	川前 あゆみ	北海道教育大学釧路校 准教授
委員	口田 良隆	一般社団法人釧路市医師会 事務統括部長
委員	佐野 修久	釧路公立大学地域経済研究センター センター長
委員	柴崎 初美	釧路信用金庫 総務部 上席調査役代理（2017(平成29)年6月～）
委員	夏堀 めぐみ	クスロ 代表
委員	西村 育	釧路市連合町内会 会長
委員	長谷川 真由	公募委員
委員	畠 由規子	三ツ輪運輸株式会社 総務課長
委員	原田 隆行	公益財団法人釧路根室圏産業技術振興センター技術開発課 課長
委員	檜森 重樹	一般社団法人釧路水産協会 専務理事
委員	松尾 千穂	釧路市教育委員

(2) まちづくり基本構想等策定に向けたアンケート調査の実施

まちづくり基本構想の策定に当たり、市政に対する市民の意見等を反映させるために実施しました（調査時期 2016(平成28)年7月）。

① 市民アンケート調査

釧路市への愛着や継続居住意向、地域の強み・弱み、まちづくりへの参加意向、釧路市が重点的に取り組むべきものなどについて調査しました。無作為で抽出した満16歳以上の市民10,000人に郵送し、2,946人から回答がありました。

② 中学生アンケート調査

釧路市への愛着や継続居住意向、自慢に思うこと、まちづくりへの参加意向などについて調査し、市内各中学校の代表生徒51人から回答がありました。

③ 企業アンケート調査

まちづくりや地域社会への貢献活動の取組状況、釧路市が重点的に取り組むべきものなどについて調査しました。市内に事業所を有する企業から抽出した104社に郵送し、56社から回答がありました。

④ 各種団体アンケート調査

市内の産業、教育文化、民生、地域づくりなどに関わる諸団体を対象に、各団体の抱える課題、まちづくりへの参加意向、釧路市が重点的に取り組むべきものなどについて調査しました。178団体に郵送し、111団体から回答がありました。

⑤ 長期滞在者アンケート調査

居住地と釧路市を比較し、釧路市の住みやすさ、魅力的に感じることなどについて調査しました。市内への長期滞在者153人に配付し、51人から回答がありました。

(3) まちづくり基本構想シンポジウムの開催

まちづくり基本構想の周知を図るため、「釧路市まちづくり基本構想シンポジウム～つながる まち・ひと・みらい～」を開催しました。

① 日 時 2017(平成29)年10月10日(火) 午後1時30分～午後4時

② 会 場 ANAクラウンプラザホテル釧路（釧路市錦町3丁目7番地）

③ 内 容

ア 報告

「釧路市まちづくり基本構想の策定について」

報告者 蝦名 大也 釧路市長

コメンテーター 小磯 修二 氏（市民委員会委員長）

イ パネルディスカッション

「釧路市のこれからのかまちづくり～域内連関が築く開かれた信頼社会～」

モデレーター 小磯 修二 氏

パネリスト 西村 豪 氏（市民委員会委員）

畠 由規子 氏（同）

川前 あゆみ 氏（同）

夏堀 めぐみ 氏（同）

沼尻 智成 氏（釧路信用金庫経営企画部地域力創造グループ）

※ 民間派遣協定により釧路市総合政策部都市経営課
基本構想担当に在籍（～2017(平成29)年9月）

④ 参加者数 283人

(4) 地域協議会、審議会等での協議

合併前の釧路市、阿寒町、音別町の3区域を単位として設置している地域協議会や各部局所管の審議会などにおいて、策定のためのご意見をいただきました。

開催日	審議会等の名称	参加者数
2016(平成28)年 7月28日	第1回釧路市国民健康保険運営協議会	8人
8月1日	第1回釧路市子ども・子育て会議	20人
8月4日	第1回釧路市社会教育施設等運営審議会	12人
8月24日	第1回釧路市高齢者保健福祉・介護保険事業計画策定市民委員会	21人
8月26日	第2回釧路市都市計画審議会	9人
8月30日	第2回釧路市男女平等参画審議会	11人
8月31日	釧路市青少年問題協議会	17人
9月2日	第2回釧路市社会福祉委員会	41人
9月8日	釧路市スポーツ推進委員協議会(釧路地区)9月定例会	13人
9月29日	釧路市発達障害者支援連絡調整会議	10人

(5) 市民意見提出手続（パブリックコメント）の実施

① 釧路市まちづくり基本構想 構想編

ア 募集期間 2017(平成29)年10月17日～11月15日

イ 意見の件数（提出者数） 10件（3人）

② 釧路市まちづくり基本構想 計画編

ア 募集期間 2018(平成30)年1月26日～2月8日

イ 意見の件数（提出者数） 0件（0人）

(6) 市民参加のための資料等の公開

策定の状況をお伝えし、意見をいただくため、「市民参加のための資料」や「アンケート調査報告書」などを公開しました。

公開日	公開内容	公開場所
2016(平成28)年 7月6日	第1回市民委員会の開催について	
8月8日	第1回市民委員会の開催結果について	
11月24日	第2回市民委員会の開催について	
12月1日	まちづくり基本構想等策定に向けた アンケート調査報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎・各行政センター 1階 市政情報コーナー
12月26日	第2回市民委員会の開催結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・支所 (鳥取支所、春採支所、桜ヶ岡支所、 大楽毛支所、阿寒湖温泉支所)
2017(平成29年) 2月3日	第3回市民委員会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティセンター (コア鳥取、コア大空、コアかがやき)
3月17日	第3回市民委員会の開催結果について	<ul style="list-style-type: none"> ・市立釧路図書館
5月29日	第4回市民委員会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所本庁舎 3階 都市経営課基本構想担当
7月3日	第4回市民委員会の開催結果について	
8月22日	第5回市民委員会の開催について	
10月17日	第5回市民委員会の開催結果について	
	まちづくり基本構想 構想編(案)	
11月13日	第6回市民委員会の開催について	
2018(平成30年) 1月16日	第6回市民委員会の開催結果について	
1月26日	まちづくり基本構想 計画編素案(案)	

10 関連要綱

○ 釧路市基本構想策定市民委員会設置要綱

(設置)

第1条 釧路市まちづくり条例第23条第1項に規定する基本構想等（以下「基本構想等」という。）の策定に関し、協議及び助言を行うため、釧路市基本構想策定市民委員会（以下「市民委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 市民委員会は、基本構想等の策定に関わる協議及び助言を行う。

(組織等)

第3条 市民委員会は、委員20名以内により組織する。

2 委員は、学識経験者、各種企業・団体推薦者、公募市民等の中から市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民委員会に委員長、副委員長を各1名置く。

2 委員長及び副委員長は、互選による。

3 委員長は、市民委員会を代表し会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は、欠けたときは、あらかじめ委員長が指定した順序により、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民委員会は、必要に応じ委員長が委員を招集し開催する。

2 市民委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その説明若しくは意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 市民委員会の庶務は、総合政策部都市経営課基本構想担当が処理する。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民委員会に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

○ 釧路市基本構想会議設置要綱

(設置)

第1条 釧路市まちづくり基本条例第23条第1項に規定する基本構想等（以下「基本構想等」という。）の策定に関する重要事項を審議し、全庁的にその推進を図るため、釧路市基本構想会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本構想等の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 会議は、釧路市庁議等規程（平成17年釧路市訓令第6号）第2条第1項に規定する者をもって組織する。

2 前項に規定する者のほか、会議に市長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

(会議の総括等)

第4条 市長は、会議を総括し、本会議を主宰する。

2 副市長は、市長を補佐し、市長に事故あるとき又は欠けたときは、あらかじめ市長が指定する順序により、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 会議に第2条に掲げる所掌事項に係る調査研究及び総合的な調整を図るために基本構想策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置くことができる。

- 2 幹事会は、会議の指定事項及び会議に係る必要事項を協議する。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織する。
- 4 幹事長は総合政策部長、副幹事長は都市経営課基本構想主幹をもって充てる。
- 5 幹事は、都市経営課基本構想主幹及び各部の長が指名する者をもって充てる。
- 6 前項に規定する者のほか、幹事会に幹事長が必要と認めた関係者を参画させることができる。

(作業部会)

第6条 会議に第2条に掲げる所掌事項に係る具体的な調整（以下「具体的調整」という。）を図るため、作業部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

2 部会は、各部の所属職員をもって構成し、具体的調整の実施に当たっての必要事項を調査・検討し、その推進を図る。

(意見聴取及び資料提出)

第7条 会議及び幹事会は、具体的調整を進めるに当たって必要があると認めるときは、部会から意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、総合政策部都市経営課基本構想担当が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月27日から施行する。

釧路市まちづくり基本構想

(2018(平成30)年3月策定)

2018(平成30)年3月発行

発行／釧路市
編集／釧路市総合政策部都市経営課
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
TEL (0154) 31-4502
URL <http://www.city.kushiro.lg.jp>
